

厚生労働行政推進調査事業費補助金
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

労働安全衛生法第 29 条から 32 条の逐条解説

分担研究者 三柴 文典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊することを目的としており、本分担研究は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 29 条から 32 条について、その課題を果たすことを目的としている。

行政文書、（元）行政官等による解説書等の 1 次資料の渉猟、立法者及び現場での執行にあたる労働基準監督官らからの情報収集のほか、現行安衛法の基本構造と沿革を知り、現行安衛法が労災防止効果を挙げた要因を分析するため、旧安衛則のブリーフ（別紙 1）を作成し、名宛人の整理（別紙 2）を行った結果、以下の情報及び示唆が得られた。

すなわち、事業場内外での（事業場外では、特に請負契約を媒体とする混在作業にかかる）安全衛生管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。監督指導実績からは、特に作業主任者選任が重視されてきたことが窺われるが、ほんらい、その本質は、対策における専門性の確保と共に、組織的、集団的な安全行動の秩序作りへの働きかけという面が強いため、一定程度は、心身両面にわたる積極的な健康の保持増進策にも応用できるし、現にそのような方向性を辿ってきた。従って、今後の個人事業主等も保護対象に含め、心身両面の健康を図ろうとする安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

ただし、従前のように、危険有害性が判明した物質、場所、作業方法等にのみ資格者や管理責任者を配置する手法の妥当性は疑わしい。特に化学物質管理では、全ての化学物質はあぶないかもしれないとの前提に立って、専門家に安全性が立証されない限り、専門家の配置ないし支援を含む一定の対策を求める制度の構築が望まれる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 29 条から 32 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

また、条文の適用の実際（監督指導状況）等について、元・現労働基準監督官へ

のアンケート調査を行ったほか、研究班内の元・現労働基準監督官からの情報収集を行った。

報告書文案の作成の際に技術的な不明点については、メーリングリストで班員内の専門家に照会した。

C. 研究結果

1 第 29 条及び第 29 条の 2

1.1 条文

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

1.2 趣旨と内容

1.2.1 第 29 条

1.2.1.1 趣旨

第 29 条は、全ての業種において、元方事業者（業種を問わず、一の場所¹で行う

¹ 現行安衛法の施行通達には、「請負契約関係にある数個の事業によつて仕事が関連して混在的に行なわれる各作業現場」を意味し、「具体的には、労働者の作業の混在性等を考慮して、この法律の趣旨に即し、目的論的見地から定められるもの」である（昭和 47 年 9 月 18 日発基第 602 号）。法第 15 条を通じて元方事業者を確定する概念とも言える（畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防新書、2019 年（令和元年））76-77 頁）。

要するに、混在作業（元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が同じ場所で関連する作業を行うこと）に伴う関係請負人の労働者同士の連携ミスによる労災リスクを元方事業者による場の統括管理によって防止するという法第 30 条の趣旨を果たす一環で用いられた文言なので、実際には元方の目が行き届き難い場所で生じた災害でも、この文言を広く解釈することで、元方事業者に責任を負わせるマジックワードとして用いられたりする（後掲の幸陽船渠事件広島高判昭和 53 年 4 月 18 日判例時報 918 号 135 頁など）。

繰り返しになるが、請負契約を結んだ事業者が行う仕事が関連し、混在して行われている場所、すなわち、元方事業者と関係請負人の労働者が 1 つの目的に向けて共に就業している（：混在作業を行っている）場所を意味する。元方事業者による統

仕事の一部を関係請負人に行わせている事業者（労働者を使用して事業を営む者）で、重層的請負構造下では、最先次の注文者（法第 15 条第 1 項）²。畠中元教授は、請

括管理が必要なため、基本的には元方事業者も常駐している必要があるが、実際の判断は、労災防止という安衛法の趣旨に照らし、目的論的に行われる（昭和 47 年 9 月 18 日発基第 602 号）。

例えば、ビル建設工事では、当該工事の作業場の全域、道路建設工事では、当該工事の工区（施工者や場所などによる施工単位）ごと、造船業では、船殻（船体の外殻の形成）作業、艀装（船殻を除く航行に必要な装備の設置）作業、修理作業、造機（機械や機関の製造）作業の各作業場の全域か造船所全域、化学工業では、製造施設作業、用役（プラントの運転に必要な電気、水、空気や燃料など）施設作業、入出荷施設作業の各作業場の全域か化学工業事業場の全域、鉄鋼業では、製鋼（銑鉄を脱炭して鋼鉄をつくる工程）作業、熱延作業、冷延作業の各作業場の全域か製鉄所の全域、自動車製造業では、プレス・溶接作業、塗装作業、組み立て作業の各作業場の全域か自動車製造事業場の全域がそれに当たる（前記昭和 47 年発基第 602 号、平成 18 年 2 月 24 日基発第 0224003 号、中央労働災害防止協会『自動車製造業における元方事業者・関係請負人の安全衛生管理マニュアル』（2011 年（平成 23 年））33-35 頁）。よって、事業場に該当する場合も、作業場に該当する場合もある（畠中前掲書（2019 年（令和元年））207-210 頁）。

² 仕事が数次の請負契約によって行われる

負契約（及びその当事者である請負人、注文者）に着目して定義された概念であり、安衛法上の請負規制（≡混在作業規制）のキーワードだという³。元請との違いは、発注者も含む点と、一部の仕事は自ら行っている必要がある⁴点である（したがって、建設事業者等であり、純粋なお客様（client）は含まない）。元請とは、一般的には発注者から直接仕事を請け負った者を意味する。よって、建設会社による自社ビル施工等では、元方事業者から一部の仕事を請け負った一次下請が元請となることもある）に対し、当該注文者の構内（注文者の事業場を含め、親企業の仕事を行っていて、その管理下にある場所を指す）で業務を行う請負人や、その労働者に対して、この法令⁵に反しないよう指導し、違反を認

めた時は、是正のための指示を行うよう義務づけたものである⁶。

1.2.1.2 内容

請負業務を親企業（元方事業者）の構内（注文者の事業場を含め、親企業の仕事を行っていて、その管理下にある場所を指す）で行うことを構内下請作業といい、造船業、鉄鋼業、化学工業等では一般的である⁷。同条は、この構内下請作業を行う請負人やその労働者の災害率がかかなり高いこと⁸、その要因として、同人らは、親企業

法）と命令を指し、このうち命令には、政省令（ここでは安衛法施行令と安衛則等）のほか、告示（例えばフォークリフト構造規格等）が含まれるとの見解がある（畠中前掲書（2019年（令和元年））21-22頁）。告示とは、ほんらい、政府が国民に広く情報を伝達する手段にすぎず、法令とは異なり、法的拘束力を持つとは限らないが、行政手続法第2条第1号は、法令について、「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう」と定めているから、少なくとも行政法上は法令の一環と解される（労使関係等では別途議論が可能だろう）。安衛法の行政法的性格もあって、立案者側も事業者側も、行政による法解釈と理解することが多かったということと思われる。

⁶ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年（平成29年））342頁。

⁷ 同前。

⁸ 昭和47年9月18日発基第91号、佐藤勝美編『労働安全衛生法の詳解』（労働基

場合には、その請負系列における全ての注文者を指す（畠中前掲書（2019年（令和元年））228頁）。

³ 畠中前掲書（2019年（令和元年））208頁。

⁴ 建設業法は元請による下請への丸投げを原則禁止しつつ、共同住宅工事以外の工事については、発注者による書面の承諾を前提に許容している（建設業法第22条第3項、同法施行令第6条の3）。もとより、商社等、建設業者でない者による丸投げは許容されている。自ら仕事の一部を行っているか否かは、当該業者が施工管理したか否かで判断され、設計監理のみの関与の場合には該当しない（昭和47年9月18日基発第602号、昭和47年11月15日基発第725号）。

⁵ ここで法令とは、法律（ここでは安衛

（元方事業者）内での設備の修理、原材料や製品の運搬、梱包等、親企業に所属する者より危険性（主に身体損傷をもたらす引火性、爆発性、転落危険など）や有害性（主に健康障害をもたらす毒性など）が高い作業を分担することが多い一方、作業の性質上、自主的な努力のみでは災害防止効果をあげ難いことから、その構内という場所の管理と、その場所における事業の遂行全般に権限と責任を持つ元方事業者を名宛人として、関係請負人（重層的な請負関係において元方事業者から仕事を請け負っている請負人全て）らへの本法令遵守の指導や指示を義務づけると共に、関係請負人らを名宛人として、その指示の遵守を義務づけたものである（昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号）⁹。こうした観点は、旧労働基準法時代には、不十分だった¹⁰。

解説書の中には、構内下請企業が有害物質を取り扱う場合、局所排気装置の設置、保護具の使用、健康診断の実施等を常時指導し、関係下請企業の違反に際しては元方事業者が是正の指示をすべき旨を例示したものが¹¹。

労災防止効果を優先して、あえて下請企

業の労働者と労働契約関係にない元方事業者を名宛人とした規制なので、本条の誠実な履行によって、却って、当該元方事業者が、労働者派遣法上の派遣先と推認されることのないよう図った公文書がある¹²。この理は、労働契約関係を含むその他の法律関係の成立や、それに伴う責任にも当てはまる（：元方に責任を負わせる規定の遵守が、労働契約等の成立を推認させることはない）と解される¹³。

鉱山保安法も同類の規制を設けている。すなわち、同法は、鉱物の採掘等の鉱業を行う権利を持つ者を鉱業権者（第 2 条第 1 項）として名宛人とし、下請の労働者を含め、鉱山で鉱業に従事する者一般を鉱山労働者（第 2 条第 3 項）として、主な保護対象とし、その安全を確保する義務を課している。

ただし、本条には罰則の定めがない。

1.2.2 第 29 条の 2

1.2.2.1 趣旨

第 29 条の 2 は、第 29 条の建設業の元方事業者に関する特則（第 29 条の適用範囲の一部を特に規制するもの）といえる¹⁴。

準調査会、1992 年（平成 4 年）29 頁。

⁹ 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解（改訂 4 版）』（労働調査会、2015 年（平成 27 年））480 頁、昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号。

¹⁰ 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978 年（昭和 53 年））73 頁。

¹¹ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））220-221 頁、労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））343 頁。

¹² 平成 22 年 4 月 13 日内閣衆質 174 第 347 号。

¹³ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））222 頁。

¹⁴ なお、一の場所で行う仕事を複数の建設業の事業者が共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイント・ベンチャーの場合）、出資割合等に応じて主たる側が代表者となり、当該代表者のみを元方事業者として、各事業者に連なる関係請負人やその

すなわち、第 29 条が規制する、親企業の構内のうち、建設工事現場であって、本条が規定するような条件の場所で関係請負人の労働者に生じる労災が多かったため、作業場単位の規制として、平成 4 年の法改正（平成 4 年号外法律第 55 号）で設けられたものである¹⁵。

なお、ほぼ建設業のみの請負関係に着目した規制には、本条のほか、第 30 条の 3（大規模ずい道工事等における救護体制の整備）、第 31 条の 3（建設機械作業にかかる自ら仕事の一部を行う発注者等の労災防止措置）、第 31 条の 4（注文者による請負人への違法な行為の指示の禁止）があり、第 30 条の 3 を除き、罰則は設けられてい

労働者に対する安衛法上の義務を同人が負うことになる（安衛法第 5 条）。また、発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者（法第 30 条第 2 項）。法第 31 条の 3 からも明らかなように、自ら仕事の一部を行うか否かは問われないが、請負業者でないこと（いわばお客様）を前提にしているので、自身で仕事を行わないことが多い。自ら仕事を行う場合、元方事業者に該当し得る）が、複数の元方事業者に発注した場合、原則として、その発注者が、仕事の主要部分を請け負った者を、その同意を得て指名し、そうした義務を負わせることになる（安衛法第 30 条第 2 項、安衛則第 643 条第 1 項第 1 号）（井上前掲書（1978 年（昭和 53 年））76～77 頁を参照した）。

¹⁵ 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））481 頁。

ない¹⁶。

1.2.2.2 内容

もとより、本条が定める建設工事現場において、関係請負人は、その労働者の雇い主として、安衛法第 21 条に基づき、安衛則第 361 条等が定める措置（概ね、本質的安全対策、追加的防護措置、残留リスクに対する人的措置から成る 3 ステップ・アプローチ）を自ら講じる義務を負うが、元方事業者の方が、工事現場のリスクについて知識や情報を持っていたり、工事現場全体にわたる措置を講じ易いことなどから、本条は、建設業の元方事業者に、関係請負人による危険防止措置が講じられるよう、必要な援助等の措置を講じるよう義務づけた。

すなわち、まず、本条が定める場所については、安衛則第 634 条の 2 が、以下の 5 カ所を列挙している（ただし、いずれも、関係請負人がその場所で作業を行い、その労働者がその危険に晒されるおそれがある場所である必要がある。）。

①土砂等が崩壊するおそれのある場所（第 1 号）

②河川内にあつて、土石流が発生するおそれのある場所（第 1 号の 2）

③機械等（基礎工事用の車両系建設機械や移動式クレーン）が転倒するおそれのある場所（第 2 号）

④架空電線（地上高く架設された電線）の充電電路（通常は電圧を生じており、裸線であるか否かを問わず、触れれば感電する状態の回路）に近接する場所（第 3 号）

¹⁶ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））232 頁。

（図参照）

⑤明かり掘削（トンネル等と異なり、明るい露天下で行われる掘削（例：道路建設のための山の切取りなど）（図参照））を行うことで、埋設物等、れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所（第4号）

これらの場所では、関係請負人が、規則によって、以下のような措置を講じることを義務づけられている。

①において：あらかじめ、土止め支保工（どどめしほうこう）（図参照）を設け、防護網（ぼうごもう）（図参照）を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じること（安衛則第361条）。

地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除くことや、擁壁（図参照）、土止め支保工等を設けること（安衛則第534条第1号）、

地山（人工的な盛土等が行われていない自然な地盤）の崩壊や土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること（同条第2号）。

②において：②のうち、土石流が発生するおそれのある河川（「土石流危険河川」）で建設工事を行う場合には、あらかじめ河川の上流や周辺状況を調査すること（安衛則第575条の9）、

同じく、調査から判明した現場状況に応じ、土石流による労災を防止するための規程を定め、土石流の前兆を把握した場合、土石流が発生した場合に講じるべき措置、警報や避難の方法等を盛り込むこと（第575条の10）、

同じく、一定時間ごとに雨量計等で降雨

量を把握すること（第575条の11）、

同じく、降雨により土石流が発生するおそれのある際、監視人の配置等の措置を講じるか、労働者を退避させること（第575条の12）、

同じく、土石流による労災発生之急迫した危険がある際には、直ちに労働者を退避させること（第575条の13）、

同じく、土石流が発生した場合に備えて、サイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、メンテナンスを行うこと等（第575条の14）、

同じく、労働者を退避させるための登り栈橋（主に建設労働者が歩いて上り下りするための仮設通路）、はしご等の避難用設備を設置し、場所や使用方法を周知し、メンテナンスを行うこと（第575条の15）、

同じく、定期的に避難訓練を行い、その内容や受けた者等の記録を作成して保存すること（第575条の16）。

③において：車両系建設機械の運行経路の路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下（上物の重みによる地盤の沈下）を防止すること、必要な幅員の保持等の措置を講じること（第157条第1項）¹⁷、

路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いる場合には、その転倒や転落による災害防止のため、誘導者を配置すること（第157条第2項）、

動力を用いるくい打機（図参照）やくい抜機（図参照）、ボーリングマシン（ピットの落下の刺激やドリル等で地中に穴を掘

¹⁷ 道路の幅が狭かったり、路肩が脆かったりして、車両用建設機械が倒壊する事故・災害が多かったということである。

るための機械。図参照）（「くい打機等」という。）については、脚部や架台の沈下の防止のため、敷板、敷角（敷板につき、図参照¹⁸）等を使用すること（第173条第1号）、

同じく、施設・仮設物等に据え付ける場合、その耐力を確保すること（同第2号）、

脚部や架台が滑り動くおそれがあれば、くい等で固定すること（同第3号）、

軌道やところで移動するくい打機等については、歯止め等で固定すること（同第4号）、

くい打機等について、控え（主に横方向の力から倒壊を防ぐため斜めにかけてることが多い補強具）のみで頂部を安定させる場合、3つ以上で支えると共に、末端をしっかりと固定すること（同第5号）、

同じく、控線（金属等でできたロープ様の控え）のみで頂部を安定させるときは、

¹⁸ 敷板の例は図の通り。他方、敷角は、建築用語では、支柱や支保工が地中にめり込むのを防ぐ「角材」を意味し（https://www.architectjiten.net/ag20/ag20_1604.html 最終閲覧日：2020年1月4日）、安衛法上も、四角い敷板とは異なり、水平材として用いられる角材と解されている（昭和34年2月18日基発第101号は、「敷板、敷角とは、数本の建地又は枠組みの脚部にわたり、ベース金具と地盤等との間に敷く長い板、角材等をいい、根がらみと皿板との効果を兼ねたものをいう」としている）。なお、現行安衛則第242条第5の2号が示唆するように、大型工事の増加と共に、H型鋼等が敷角等として用いられる場合も生じている。

控線の等間隔配置、数を増す等によって、いずれに方向にも安定させること（同第6号）、

バランスウェイト（バランスの安定のために取り付けられる錘（おもり））を用いて安定を図る場合、移動しないよう架台に確実に取り付けること（同第7号）、

移動式クレーンを用いて作業すると、地盤が軟弱、地下の工作物の損壊等で同クレーンが転倒するおそれがあるような場所では、原則として、当該作業を行わないこと（クレーン則第70条の3）、

④において：架空電線（地上高く架設された電線）や電気機械器具（発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具）に近接する場所で、労働者が作業や通行に際して感電の危険が生じるおそれがある場合、当該充電電路（通常は電圧を生じており、裸線であるか否かを問わず、触れれば感電する状態の回路）の移設、囲いの設置、電路への絶縁用防護具の装着が監視人の設置を行うこと（安衛則第349条）。

⑤において：損壊等により労働災害を生じるおそれのある埋設物等、れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物の補強、移設等の必要な措置、及び、それを講じない条件下で作業を行わないこと（安衛則362条第1項）、明り掘削で露出したガス導管の損壊による労災発生のおそれがある場合、ガス導管についての防護や移設等の措置（同第2項）、その措置に際して、作業指揮者を指名して、その指揮のもとで作業を行わせること（同第3項）。

また、以上のうち、③における第157条第2項の措置については、車両系建設機械

の運転者にも、誘導者の誘導に従うことが義務づけられている（第 157 条第 3 項）。

本条は、建設業の元方事業者が、こうした場所に関する知識や管理権限を有していることを踏まえ、関係請負人がこれらの措置を適正に講じるように、必要な援助を講じることを義務づけている。解釈例規によれば、その具体的内容は一律には決まらず、同人と関係請負人との請負契約上の責任分担、関係請負人に求められる危険防止措置の内容、程度等、事情に応じて異なるが、技術上の指導、資材の提供、元方事業者自身による危険防止措置などを例とする（平成 4 年 8 月 24 日基発第 480 号）。もっとも、実際の運用では、概ね関係請負人の関係規定違反を前提とし、元方事業者にできることがあったのにしていなかったと評価できる場合に、関係請負人と共に違反とされることが多いようだ¹⁹。

第 29 条と同様に、本条にも罰則の定めはない。

1.3 関連規定

1.3.1 法条

(1)法第 15 条第 1 項：一定規模以上の特定元方事業者（建設業と造船業に属する元方事業者）に対し、混在作業（一の場所で元方事業者と関係請負人の労働者が混在して働くこと）に起因する労災を防ぐため、統括安全衛生責任者を指名し、元方安全衛生管理者（統括安全衛生責任者の職務が適正に実施されるようその職務を実践面で補

¹⁹ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））345 頁、労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））483 頁。

佐するために選任される者で、理科系の大学を卒業して、一定年数、安全衛生管理の実務経験を持つ者など（法第 15 条の 2 を参照されたい）を指揮させ、第 30 条第 1 項に定められた特定元方事業者が負う統括管理義務（協議組織の設置運営²⁰、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、関係請負人が行う安全衛生教育に関する指導・援助等。特定元方事業者が労働契約等に伴う指揮命令権を持たないことを前提にした概念で、法第 32 条による被統括管理者側の対応義務をセットで機能させることを予定している）をを課した規定（違反には 50 万円以下の罰金（第 120 条））。

(2)建設業法第 3 条第 1 項第 2 号、第 17 条、第 24 条の 6：特定建設業者（比較的規模の大きな元請）に対し、下請負人が建設業法や建設労働者の使用に関する法令の規定のうち政令で定めるもの（建築基準法、宅地造成等規制法等の一部の規定のほか、労働基準法上の強制労働の禁止や中間搾取の禁止の処罰規定、職業安定法上の労務供給禁止の処罰規定など（まさに労働者の使用そのものにかかる人権擁護的な規定であり、安衛法の規定などの技術的な規制は含まれない）に反しないよう指導する努力義務を課した規定（罰則なし）。

1.4 沿革

1.4.1 制度史

下掲の整理が示す通り、旧労災防止団体

²⁰ 畠中元教授は、法第 30 条に基づく混在作業にかかる協議組織（の設置運営）は、安全衛生管理組織の一環としている（畠中前掲書（2019 年（令和元年））214 頁）。

法の制定以前は、元方事業者を対象とする規制自体がなかった。

○工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）第 13 条「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

○工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）

元方事業者宛の規制はなく、基本的に工業主（事業者）が雇用する被用者保護を想定し、主に事業場に設置された機械、設備等の安全性確保や危険・有害性対策を図る、限られた名宛人に対して限られたリスク対策を求める内容だった。

すなわち、第 2 条から第 14 条は、概ね原動機や動力伝導装置等の機械安全関係、第 15 条は墜落防止、第 16 条は可搬式（かはんしき：移動可能な）梯子からの落下や転倒防止、第 17 条は機械と隣接する通路の確保、第 18 条は危険箇所の標示、第 19 条は職工側による危害防止措置の無効化の禁止、第 20 条から第 25 条は爆発、発火、引火等の危険物対策、火災による危険防止、第 26 条はガス、粉塵等の有害物対策、第 27 条は、危険性、有害性のある場所への立ち入り禁止、第 28 条は、物の飛散、高熱物や毒劇薬、有害光線、粉塵、ガス等にばく露する作業での保護具の使用、第 29 条は、有害な作業をする工場での食事場所の隔離、有害物等に暴露する工場での洗面装置の設置等、第 30 条は、今

では殆どみられない織機（しょっき）につき、杼（ひ、シャトル）（図参照）を通すためその端を引き出す道具の設置、第 31 条は、建物の採光、換気、第 32 条は、救急用具の設置、第 33 条は、食堂等の清潔、第 34 条は、更衣所等の男女別の設置を定めていた。

よって、その当時、こうした労働条件の設定に影響力（権限や情報等）を持つ元方事業者の責任を問うには、元方事業者を工業主と解釈するしかなかったと察せられる（旧労基法時代の裁判例だが、刑事事件で現行法上の元方事業者を旧労基法第 10 条が定める「使用者」と解釈した後掲の河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判が参考になる）。

○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 42 条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」との一般規定をおいていた。これは、現行法の第 20 条、第 22 条等の一般規定のもとになった規定である。第 5 章には、その他を含め 14 箇条が設けられ、その下に、旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）が策定された。

○旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）

旧労働基準法の紐付け省令なので、基本的には同法第 10 条が定める使用者を名宛人としており、元方事業者宛の規制

はなかった（但し、機械器具の譲渡提供者等にかかる規制は設けられていた（第34条等）。また、物品設備を主語として、名宛人を設けない規定も多かった）。

しかし、上述の通り、後掲の河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判が、刑事事件において、たとえ文言上、名宛人が労基法第10条にいう使用者とされていても、安全衛生に関する限り、元方事業者等も含むと解し得る旨を述べた。よって、安全衛生規制では、名宛人を設けない規定はもとより、使用者を名宛人とする規定も、事情によっては元方事業者に適用可能だったと解される。

○旧労働災害防止団体法（昭和39年06月29日法律第118号）

労基法の体系では、建設業等における混在作業にかかる安全衛生の確保は図り難いとの問題意識から、同法第4章が、元方事業主等を主な名宛人とする新たな安全衛生管理体制を設定した。

その第57条は、現行法の第15条及び第30条に相当する内容を定めた。すなわち、建設業等の特定事業の元方事業主を名宛人として、混在作業が行われている場合、それに伴う労災を防ぐため、統括管理者を選任すべきことのほか、協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業場所の巡視等必要な措置を講ずべきことを定めた²¹。

るような形式)の場合に特定元方事業者(現行法第15条・30条) / (特定:法文ではそう呼んでいないが、実質的にその趣旨と思われるので、カッコ付きで記す。以下同じ)元方事業主(旧災防法第59条)が複数生じるか(前者)、一人しか生じないか(後者)である(畠山信夫氏のご教示による)。

すなわち、旧災防法第59条は、(特定)元方事業主を一の場所を統括管理する者と定義していたので、同法第57条の名宛人である(特定)元方事業主は、まさに同条第3項等の指名制度により、分割発注の場合にも、一人しか生じないことになる。他方、現行法第30条の場合、同条の名宛人である特定元方事業者の定義は第15条にあり、あくまで自らも仕事の一部を行う最先次の注文者(であって特定事業(建設業と造船業)の事業者である者)とされている。現行法は、特定元方事業者と法第30条第1項が定める統括安全衛生管理義務者(現行法第30条第1項、旧災防法第57条第1項所定の統括管理義務の履行責任者)を考え分けており、分割発注の場合、同条第2項等により、統括安全衛生管理義務者は1社に絞られるが、同義務者とならない者も、第15条の定義を満たす限り特定元方事業者ではあり続ける。よって、特定元方事業者は複数生じ得ることになる(こうした理解を前提にすると、森山誠也監督官が指摘するように、現行安衛則第643条のタイトルは、「特定元方事業者の指名」ではなく、「統括安全衛生管理義務者の指名」等とすべきであろう)。

畠中氏は、法第30条の名宛人の定め方

²¹ 現行法第30条と旧災防法第57条の実質的な違いは、分割発注(1つの建築物の躯体工事をA社、内装工事をB社に発注す

重層的請負関係下では、混乱を避けるためにも、最上位の元方事業主のみがその義務を履行すべきことが定められた（第 2 項）。分割発注の場合にかかる現行法第 30 条第 2・3 項に相当する定めも設けられ（第 3・5・6 項）、そうして指名された第 3 項による指名を受けた者は、当該一の場所で就労する全ての関係請負人の労働者について第 1 項の義務を履行すべき旨の、現行法第 30 条第 4 項に相当する規定も設けられた（第 4 項）。

他方、その第 58 条は、現行法第 31 条とほぼ同趣旨、同文言を定めた。すなわち、建設業等の特定事業で自身も仕事を行う最先次の注文者を名宛人として、作業場の建設物等を関係請負人に使用させる場合、その管理権限とリスク関係情報の取得のし易さゆえに、法定の安全基準に適合する設備の提供等の労災防止措置を講ずべきことを定めた。作業場ごとに一元的な措置を講じさせるため、最先次の注文者のみに履行義務を課したこと

について、このような定め方によって初めて現行法第 29 条を規定できたという。すなわち、関係請負人らの安衛法令のコンプライアンスを図る法第 29 条の名宛人を旧災防法上の元方事業主としたままでは、統括安全衛生管理義務者に限定されることになる。いかに発注者の指名を受けたとはいえ、分割発注下で横の関係に立つ別系統（別の仕事）の分割受注者に対し、同じ分割受注者がコンプライアンスの指導・指示を行うことは難しい、という趣旨と解される。

も、現行法に引き継がれている。

その第 59 条は、現行法では第 32 条に含まれる内容を定めた。すなわち、第 57 条が定める元方事業主の統括管理義務、第 58 条が定める作業場の注文者が管理する建設物等にかかる労災防止措置義務に、これら義務者以外の関係請負人やその労働者の対応義務を定めた。

このように、同法は、現行法でいう特定元方事業者等による統括管理義務と個々の事業者が安衛法上負っている義務の双方からのアプローチにより、「一の場所」における効果的な労災防止を図った。

○労働基準法研究会報告書による現行安衛法の骨子の提言（昭和 46 年 7 月 13 日）

要約、以下のように提言した。すなわち、

建設業、造船業、鉄鋼業のほか、化学工業、自動車製造業などでも、構内下請の形態が増えてきていること、建設業などで人手不足や工期短縮の要請等を背景に重建設機械のリース業が進出してきていること、ジョイントベンチャー²²などの新たな経営方式が登場したこと等の変化が生じている。

他方、労災防止団体法は、既に、一定条件下で元方事業主に統括管理責任を課し、自ら仕事を行う注文者（発注者であり建設業者。ただし、仕事内容について、情報と管理権限を持つ者を指す）にも、種々の労災防止措置を求めている。請負人にも、必要な措置を求め、その自助努力と統括管理の双方向からのアプローチにより、下請混在作業の労災防止が図られている。

²² 報告書の中で、発注者側と受注者側の双方が、仕事を複数の受注者に平均的に発注することを望んだ結果と指摘されている。

しかし、以下のような問題が残されている。

・親企業の統括管理責任が未だ弱い。統括管理者の資格、職務、権限等が法定されておらず、他の労使への指揮監督が困難。

・下請企業の責任意識が未だ弱い。親企業の統括管理責任の設定により、依存を生んだ面もある。

・ジョイントベンチャーでは、指揮命令系統が複雑になり、労災防止の主体が不明確で、そのための連携も困難になりがち。

・重建設機械等のリースでは、賃借側に保守点検等の知識や体制がないことが多い。機械の構造要件の遵守義務の主体など、責任関係も不明確になり易い。

・化学コンビナート等工場密集地における爆発火災等は、大規模災害に発展しかねないが、事業場間の連携を促す枠組みが整備されていない。

そこで、建設業、造船業等重層下請関係にある職場について、元方事業主の責任で総合安全衛生管理体制の確立を図るとともに、ジョイント・ベンチャー、リース業者等の労災防止責任を明確にする。また、危険事業場密集地における労災防止のための協力体制について配慮する、と。

以上の経過につき、補足すべき点は以下の通り。

工場法制定以前は、製造所取締規則、汽罐、汽罐に関する取締規則、煙火、燐寸及び魚獣化製造に関する取締規則等により、各地方庁ごとに取り締まれて来た。主な名宛人は危険有害物の製造者、設置者等であり、むしろ労働者保護の視点が欠けていた。爆発物貯庫規定、電気事業法、瓦斯事業法などの安全法もあったが、労働者保護がメインではなかった。

明治 44 年に制定された工場法は、工業

主を基本的な名宛人として、主に女性と年少者から成る保護職工の危険有害業務への就業制限を図りつつ、第 13 条で、一般職工の安全にも貢献する設備の改善等の措置を規定した。ただし、具体的な措置は行政官庁の命令に委任し、同条のみで工業主に直接的な義務が生じるわけではなかった²³。

なお、工場法では、種々の感染症の感染者や癩（原因不明な疼痛を伴う内臓疾患）のほか、精神病者、4 週間以内に出産を控えた者等の就業を禁止していた²⁴。就業禁止対象の多くは、旧労基法時代の労働安全衛生規則にも引き継がれた。

工場危害予防規則など工場法に紐づく規則も工業主を主な名宛人としていたが、現在の安衛法のように、事業者という概念を設定し、両罰規定を設けて（ただし、両罰規定が設けられたのは、労基法制定時点（第 121 条）だった）、半無過失責任を負わせてはおらず、工場災害の責任所在の画定は困難と解されていた²⁵。

1.4.2 背景になった災害等

特定の例は挙げがたいが、第 29 条は、造船業、鉄鋼業、化学工業等では一般的な構内下請作業を行う請負人やその労働者の災害率がかかなり高く、その要因として、同人らは、親企業（元方事業者）内での設備の修理、原材料や製品の運搬、梱包等、親

²³ 鈴木隆治『危害予防規則の施行解説』（紡績雑誌社、1931 年（昭和 6 年））70 頁。

²⁴ 鈴木前掲書（1931 年（昭和 6 年））47 頁。

²⁵ 鈴木前掲書（1931 年（昭和 6 年））59-60 頁。

企業に所属する者より危険性（主に身体損傷をもたらす引火性、爆発性、転落危険など）や有害性（主に健康障害をもたらす毒性など）作業を分担することが多い一方、作業の性質上、自主的な努力のみでは災害防止効果をあげ難い事情を背景としている。

第 29 条の 2 は、親企業の構内のうち、建設工事現場であって、本条が規定するような条件の場所で関係請負人の労働者に生じる労災が多かったため、作業場単位の規制として、平成 4 年の法改正（平成 4 年 5 月 22 日号外法律第 55 号）で設けられたものである。

1.5 運用

1.5.1 適用の実際

法第 29 条は、罰則がなく、また公表基準に係る条文に含まれないため、令和 2 年公表「労働基準関係法令違反に関する公表事案」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>, 最終閲覧日 2020 年 7 月 9 日)で違反件数等をうかがうことはできない。是正勧告を典型とする違反の指摘件数を記した令和 2 年労働基準監督年報（厚生労働省労働基準局、令和 2 年）の定期監督等実施状況・法違反状況（令和 2 年）でも法第 29 条違反の件数は集計表上から省略されており、その実態は不明である。

他の主要条文違反に関するものも含めた平成 11 年以後の経年データについては、後掲する【労働基準監督年報（送検件数）の経年データ①】と【労働基準監督年報（定期監督等における違反指摘件数）の経年データ②】を参照されたい。

しかし、監督官に聴取したところよれば、法第 29 条は是正勧告では非常によく使わ

れている。建設現場等において下請負人らに 1 件でも安衛法規違反があって、元方事業者に統括管理上の責任がある場合には、当該下請負人に所要の指導を行うほか、元方事業者にも本条違反の是正勧告を行わなければならないので、結果として、建設現場の監督指導では高い確率で本条違反で是正勧告することになる。

行政官・元行政官向けの調査から得られた適用の具体例は以下の通り（令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴文典担当））。

木造 2 階建住宅新築工事で、1 次下請人の労働者（被災者）が、建材を持ったまま窓に近づいたところ、ユニットバス設置用ピットから 3m 下の 1F 床に墜落した。被災者は、墜落制止用器具を着用していたが、その取付設備はなく、ピット周囲に囲い、手すり、覆い等が設けられておらず、それが困難な事情も認められなかったため、当該下請業者には、安衛法第 21 条第 2 項（安衛則第 519 条第 1 項）違反で是正勧告し、その元請には、第 29 条第 1 項違反で是正勧告した例がある。

土木建設用鋼材リース事業者の構内で、その洗浄や整備の請負会社の作業員がアーク溶接を行っていたが、当該作業員に対しアーク溶接特別教育を受講させていなかった件で、当該請負会社に安衛法第 59 条第 3 項違反を指摘したうえで、元請のリース会社に安衛法第 29 条第 1 項違反を指摘した例がある。

【土木建設用鋼材】



（金岡忠商事株式会社の WEB サイト（<http://www.kanaokachu.co.jp/products/>、最終閲覧日 2022 年 6 月 27 日））

関係請負人が小型車両系建設機械を使ってフレコンバックの吊り上げ作業中、荷掛け作業中の労働者が荷と建設機械に手を挟まれて負傷した事案で、当該請負人に車両系建設機械の用途外使用、当該機械の運転にかかる特別教育を修了しない者の就業という違法が認められたため、元方事業者に第 29 条違反の指摘をした例がある。

【建設機械によるフレコンバックの吊り上げ】



（建設荷役車両安全技術協会の WEB サイト（<http://www.sacl.or.jp/case/disaster/1787>、最終閲覧日 2022 年 6 月 27 日））

建設業に限らず適用可能であり、元方事業者から請け負った仕事を行う請負人やそ

の労働者に安衛法令違反が認められた場合、本条違反を考え、元方事業者による指導がなかったことや、違反を認識しながら放置したことが確認できれば、それを指摘するようにしている。下請の法令違反があれば、殆ど本条違反の是正勧告をするが、元方が下請に何らかの指導を行っていることも多いので、「必要な指導を“十分”行っていないこと」など、表現を和らげることもあるとの情報もあった。

特定元方事業者に統括管理義務を課した第 30 条や、発注者に建設物等にかかる労災防止措置を義務づけた第 31 条など、罰則付きの条規（特に第 31 条）の適用を先に考え、それが困難な場合に本条を適用するとの情報もあった。

これら罰則付きの規定には紐づく安衛則（労働者と労働契約関係にない元方等の負う義務の内容を具体化する第 4 編の規定）があり、下請に違反があった場合にも、元方に当該規則違反を指摘し、必要に応じて刑事罰を含む厳しい行政処分を下せるが、これらの規定は主に土木建設業、製造業を対象としており、下請の違反が化学物質に関する特化則、有機則等である場合、たとえば本来的に元請の支援が必要でも、罰則のない安衛法第 29 条しか適用できなかったとの情報もあった。

すなわち、メンテナンス工事の現場での有機溶剤等を用いたタッチアップ作業（傷や塗料の剥がれ落ちの補修等）に従事する下請業者に、知識不足から有害性認識が欠け、呼吸用保護具を装着させる等の法令上の措置が実施されておらず、当該業者には該当する特別規則違反を指摘したが、元請には指摘できなかった例があったという。

第 29 条や第 29 条の 2 には罰則が付いていないこともあり、実質的に同法違反に当たるか、それにも該当し得るが、むしろ脱法的な偽装請負に当たるようなケースには、労働者派遣法第 45 条の適用で対応することがある。すなわち、建設業での重層的請負関係の末端労働者は、実質的に労働者供給であって、実質的な使用者は元方事業者ら請負関係上位者であることも多い。そうしたケースでの法第 20 条の措置義務違反につき、派遣法第 45 条のみなし規定（派遣先を安衛法上の事業者とみなす規定）を適用して、彼らを立件することがあるとの情報もあった。

監督指導の立場では、特に第 29 条に罰則が付いていないことをもどかしく感じるとの意見が多かった。

1.5.2 関係判例

(1) 現行安衛法の制定前に、刑事上、広義の安全衛生法上の「使用者」には元請やその現場監督主任者等も含まれることを示した例（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁（原審：名古屋地判昭和 46 年 3 月 23 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集。上告後、最 2 小判昭和 48 年 3 月 9 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集で棄却された）（確定））

<事実の概要>

被告人 B は、土木建設業者である A 産業の建築工事主任として、同社が請け負った平屋の米穀倉庫（屋根高 8.5m、床面積 742.5 m²）の新築工事（以下、「本件建築工事」という。）につき、下請業者等を指揮

監督し、施行一切を総括していた。

すなわち、A 産業は、本件建築工事につき、型わくとその支保工の組立工事を親方だった G に請け負わせた他、土工工事、コンクリートパイル（さまざまな構造物を支えるための基礎杭（図参照））打込工事など、各工事ごとに、L、M、O、P、Q、S 等の親方に下請させ、B の指揮監督のもとに施工していた。

主に建築物の骨組みや下部の構築（基礎土工、鉄筋・鉄骨の組立、側壁下部のコンクリート打設等）の終了後、G が C に下請させ、C が一部を V に下請させて、コンクリートで形成する屋根スラブ（板）と梁（水平方向の部材）の型わく（液状の素材を固める際に一定の形状になるよう誘導する枠組み）と、それが不安定な状態にある間、下から支える支保工（以下、「本件型わく支保工」という。）を施工した。本件型わく支保工については、被告人と配下の現場係員 H、G と C が協議して、H が作成した組立図に基づき、A 産業が貸与したパイプサポート（長さ調節ができる鋼管の支柱（図参照）。安衛則第 107 条で規制されている）を 3 本継ぎ足し、継ぎ目に敷板等を挟んで組み立てることとした。施工は、C と V が担当した。その後、被告人が直接に、または、その配下の H、I、D 等に指示して間接的に、別の会社 X から購入した生コンクリートを、また別の会社 Y から提供されたポンプ車を用い、更に別の会社 Y1 と L から供給された左官業 E の職人や鳶、土工人夫を指揮して、かなり強く雨が降る条件下、側壁、梁と屋根スラブのコンクリート打設作業（型わくにコンクリートを流し込む作業）を行わせていた。この際、

雨で流動性が高まった打設中のコンクリート約 187 トンが屋根の一部に流動したため、荷重の偏りが生じて支保工が崩壊し、屋根の上で打設作業に従事していた E の作業員 F が床上に落下し、コンクリートに埋没して窒息死したほか、やはり屋根上で作業をしていた A 産業の D ほか 12 名が落下して重軽傷を負った。

そこで、第 1 に、下請業者等を指揮して安定的な支保工を構築し、それが本件のような条件下でも安定を保つよう点検する等して事故の発生を未然に防ぐ注意義務を怠った点が業務上過失致死傷罪（刑法第 211 条前段）（以下、「第 1 罪」という）に当たり、第 2 に、その注意義務のうち、特に下請業者等をして敷板等を 2 段挟んで型わく支保工を組み立てることを許容した点が当時の安衛則第 107 条の 7 第 1 号（使用者に対して型わく支保工の安定性確保のため、原則として敷板・敷角等を 2 段以上挟まないことを定めた規定）、労基法第 42 条（使用者に対して機械器具、有害物等様々なリスクにかかる一般的な危害防止措置を義務づけた規定）に抵触し、労基法違反罪（同法第 119 条第 1 号）（以下、「第 2 罪」という）に当たるとして、被告人が起訴された。

1 審は、第 1 罪につき、本件のような場合、（当時の）安衛則第 107 条の 7 に徴しても、パイプサポートを支柱として支保工を組み立てる際に、敷板等を 2 段以上挟まないよう、予め下請業者等を指揮監督し、やむを得ず、そうした方法をとる場合にも、安定的な構造、水平つなぎ（縦のパイプサポートを横（水平）で繋いで安定させる棒型の器具）、筋かい等の補強措置を講じる等してその安定を確保し、点検する等の危

険防止措置を講じる注意義務があるのに、敷板等を 2 段に挟んでパイプサポートを 3 段積みとし、なおかつ、パイプサポートの中心のゆがみ、パイプサポートの端板が敷板等に固定されていない状態、折損して溶接しただけのパイプサポート等の問題を放置する等、その安定性の確保や点検を行わなかったことを以て同罪に当たるとした。他方、第 2 罪については、労基法上の適用法条がいずれも「使用者」を名宛人としており、同法第 10 条は、その使用者につき、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定めて範囲を限定し、第 87 条（重層的請負構造では元請を使用者とみなす旨の規定）以外に例外規定はないので、当該適用法条にいう使用者は、取締対象事項にかかる労働者（保護対象である労働者）の直接の使用者のみを指し、元請等は含まれず、被告人は、単なる元請の現場監督者に過ぎず、使用関係を生ずるいわれはないとして、同罪に当たらないとし、罰金 5,000 円とした

そこで、検察側が控訴した。

<判旨～原判決破棄、検察側控訴認容～>

<事実の概要>に記した本件の事実関係に加え、被告人が指揮監督して本件型わく支保工を施工させた「前記下請業者は、M 株式会社を除いて、いずれも弱小の業者であり」、C、V はもとより G も、「型わく大工の頭領に過ぎず、建築工学の専門的な知識など有」せず、「名目は請負といっても、材料の一部と労働者を提供したにひとしい」ことを踏まえると、被告人は、本件建築工場の元請人である A 産業の建築主任技

術者（一級建築士の資格を有する）として、本件「型わく支保工の組立工事に関し、・・・実際に施工した下請人ならびにその雇傭する労働者に対する関係において、実質上、現場における作業上の指揮監督をし、かつ、現場におけるその安全措置をとるべき権能と義務を有していた」だけでなく、その型枠支保工を利用して、「コンクリート打設作業等に従事した A 産業の現場係員はもとより、A 産業と直接雇傭関係のない鳶、土工、左官等各労働者に対する関係」でも、「現場における・・・作業上、総括的に、実質的な指揮監督をし、かつ、現場における安全措置を講ずべき権能と義務を有していた」。

A 産業と G や L、S 等との間の請負契約書中には、「労基法・・・等、使用者としての法律に規定された一切の義務は、乙（=G）に於いて負担する」等の約定がなされているが、「例文的なものともみられ、少なくとも、本件建築現場のスラブ型わくならびにその支保工についての、労働基準法の規定による危害防止の義務に関する限り、その効力を有しない・・・と解すべきである」。

ところで、労基法第 10 条は、使用者につき、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定めているが、同法は、労働者の労働条件の保護と向上を目的として制定されたもので、規制の対象事項も、労働契約、賃金、労働時間・・・安全衛生等多岐にわたっているから、同条にいう「『使用者』の概念は、・・・画一的に定めることはできない」のであって、例えば、賃金支払い面で

の使用者と安全衛生面が一致する必要はない。「そうでなければ、現今におけるごとく、複雑多様な労働関係において、労働者の労働条件の保護と向上を図ることは困難となるからである」。

本件におけるように、重層的請負請負関係の場合、例えば型わく支保工という 1 つの設備等を関係請負人が次々と使用することになるから、元請の労働者のみならず、これら下請の労働者も、その安全性について重大な利害関係を有するので、施工を担当する下請人に労基法上の安全義務を尽くせる能力がない場合、工事を総括する元請人がその義務を負担しなければ、極めて不合理、不都合な結果を生じる。また、下請関係にも様々あり、使用する労働者の安全面の法的義務を負担する能力のない下請人に、その法的義務を負担させ、その負担能力を有する元請人にその責任を免れさせることは、極めて不合理、不都合である。

よって、このような場合、元請人において、一般的な労務管理面では関係を有しない労働者との関係でも、当該労働者の保護と安全を確保すべき施設の施工ならびにその利用に関し、実質的な指揮監督の権限を有する以上、労基法第 10 条及び第 42 条にいう「使用者」に該当すると解すべきであり（同法第 87 条の存在をもって、この解釈は妨げられない）、従って、被告人は、同法第 10 条が定める「使用者」に該当し、同法第 42 条が定める使用者としての義務を負担する。

<判決から汲み取り得る示唆>

労基法や安衛法上の使用者概念は、刑事事件でも法の趣旨目的に照らして柔軟に解

積し得る。現場での実質的な指揮監督権限を持ち、安全措置の権能と義務を有する者は、安全衛生面につき、それらの法律上の「使用者」と解し得るため、それらの法規の保護対象と直接雇傭関係にない、工事の発注者、元請業者や、その現場監督主任者等もそれに該当し得る。

のみならず、安衛法上の用語、特に不確定法概念は、全般に、その趣旨目的に照らして照らして解釈され得ることも窺われる。

(2) 元請らは、下請やその労働者らに対して民事上の安全配慮義務（本件では安全保証義務）を負い得ることを示した例（大石塗装・鹿島建設事件最 1 小判昭和 55 年 12 月 18 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 888 頁（1 審：福岡地小倉支判昭和 49 年 3 月 14 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 895 頁、原審：福岡高判昭和 51 年 7 月 14 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 906 頁）（確定））

〈事実の概要〉

亡 A は、被災当時、Y1（被告・被控訴人・被上告人）に塗装工として雇用されていた。Y1 は、訴外 B（原発注者）から転炉工場建設工事を請け負う Y2（被告・被控訴人・被上告人）の下請業者であった。1968 年（昭和 43 年）1 月、亡 A は、当該転炉工場の鉄骨塗装工事現場で塗装作業中に墜落し、即死した（以下、「本件災害」という。）。工事現場には、鉄骨からチェーンで吊り下げ、直角に組まれた鉄製パイプの上に足場板が置かれ、その上に養生網と呼ばれる金網が敷かれていたほか、各人に命綱の装着使用が促されていたことから、

塗装工の墜落は二重に防止される仕組みとなっていたが、亡 A が命綱を外し、かつ、養生網の継ぎ目部分に流口部が存したことが、本件災害の直接的な原因となった。そこで、亡 A の両親（X1、X2[原告、控訴人、上告人]）及び兄弟姉妹（X3～7[原告、控訴人]）が、Y1、Y2 を相手方として、労働契約に基づく安全保証義務違反及び不法行為を根拠に損害賠償を請求した。本件の主な争点は、①Y らの帰責事由ないし過失の有無、②直接的な契約関係のない Y2 が安全保証義務を負担するか、の 2 点であった。

1 審（福岡地判昭和 49 年 3 月 14 日判例時報 749 号 109 頁他）は、②につき、事実上、注文者から、作業について、場所設備、機材等の提供、指揮監督を受ける以上、「注文者において請負人の被用者たる労働者に対し、被用者たる第三者のためにする契約或は請負人の雇傭契約上の安全保証義務の重畳的引受として、直接、その提供する設備等についての安全保証義務を負担する趣旨の約定を包含する」とし、Y1 には雇傭契約の内容として、Y2 には Y1 との下請契約の内容として、亡 A に対し、(a)命綱の慎重な使用について安全教育を施すべき義務、(b)破れや開口部その他の瑕疵がない完全な養生網を設置すべき義務があったとしたが、Y らはこれらの義務を履行しており、本件災害は専ら禁止行為を無視し、おそらくは塗料の上げ下げのため自ら開披して生じた養生網の流口部から墜落した亡 A の過失に起因し、Y にはなんら帰責事由はない、と結論づけた。

対する原審（福岡高判昭和 51 年 7 月 14 日民集 34 卷 7 号 906 頁）は、②につき、確たる法律構成は示さずに、(イ) Y1Y2 間

の下請契約を媒体として、(ロ)場所、設備、器具類の提供、(ハ)直接的な指揮監督、(ニ)Y1 が組織的、外形的に Y2 の一部門の如き密接な関係にあること、(ホ)Y1 の労働者の安全確保にとって Y2 の協力が不可欠であること、等の事情から、「実質上請負人の被用者たる労働者と注文者との間に、使用者、被使用者の関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合には注文者は請負人の被用者たる労働者に対しても請負人の雇傭契約上の安全保証義務と同一内容の義務を負担する」との一般論を述べたうえ、1 審同様、本件では Y らに(a)(b)の具体的安全保証義務があるとする一方で、補助事実や間接事実の評価から、災害原因事実に関する 1 審の推定を（その可能性を残しつつ）覆し、本件災害は監視の強化により防止し得たとして義務違反を認め、亡 A の不注意にかかる 5 割の過失相殺分、労災保険金既払分を差し引いた逸失利益の相続分につき、X1、X2 への支払を命じた。

<判旨～一部破棄自判～>

(i) 「亡 A には本件損害の発生につき少なくとも 5 割の割合をもって過失があると認められる旨の原審の判断は、正当として是認することができないものではなく、原判決に所論の違法はない」。

(ii) 「原審が認容した請求は不法行為に基づく損害賠償請求ではなくこれと択一的に提起された Y らが亡 A に対して負担すべき同人と Y1 との間の雇傭契約上の安全保証義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求であることが原判決の判文に照らして明らかであるから、所論中前

者の請求であることを前提として原判決の判断を非難する部分は理由がない」。

<判決から汲み取り得る示唆>

本条（第 29 条、第 29 条の 2）に直接言及してはいないが、関連する民事上の代表的判例である。注文者といわゆる社外工の間に、使用関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合、注文者は社外工に対してその直接の雇用者と同じ安全配慮義務を負うことが示唆される。

(3) 元請の安衛法第 29 条、第 30 条違反が下請の労働者に対する債務不履行に当たるとされた例（尼崎港運・黒崎産業事件神戸地尼崎支判昭和 54 年 2 月 16 日判例時報 941 号 84 頁）

<事実の概要>

本件災害の 2 日前に、土木工事業者である Y2（被告。Y1 の下請。X を雇用した代表者個人から本件災害後に営業譲渡された法人だが、ここでは両者を同一と取り扱う）の被用者となった X（原告）は、Y2 所有の大型トラックの荷台上で、運河上の曳舟（タグボート）からの金属スクラップの陸揚げに関わる作業を行っていたところ、そのスクラップの破片が左眼に突き刺さる災害（本件災害）に見舞われた。

すなわち、X が、同僚 2 名と共に、前記タグボートから、Y1 所有の移動式クレーンにより積み込まれた金属スクラップをならしていたところ、クレーンに付けられたマグネットで荷台から 1m 強まで引き上げて落とされたスクラップ破片が飛び散り、X の左眼に突き刺さった。激痛のため、運

転室で休もうとして、荷台前方から直接運転席へ体を移そうと、ドアの把手に左手をかけて、その下の狭い出っ張りに足をかけたところ、足を滑らせて、把手に左手を残したままぶら下がり体ねじりように滑り落ちると同時に、車体で首、肩、腰部を強打し、左眼球内異物、頸椎・腰椎捻挫の傷害を負った。Xは、然るべき治療を受けたが、結局左眼は失明し、本件災害から4ヶ月ほど就労不能、その後、就労可能となったが、12級に該当する障害、左眼の失明（8級）と合わせて7級の障害（労働能力喪失率56%）を残した。

＜判旨～X請求認容、一部棄却～＞

本件作業現場は、スクラップの破片等が飛来して労働者に危険を及ぼすおそれがあったから、保護眼鏡等の保護具を使用させるべきだったのにしていなかったため、保護具等により、飛来物による危険防止措置を求める安衛則第538条に反していた。

また、曳船からスクラップをクレーンで卸すのに、作業主任者を選任していなかったから、一定規模の船舶への一定の方法による荷の積み卸しに際して作業主任者を選任して、労働者を指揮させること等を定める安衛法第14条、同法施行令第6条第13号に反していたし、1回に300kg以上のスクラップをクレーンで運んでいたのに、作業指揮者を選任していなかったから、貨車への一定以上の重量の荷の積み卸しに際して作業指揮者を選任すべきこと、作業の手順を決定させること等を定める安衛則第420条にも反していた。

すると、Y2の代表者個人は、事業者として、前掲のような安全保護義務の不完全

履行があり、Y2は、その債務不履行責任を重畳的に負う。Y1は、事業者には当たらないが、その作業場構内で、Y2に下請させている関係にあって、同一作業場での元請としての作業の分担、実施の状況からすれば、元方事業者として、前記認定の安衛法規違反につき関係請負人の労働者に必要な指導、指示を行うべきなのに（安衛法第29条）しなかったこと、また、特定元方事業者としても、労災防止のために定期的な協議組織の設置、開催等の措置を講ずべきなのに（安衛法第30条）行わなかったことが認められるから、安全保護義務の不完全履行があった。

従って、Yらは各自、右債務不履行によりXに生じた損害を賠償する義務がある。

＜判決から汲み取り得る示唆＞

元請であるY1に、下請の（安衛法令違反による）民事上の安全保護義務について、重畳的に債務不履行責任を負わせるのではなく、法第29条違反と第30条違反を根拠に、安全保護義務違反と判断している。すなわち、元請とも重なる元方事業者を名宛人とする安衛法違反をそのまま安全保護義務違反と解している。

法第29条違反の認定に際しては、構内（親企業の支配下において親企業の仕事を行う場所）での混在作業から生じる労災を防止するため、自身も仕事を分担する（：仕事を丸投げしていない）ため、仕事にかかるリスクの情報と管理権限の双方を持ち得る元方事業者を名宛人とすることで、その実効を図った同条の趣旨を汲み、構内での請負関係と、作業の分担や実施状況を前提に、その適用を認めたことが特筆される。

(4) 下請の労働者が化学物質（ノルマルヘキサン）へのばく露で多発性神経炎に罹患した事案において、元請一下請での指示関係があったことを前提として、当該有害化学物質を提供していたこと、過去に取扱い経験があったこと等を理由として、ばく露防止のための下請への指示、指導を怠ったことをもって、元請の過失責任を認めた例（みくに工業事件長野地諏訪支判平成 3 年 3 月 7 日労働判例 588 号 64 頁）（帰趨不明）

<事実の概要>

X1～X3（原告ら）の 3 名は、K 製作所（光学機械器具部品加工等を業とする資本金 200 万円、従業員数 20 数名の会社）の従業員であった。同製作所は、Y（被告：みくに工業。工作機械類の製造等を業とする資本金 3000 万円の会社）から腕時計針の印刷加工（本件業務）の発注を受け、X らを従事させていた。Y は、訴外 S 社から、当該業務を受注した経緯がある。これは、腕時計の針の中心線をインク印刷する業務で、インク汚れ落とし等の目的で、有機則所定の第二種有機溶剤であるノルマルヘキサンを主成分とする有機溶剤（A-ベンジン）を使用するものだった。Y は、K 製作所に、本件業務に必要な機械器具、備品、治工具を無償で貸与したほか、A-ベンジンとインクを支給した。

X らは、この業務に約 4 ヶ月～2 年弱従事したところで、ノルマルヘキサン吸引による多発神経炎に罹患し（本件疾病）、両上肢末梢の筋力低下、両下肢の筋力低下等の症状となり（本件災害）、X1、X2 は、

稼働は困難な状態、X3 は、時折手のしびれを感じるものの、労働に支障ない状態まで回復した。

なお、K 製作所は、Y から本件業務を受注するまで腕時計針の印刷業務や第二種有機溶剤を使用する業務を行ったことはなかった。また、本件災害が主な誘因となり、X らの罹患の数ヶ月後に事実上倒産した。

ノルマルヘキサンのような第二種有機溶剤については、事業者に対し、発散源の密閉設備又は局所排気装置の設置（有機則第 5 条）、屋内作業場の気積を原則として 10 m³/人以上以上すべきこと（安衛則第 600 条）、6 ヶ月に 1 回以上の特殊検診（安衛法第 66 条第 2 項、安衛令第 22 条第 1 項第 6 号）、作業環境測定の実施（法第 65 条第 1 項、安衛令第 21 条第 10 号、有機則第 28 条第 2 項）有機溶剤作業主任者の選任等（法第 14 条、有機則第 19 条第 2 項、第 19 条の 2）の定めがあった。

X らの疾病は、罹患の半年ほど後に業務上と認定された。

<判旨～X 請求一部認容～>

Y は、K 製作所に本件業務を請け負わせる前後に、本件業務の作業手順について研修指導したが、ノルマルヘキサンの有毒性にかかる対策の必要性を十分に認識していなかったため、その人体への影響や取扱い上の注意事項等を指導しなかった。

K 製作所は、本件業務を請け負った当初は旧工場で作業を行い、その後、同じ市内の新工場で行ったが、先ず、Y は、旧工場での業務に際して、作業環境整備を助言、指示したことはなく、ノルマルヘキサンによる中毒防止のための局所排気装置の設置

や気積の確保の必要性等について指導したこともなかった。そのため、K 製作所は、天井に換気扇 2 台を取り付けただけだった。新工場は、旧工場より若干狭く、天井も低かったが、Y は、新工場での業務に際しても、作業環境整備の助言、指示は行わなかった。

K 製作所は、本件業務に使用する有機溶剤が、第二種有機溶剤に指定されているノルマルヘキサンを主成分とすることも、認定事実に記載した事業者として講ずべき法定の義務も全く認識していなかった。

そのため、新旧両工場において、局所排気装置を全く設置せず、気積は、新工場では 5.94 m³/人しか確保せず（旧工場でも 10 m³未満）、6 ヶ月に一度は行うべきノルマルヘキサン濃度の測定もせず、費用がかかるため、X らに特殊健診も受けさせなかった。また、有機溶剤作業主任者の資格取得者はいたが、実際にその業務には従事させなかった。

X らの本件疾病は、K 製作所が局所排気装置を設置せず、気積を十分に確保しなかったこと等により発生したものである（下線は報告者が添付した）。

Y と K 製作所は元請・下請の関係にあり、Y は、自身の工場内で、K 製作所の従業員に作業手順を研修指導したこと、本件業務に必要な機械器具、備品等は無償で貸与し、A-ベンジンとインクを支給したこと、Y は長年ノルマルヘキサンを使用する腕時計針の印刷業務を行って来たのに対し、K 製作所は、本件業務を下請するまで、その業務経験はなく、第二種有機溶剤を使用する業務経験もないこと等の事実を総合すると、Y と K 製作所は、本件業務については実質

的に使用関係と同視し得る関係にあった。そして、A-ベンジンに含有されているノルマルヘキサンは、第二種有機溶剤であり、その取扱いについては法規則等で厳格に規制されているのだから、Y は、その有害性及び対策の必要性を十分認識し、本件業務に従事する K 製作所の従業員が Y の支給する A-ベンジンによって中毒症状を起こさないよう、同製作所に認定事実所掲の法定諸措置を講じるよう指示・指導する注意義務があった。

しかるに Y は、その強い毒性や対策の必要性に気づかないまま A-ベンジンを K 製作所に支給し、前記指示・指導をしなかったのであり、当該過失により、K 製作所は、本件業務で使用していた溶剤の有毒性や対策の必要性の認識を欠き、局所排気装置を設置せず、十分な気積を確保しなかったこと等のため、X らがノルマルヘキサン吸引による多発性神経炎に罹患したのだから、Y は、民法第 709 条により、その損害の賠償義務がある。

Y は、旧工場を本件業務の作業場とする取り決めを行ったのに、K 製作所は Y に無断で作業場を新工場に移転したと主張し、確かに、X らは、新工場における稼働中に罹患したものと推認されるが、そのような合意があったとは認められないし、右移転は Y に伝えられており、Y は、新工場においても前記指示・指導をなすべきだったので、右主張には理由がない。

<判決から汲み取り得る示唆>

本件災害の直接的な加害者は、言うまでもなく、K 製作所だが、事実上倒産していたため、X は、元請である Y を相手方とし

て賠償を求め、裁判所も、その責任を論理づけようとしたケースと言える。

直接の言及はないが、法第 29 条の趣旨に近い趣旨を不法行為法上の注意義務とした例と解される。とはいえ、Y は、訴外 S 社から受注した業務を、そのまま K 製作所に丸投げしたようなので、法第 29 条が名宛人とする元方事業者（仕事の一部を自ら行う者）には当たらない。そこで、①Y-K 製作所が元請・下請関係にあること、②K 製作所の従業員に作業手順を教育指導したこと、③労働手段である機械器具、備品等は無償貸与したこと、④本件災害の原因であり、作業上の原料でもあるノルマルヘキサンを含有する A ベンジン等を支給したこと、⑤Y には、当該物質の取扱い経験があり、K 製作所にはなかったこと等を根拠に、元請である Y には、法第 29 条が定めるような、K 製作所による法定諸措置にかかる指示・指導の注意義務があったとした。

このうち④からは、法第 57 条の 2 が定める、化学物の危険有害性情報（化学物質のハザードやリスク、対応策等に関する情報）の提供義務を民事事件に反映したものの評価も可能だろう。

本件では、発注者である訴外 S 社は、元より被告とされていない。これは、②③④の関係がなかったことに加え、自ら仕事の一部を行う者でなく、安衛法第 29 条が名宛人とする元方事業者にも元請にも当たらないこと、おそらく、ノルマルヘキサンの取扱い経験もなく、ほぼ純粋な発注者であったことによると思われる。

2 第 30 条～第 30 条の 3

2.1 条文

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所²⁶において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
 - 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
 - 三 作業場所を巡視すること。
 - 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
 - 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項
- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう²⁷。以下

²⁶ ここでいう「同一の場所」は、法第 15 条や本条第 2 項がいう「一の場所」と同旨と考えて差し支えない。この条文は、旧労働災害防止団体法第 57 条から引き継がれたものである（畠中信夫氏のご教示による）。

²⁷ 法第 31 条の 3 から明らかなように、自ら仕事の一部を行うか否かは問われないが、請負業者でないこと（いわばお客様）を前提にしているため、自身で仕事を行わ

同じ。)で、特定元方事業者以外のも
のは、一の場所において行なわれる特
定事業の仕事を二以上の請負人に請け
負わせている場合において、当該場所
において当該仕事に係る二以上の請負
人の労働者が作業を行なうときは、厚
生労働省令で定めるところにより、請
負人で当該仕事を自ら行なう事業者で
あるもののうちから、前項に規定する
措置を講ずべき者として一人を指名し
なければならない。一の場所において
行なわれる特定事業の仕事の全部を請
け負った者で、特定元方事業者以外の
もの（*自ら仕事の一部を行う者を除
くという趣旨）のうち、当該仕事を二
以上の請負人に請け負わせている者に
ついても、同様とする。

3 前項の規定による指名がされないとき
は、同項の指名は、労働基準監督署
長がする。

4 第二項又は前項の規定による指名が
されたときは、当該指名された事業者
は、当該場所において当該仕事の作業
に従事するすべての労働者に関し、第
一項に規定する措置を講じなければな
らない。この場合においては、当該指
名された事業者及び²⁸当該指名された
事業者以外の事業者については、第一
項の規定は、適用しない。

第三十条の二 製造業その他政令で定め
る業種に属する事業（特定事業を除
く。）の元方事業者は、その労働者及

ないことが多い。自身で仕事を行う場合、
元方事業者に該当し得る（畠中信夫氏のご
教示による）。

²⁸ この文言（「当該指名された事業者及
び」）が盛り込まれたのは、指名を受けた
者による第1項の措置義務は、法形式的に
は第4項（実質的には第2・3項）により
新たに創設されたため、前者を排除する必
要があると解されたことによる。別の条規
における同様の文言についても同じである
（畠中信夫氏のご教示による）。

び関係請負人の労働者の作業が同一の
場所において行われることによつて生
ずる労働災害を防止するため、作業間
の連絡及び調整を行うことに関する措
置その他必要な措置を講じなければな
らない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定す
る事業の仕事の発注者について準用す
る。この場合において、同条第二項中
「特定元方事業者」とあるのは「元方
事業者」と、「特定事業の仕事を二以
上」とあるのは「仕事を二以上」と、
「前項」とあるのは「次条第一項」
と、「特定事業の仕事の全部」とある
のは「仕事の全部」と読み替えるもの
とする。

3 前項において準用する前条第二項の
規定による指名がされないときは、同
項の指名は、労働基準監督署長がす
る。

4 第二項において準用する前条第二項
又は前項の規定による指名がされたとき
は、当該指名された事業者は、当該
場所において当該仕事の作業に従事す
るすべての労働者に関し、第一項に規
定する措置を講じなければならない。
この場合においては、当該指名された
事業者及び当該指名された事業者以外
の事業者については、同項の規定は、
適用しない。

第三十条の三 第二十五条の二第一項に
規定する仕事（*建設業その他政令で
定める業種に属する事業の仕事で、政
令で定めるもの）が数次の請負契約に
よつて行われる場合（（*本条）第四
項の場合を除く。）においては、元方
事業者は、当該場所において当該仕事
の作業に従事するすべての労働者に関
し、同条第一項各号の措置（*救護に
よる二次被害を防ぐための措置）を講
じなければならない。この場合におい
ては、当該元方事業者及び当該元方事
業者以外の事業者については、同項の
規定は、適用しない。

2 第三十条第二項の規定（*分割発注
された複数の元方等のうちの統括管理
義務者の指名義務）は、第二十五条の
二第一項に規定する仕事（*建設業そ

の他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものの発注者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を上二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第三十条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 第二十五条の二第二項の規定（*救護の際の二次被害防止措置の実施のための技術的事項の管理者の選任）は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

がもたらす接触等のリスクについて、物的、人的両面での統一的かつ計画的な安全管理の仕組みを構築すると共に、リスク関連情報が末端まで共有されるようにすることを図った規定である。建設業のほか、同様の条件がよく生じる造船業を特定事業として（法第 15 条第 1 項、施行令第 7 条第 1 項）、両者の元方事業者を名宛人としている。本質的には、作業場単位での統一的な（：秩序立った）安全管理体制と方針づくり、リスク関連情報と安全意識・知識の共有が主目的と思われる。特に、クレーン、ショベルカーなどの車輻系建設機械、足場、支保工、仮設電気設備等にかかるリスク対策が想定されている。

第 2 項は、法第 5 条が定めるジョイントベンチャーにおける安全衛生管理体制の仕組みを、分割発注の場合に応用して、前項の履行を図らせようとした規定である。

ジョイントベンチャーは、本来、大規模／専門的な工事を請け負えるようにし、工事のリスクの負担を分散する等の目的から、建設業者側のイニシアチブで、複数の業者が共同し、自主的に代表者を決定して工事を請け負う形式であり、本条所定の分割発注は、一部の発注先に廉価で工事を発注できる等の事情から、発注者がイニシアチブを取り、工事を分割して複数の業者に発注する形式である。

梶中元教授は、本条は、特定元方事業者等の統括管理義務²⁹と個々の事業者が安衛

2.2 趣旨と内容

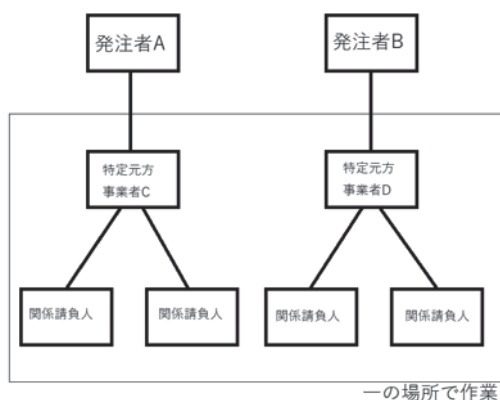
2.2.1 第 30 条

2.2.1.1 趣旨

主に、重層的請負関係で様々な所属先の労働者が混在して工事が行われる建設現場で、自身が仕事の一部を担っていることから、現場差配の権限とリスク関連情報を持ち得る元方事業者を統括者として、その作業場の特徴を踏まえつつ、特に建設機械

²⁹ 特定元方事業者が労働契約等に伴う指揮命令権を持たないことを前提にした概念で、法第 32 条による被統括管理者側の対応義務をセットで機能させることを予定してい

法上負っている義務の双方向からのアプローチにより、「一の場所」における効果的な労災防止を図ったものと評している³⁰。もつとも、森山誠也監督官は、発注者が異なる工事が一の場所でされている場合、本条第2項は適用できない点に課題があるとする。



2.2.1.2 内容

第1項は、上述の趣旨から、建設業と造船業の元方事業者を名宛人として、混在作業による危険防止のため、以下の措置を講じるべき旨を定めている。くどいようだが、これは、所属の異なる労働者らを、統一的な安全衛生管理の方針、体制のもとに組み込むと共に、リスク関連情報を遍く共有するための措置である。保護対象は、基本的に、特定元方事業者自身の労働者と関係請負人の労働者だが、分割発注の場合、当該場所で当該仕事の作業に従事する全労働者となる（本条第4項）。

なお、これらの措置は、その作業場にお

る。

³⁰ 畠中前掲書（2019年（令和元年））224頁。

ける労働者の総計が50人以上（一定の場所で行われるトンネル建設工事や圧気工事等の場合、30人以上）の場合、統括安全衛生責任者に統括管理させる必要がある（法第15条、安衛法施行令第7条第2項）。

特定元方事業者は、当該作業（特定事業の元方事業者と関係請負人の労働者が同一の場所で行う混在作業）の開始後、遅滞なく、事業場の名称、所在地、統括安全衛生責任者を選任すべきときはその氏名など所定の事項を所轄労基署長に報告せねばならない（法第100条第1項、安衛則第664条）。

(1) 協議組織の設置・運営

特定元方事業者に、同事業者及び全関係請負人が参加する協議組織を設置し、定期的に協議を開催すること、関係請負人には、それに参加することを求めている（法第36条に基づき本条等を具体化した安衛則第635条。以下、本項に記す安衛則の規定は全て同じ）。

(2) 作業間の連絡・調整

同じく、随時、同事業者－関係請負人間、関係請負人同士の連絡調整を行うことを求めている（安衛則第636条）。

(3) 作業場所の巡視

同じく、作業日ごとに最低1回、作業場所の巡視を行うこと、関係請負人には、特定元方事業者による巡視を拒む等しないことを求めている（安衛則第637条）。

(4) 教育への指導・援助

同じく、関係請負人が行う労働安全衛生教育のため、場所の提供、教材の提供等の支援措置を講じることを求めている（安衛則第638条）。

（5）仕事の工程等に関する計画の作成
昭和 55 年改正（昭和 55 年法律第 78 号）で追加された内容である。

現段階で、本号（法第 30 条第 1 項第 5 号）が対象とする「仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種」には、建設業が指定されている（安衛則第 638 条の 2）。建設業の現場は、常に新しく、仮設の設備が多く、まさに、区々異なる作業（場）の特徴を持ちつつも、そこから生じるリスク情報が関係請負人やその労働者に共有されない、安全衛生管理の方針や体制が請負人ごとにバラバラとなり易い等の問題が生じるので、元方事業者に、機械の搬入・搬出を含め、現場全体の工程に関する計画（工程表等）、クレーン、ショベルカー、支保工、仮設電気設備など主要な機械・設備、寄宿舎等の仮設建設物の配置に関する計画（安衛則第 636 条の 3）を作成するよう義務づけたものである。

（6）建設機械等の作業計画等に関する指導

平成 4 年改正（平成 4 年号外法律第 55 号）で追加された内容である。

建設業元方事業者には、（5）の計画の作成が義務づけられる一方、個々の関係請負人にも、建設機械等に係る作業計画の作成等が義務づけられているので、これらの計画の間の調整のためにも、元方事業者に指導を行わせるという規制方式を採用したものである³¹。具体的には、車両系建設機械については諸種の作業計画、移動式クレーンについては作業方法等について、機械

の種類や能力、運行経路、作業方法、設置位置等について指導を行うべきとされている（安衛則第 638 条の 4、平成 4 年 8 月 24 日基発第 480 号）。要するに、元方事業者の統括管理責任の強化を図った規定である。

（7）建設現場の状況等の周知

本来、現場の状況、現場の危険箇所、作業相互の関係等、リスク関連情報の労働者への周知は、彼／彼女らを雇用する関係請負人が行うべきだが、それらの情報は、元方事業者の方が得やすい。また、場所の提供、そうした情報を掲載する資料の提供等、周知のための条件を整備する必要もある。

そこで、本条第 1 項第 6 号が、そうした条件の整備を元方事業者に求めていることを、規則で明らかにした（安衛則第 642 条の 3）。ただし、元方事業者自らが関係請負人の労働者にそうした情報を周知する場合には、この限りではない³²。

（8）その他

石綿等が使用されている保温剤、耐火被覆材等の除去作業が、建設業元方事業者及び関係請負人の労働者の混在作業場所で行われる場合、当該元方事業者は、除去作業開始前に関係請負人に通知し、作業時間帯の調整等必要な措置が求められる（石綿則第 7 条第 2 項）。

また、

①クレーン則の適用を受けるクレーン等の運転についての合図の統一と関係請負人への周知等（安衛則第 639 条）

②事故現場等の標識の統一と関係請負人

³¹ 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））488 頁。

³² 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））489 頁。

への周知等（安衛則第 640 条）

一定の特別規則（有機則、電離則、酸欠則、高圧則）が労働者の立入を禁じる事故現場等の危険区域を表示する標識を统一的に定めると共に、関係請負人へ周知するよう求めている。

③有機溶剤等の容器の集積箇所の統一と関係請負人への周知等（安衛則第 641 条）

特定元方事業者は、有機溶剤等を入れている容器や、それらを入れていた空容器で、その蒸気が発散するおそれがあるものを集積する場合、集積箇所を统一的に定め、関係請負人に周知すべきこと、特定元方事業者、関係請負人共に、その統一集積箇所にそれらを集積すべきことを定めている。

④X 線装置の稼働、発破、火災、土砂崩壊等にかかる警報の統一と関係請負人への周知等（安衛則第 642 条）

⑤トンネル建設作業、土石流危険河川での建設作業等にかかる避難訓練等の実施方法の統一と関係請負人への周知等（安衛則第 642 条の 2 及び第 642 条の 2 の 2）

第 2 項及び第 4 項は、発注者から、一の場所で行われる 1 つの仕事が複数の請負人に分割して発注される場合の第 1 項の措置義務履行者について定めている。前述した通り、法第 5 条が定めるジョイントベンチャーにおける安全衛生管理体制の仕組みを、分割発注の場合に応用して、第 1 項の確実な履行を図らせようとした規定である。すなわち、発注者は、元請人のうち第 1 項の措置義務履行者を 1 名指名すべきこととしている。また、第 2 項後段は、工事の全てを請け負い、特定元方事業者に該当しない≡自らは仕事を行わない元請人が分割発注等を行う場合にも同様の考え方を採ること

を示している。

安衛則第 664 条は、本条が定める混在作業を行う場合、特定元方事業者や、その役を引き受ける第 2 項による被指名者は、①事業種別、事業場、関係請負人、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者（法第 15 条の 3）³³等に関する情報を、所轄労働基準監督署長に届け出ることを義務づけている。実質的には、行政による実際のチェックより、報告用書類の作成を契機として、元方事業者らに自発的に管理体制をチェックするよう促す趣旨と思われる。

なお、これらの指名は、一の場所で行われる建設工事等のうち躯体工事等主要な部分を請け負って自らも行う者や、この者が複数いて互選された者については、予めその同意を得て行わねばならない（安衛則第 643 条）。工事に重要な役割を果たす者の意見が反映されるようにしたものとなる。

本条第 2 項は行政取締規定であり、罰則

³³ 特定元方事業者は、混在作業について統括管理義務を負うところ、一の場所で働く労働者数が所定人数（原則 50 人）に達しないため、法第 15 条に基づく統括安全衛生責任者の選任義務を負わないものの、原則として労働者数 20 名以上の規模の一定の危険な作業（ずい道工事等）について、統括管理担当者の指導・支援のため、選任が義務づけられる者。選任の主な基準は、仕事の請負契約を締結している事業場であって、場所より契約を基準とするため、概ね、元方事業者（概ねゼネコン）の支店の担当者等が宛てられる。

は付されていない。その違反に際しては、第 3 項により監督署長が指名することが定められており、その権限の発動を促すため、安衛則上、発注者又は請負人が、第 2 項による指名ができない旨を監督署長に届け出るべき旨定められているが（安衛則第 643 条第 2 項）、その指名がなされない間は、各特定元方事業者が、各関係請負人の労働者に対してその義務を負うことになる（昭和 42 年 4 月 4 日基収第 1231 号）。

本条第 1 項と第 4 項には、法第 120 条（50 万円以下の罰金）の適用がある。

2.2.2 第 30 条の 2

2.2.2.1 趣旨

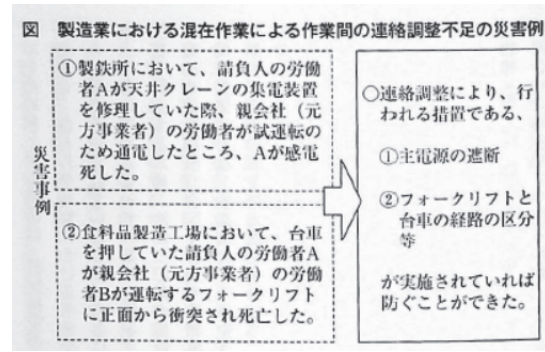
本条は、製造業でも、混在作業による危険が拡大してきたことを踏まえ³⁴、第 30 条が対象とする造船業を除く製造業の混在作業に、同条のうち主立った規制を展開することを狙って、平成 17 年の法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）で新設された規定であり、主に化学工業の製造工場、施設設備の用役（プラントの運転に必要な電気、水、空気や燃料など）、鉄鋼業の製鉄、熱延、冷延の工程、自動車製造業のプレス、溶接、塗装、組立などの作業を想定している。対象業種を指定する政令が定められていないので、当面、製造業のみが対象となると解されている³⁵。

第 30 条中の分割発注等の場合にかかる規定（第 2 項）も第 2 項で準用したうえで、

³⁴ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））225 頁。

³⁵ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））226 頁。

第 30 条 3 項、第 4 項に相当する定め（本条第 3 項、第 4 項）を置いている。



（畠中前掲書（2019 年（令和元年））225 頁）

2.2.2.2 内容

第 30 条が定める特定（建設業、造船業（法第 15 条第 1 項、施行令第 7 条第 1 項）を営む）元方事業者の講ずべき措置との主な違いは、協議組織の設置・運営、作業場所の巡視、関係請負人が行う安全衛生教育への指導援助、建設業における仕事の工程や機械等の配置に関する計画等の作成などが省かれている点にある。これらは、作業場が散在し、多岐にわたる建設業と造船業において必要な措置との考えによると思われる。

逆に、本条において、以下の措置は製造業一般での混在作業にも必要と解されており、その詳細は、法第 36 条に基づき、安衛則第 643 条の 2 から 643 条の 7 と平成 18 年に発出された厚生労働省の通達（平成 18 年 2 月 24 日基発第 0224003 号）に定められている。

（1）作業間の連絡・調整（安衛則第 643 条の 2）

①各関係請負人が行う作業の段取りの把

握

②段取りの調整

③調整した段取りの各関係請負人への指示

(2)クレーン等の運転についての合図の統一と周知等（安衛則第 643 条の 3）

クレーン則の適用を受けるクレーン等の運転についての合図の統一と関係請負人への周知等を定めた安衛則第 639 条を準用している。

(3)事故現場の標識の統一と周知等（安衛則第 643 条の 4）

特定元方事業者にかかる安衛則第 640 条と同様に、一定の特別規則が労働者の立入を禁じる事故現場等の危険区域を表示する標識を统一的に定めると共に、関係請負人へ周知するよう求めている。ただし、対象となる事故現場等は、有機則、電離則、酸欠則が定めるものに限られており、圧気工法による建設現場等を想定した、高圧則が定める作業室（図参照）や気こう室（気閉室：人や物が自由に入出りできるよう、エアロックで仕切られた圧気空間のこと）等での作業は対象から除かれている。

(4)有機溶剤等の容器の集積箇所の統一と周知等（安衛則第 643 条の 5）

特定元方事業者にかかる安衛則第 641 条を準用し、有機溶剤等を入れている容器や、それらを入れていた空容器で、その蒸気が発散するおそれがあるものを集積する場合、集積箇所を统一的に定め、関係請負人に周知すべきこと、製造業元方事業者、関係請負人共に、その統一集積箇所にそれらを集積すべきことを定めている。

(5)警報の統一と周知等（安衛則第 643 条の 6）

特定元方事業者にかかる安衛則第 642 条と同旨の定めであり、X 線装置への電力供給、電離則が定める放射線物質を装備する機器の照射、火災の発生の際の警報の統一的な定めと関係請負人への周知等を義務づけている点は共通だが、建設業において一般的な発破、土砂崩壊、出水、なだれ等は対象から除外されている。

この規則規定も、元方事業者と関係請負人の間で統一された警報を行うべきこと（第 2 項）、警報が行われた場合には、危険区域にいる労働者のうち必要な者以外を退避させるべきこと（第 3 項）を定めている。

本条（法第 30 条の 2）第 2 項ないし第 4 項は、第 30 条第 2 項ないし第 4 項と同様に、混在作業となる仕事が複数の請負人に分割発注され、なおかつ発注者自身はその仕事を行わない場合の第 1 項の義務履行者について定めている。基本的には、発注者（指名義務者）が指名した者が義務履行者となるが、元請が一の場所の全ての工事を請け負い、自身は作業を行わずに下請に分割発注する場合には、当該元請が発注者に代わり、義務履行者を指名する。また、工事の主要な部分の担当者には、予め同意を得る必要がある（安衛則第 643 条の 7）。

本条第 1 項と第 4 項には、法第 120 条（50 万円以下の罰金）の適用がある。

2.2.3 第 30 条の 3

2.2.3.1 趣旨

本条は、昭和 55 年の法改正（昭和 55 年法律第 78 号）により設けられた第 25 条の 2 第 1 項（建設業等における爆発や火災等

に際しての救護にかかる二次的な労災防止のための物的、人的措置義務）の履行確保を、一の場所における重層的請負関係に基づく混在作業下で図る目的で設けられたものである。

2.2.3.2 内容

第1項は、元方事業者に、当該場所で当該作業に従事する全労働者について、第25条の2第1項の定める救護にかかる労災防止措置の履行義務を課し、第2項ないし第5項は、一の場所（統括管理によって労災防止効果が見込まれる一定範囲の領域）における一の仕事（一の場所で行われ、統括管理の対象となる仕事）が分割発注される場合に、法第30条第2項を準用して、自らは仕事を行わない発注者（第30条第2項前段）や、自らは仕事を行わない元請（第30条第2項後段）が、第1項が定める措置の履行義務を負う者を請負人から指名すべきこと、その指名がなされない場合には、労基署長が指名を行うこと（第30条第3項に同旨の規定があるが、準用されてはいない）、指名された者は、第25条の2第1項が定める労災防止措置と共に、第2項が定める技術的事項の管理者を選任すべきこと、指名された者が自身と全関係請負人が使用する全労働者について第1項の措置を講じるべきこと、その限りにおいて、指名された者以外の者に同項の履行義務は課されないこと等を定めている。

すなわち、法第25条の2第1項は、建設業等の仕事が重層的請負関係下の混在作業で行われる場合、各事業者に、爆発や火災等に際しての救護にかかる労災防止のための物的、人的措置義務を課しているが、

本条第1項は、その履行を、各関係請負人に行わせるのは、非効率かつ有効でもないもので、元方事業者に一元的に行わせることにしたものである³⁶。

第2項ないし第5項は、一の場所における一の仕事が分割発注される場合には、第1項の義務を履行すべき者が複数生じることとなって、却って混乱を招きかねないので、法第30条第2項を準用するなどして、自らは仕事を行わない発注者等が、その履行義務を負う者を請負人から指名すべきこと等を定めたものである。

第2項は、法第30条第2項を準用しており、同規定と同様に、省令において、一の場所で行われる建設工事等のうち躯体工事等主要な部分を請け負い自らも行う者や、この者が複数いて互選された者については、予めその同意を得て行わねばならないとされている（法第30条第2項に紐づく安衛則第643条を同第643条の8が準用している）。第3項は、法第30条第3項と同様に、第2項の方法で指名されない場合の労基署長による指名を定めている。

第4項は、第2項、第3項による被指名者は、当該場所での建設業等の仕事を行う自身と関係請負人が使用する全労働者に対して第1項の措置（爆発や火災等に際しての救護にかかる労災防止のための物的、人的措置）を講じる義務を負うこと、第5項は、第25条の2第2項が定める救護に関する技術的事項の管理者の選任も、指名を受けた者が行うべきことを定めている。

本条第1項と第4項には、法119条第1

³⁶ 労働調査会出版局編著（2015年（平成27年））499頁。

項（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用がある。第25条の2第2項を準用する第5項には、元条文と同様に第120条（50万円以下の罰金）の適用がある。

2.3 関連規定

2.3.1 法条

2.4 沿革

2.4.1 制度史

1. 4. 1を参照されたい。

ただし、第30条第1項第5号は、昭和55年改正（昭和55年（1980年）法律第78号）で新設され、平成4年改正（平成4年（2002年）号外法律第55号）で後段が追加されたものである。

昭和55年改正は、主に建設業での混在作業による労災が後を絶たず、起因物が建設機械・設備等であることが多かったことを踏まえ、それらの配置、それらを含む工程計画の作成を特定元方事業者に義務づけることとした。平成4年改正は、昭和55年改正と同様の背景を踏まえ、例えば第30条第1項第5号に、特定元方事業者が「当該機械、設備等を使用する作業に関し、関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行う」べきことが盛り込まれたように、元方事業者による関係請負人への指導を義務づけることとしたものである³⁷。

第30条第2項は、製造業でも、混在作業による危険が拡大してきたことを踏まえ

³⁷ 労働調査会出版局編著（2015年（平成27年））486頁。

³⁸、第30条が対象とする造船業を除く製造業の混在作業に、同条のうち主立った規制を展開することを狙って、平成17年の法改正（平成17年号外法律第108号）で新設された規定であり、主に化学工業の製造工場、施設設備の用役（プラントの運転に必要な電気、水、空気や燃料など）、鉄鋼業の製鉄、熱延、冷延の工程、自動車製造業のプレス、溶接、塗装、組立などの作業を想定している。対象業種につき、業種指定の政令が定められていないので、当面、製造業のみが対象となると解されている³⁹。

第30条の3は、昭和55年の法改正（昭和55年法律第78号）により設けられた第25条の2第1項（建設業等における爆発や火災等に際しての救護にかかる労災防止のための物的、人的措置義務）の履行確保を、一の場所における重層的請負関係に基づく混在作業下で図る目的で、平成17年の法改正（平成17年号外法律第108号）で設けられたものである。

2.4.2 背景になった災害等

第30条については、建設業や造船業において一般的な重層的請負関係下で、区々異なる作業（場）の特徴や、そこから生じるリスク情報が関係請負人やその労働者に共有されないこと、安全衛生管理の方針や体制が請負人ごとにバラバラであること等から、車輛系建設機械、移動式クレーンへ

³⁸ 畠中前掲書（2019年（令和元年））225頁。

³⁹ 畠中前掲書（2019年（令和元年））226頁。

の接触等による労働災害が発生していた⁴⁰。

第 30 条の 2 については、①製鉄所で、関係請負人の労働者が天井クレーンの集電装置を修理していた際、元方事業者の労働者が試運転のため通電して感電した例、②食料品製造工場で、関係請負人の労働者が台車を押していたところ、元方事業者の労働者が運転するフォークリフトに正面から激突されて死亡した例など。これらは、いずれも、元方事業者のリードにより、関係請負人とリスクコミュニケーション（連絡調整）が図られていれば、防止できたと解される⁴¹。

2.5 運用

2.5.1 適用の実際

法第 30 条は、土木・建設業ではそれなりに違反が指摘されている条規であり、違反による送検件数を記した令和 2 年公表「労働基準関係法令違反に関する公表事案」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>, 最終閲覧日 2020 年 7 月 9 日)によれば、令和元年 6 月 1 日から 1 年間で、違反による送検件数は 1 件にとどまっていたが、違反の指摘件数を記した令和 2 年労働基準監督年報（厚生労働省労働基準局、令和 2 年）の定期監督等実施状況・法違反状況（令和 2 年）では、合計 734 件（違反の指摘件数）に達していた。

他の主要条文違反に関するものも含めた平成 11 年以後の経年データについては、

⁴⁰ 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））485 頁。

⁴¹ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））225 頁。

後掲する【労働基準監督年報（送検件数）の経年データ①】と【労働基準監督年報（定期監督等における違反指摘件数）の経年データ②】を参照されたい。

大手建設会社 A が元請となった下水道工事現場で、A の監督員 2 名のもと、下請土木業者 B の事業主（土止め支保工作業主任者及び地山掘削等作業主任者資格あり）が作業指揮し、おそらく B 雇用のドラグショベルのオペレータがドラグショベルを操作し、同じく運搬作業員 2 人がトラックで残土の運搬をし、同じく X と同僚が掘削溝に入り、下水管敷設工事を行っていたところ、ほんらい、先に土止めをしてから掘削すべきところ、（周辺の住宅への騒音・振動等を避けるため）行わなかったこと、前 2 日に台風が来て土が緩んでいたこと等から、側壁が崩壊し、X が生き埋めとなり、重傷を負った。

災害原因は土止めをせずに掘削溝に入った作業手順の不備にあり、A から B に殆ど丸投げ発注され、監視も十分に行われていなかったこと等を踏まえ、A は、作業計画書の不備、下請人への指導の欠如等による法第 30 条第 1 項第 5 号（安衛則第 638 条の 3）違反の疑いで、書類送検された。当然ながら、X らの雇用主である B も、法第 21 条第 1 項（安衛則第 361 条）違反の疑いで書類送検された（労働調査会編『建設業編・安衛法違反による送検事例集第 1 集』（労働調査会、2001 年（平成 13 年））78-79 頁）。

雇用主である事業者を名宛人とする規制の適用可能性と共に、それが困難な場合に備え、本条の適用が検討された例がある。すなわち、元方事業者 Y が、A を現場責任

者として、O 市から請け負った河川改良工事を実施する際に、Y 設置の車両系建設機械をその労働者 M に運転させていたが、接触危険個所に立入禁止、誘導者の配置等の危害防止措置を講じなかったため、下請労働者が立入り、被災した事案につき、河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁を参考に、Y の法第 21 条（安衛則第 158 条）違反が検討されると共に、混在作業が同一の場所で行われていたことを前提に、Y の法第 30 条所定の統括管理義務違反が検討された例がある（ただし、帰趨は不明）（法務省刑事局・労働省労働基準局『労働基準法等違反事件捜査処理に関する協議会資料』（昭和 50 年））。

2.5.2 関係判例

(1) 関係請負人の労働者のみが作業を行っていたタンカー建造中の作業場で生じた足場にかかる災害につき、第 30 条第 1 項が定める「同一の場所」を広く船殻作業場と解することで、特定元方事業者や、その担当部門の統括安全衛生責任者（課長）の補佐役の刑事責任を認めた例（幸陽船渠事件広島高判昭和 53 年 4 月 18 日判例時報 918 号 135 頁（1 審：尾道簡易裁判所昭和 52 年 6 月 23 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集、上告審：最 1 小判昭和 55 年 2 月 21 日注釈労働安全衛生関係法令解釈例規集））

<事実の概要>

詳細は不明だが、おそらく、建造中のタンカー内の船殻作業場で、複数の関係請負人の労働者が足場変更工事（以下、「本件

工事」という）を行っていたところ、別の関係請負人の労働者が作業中であることを知らずにその作業場に立ち入り、何らかの危険行為により、足場にかかる物か人が落下／墜落する等して死亡したもの（以下、「本件災害」という）と察せられる。

これを受け、その作業を伴う仕事の特定元方事業者（被告人会社）の担当部門（船殻工作部外業課）の統括安全衛生責任者だった課長を補佐する立場にあつて、本件作業現場を指揮していた被告人 M が、本件工事を下請業者 O 工業の労働者 T らに指示する際に、当該工事区域内への関係労働者以外の立入りを禁止して、その旨を分かり易く掲示したり、看視人を置いて関係者への周知徹底を図る等しなかった点で、安衛法第 30 条第 1 項第 2 号及び、同規定を具体化して、特定元方事業者－関係請負人間及び関係請負人相互間の連絡及び調整義務を定めた安衛則第 636 条に違反したとして、法第 120 条に基づき、罰金 1 万円の支払いを命じられた。他方、被告人会社は、安衛法上の両罰規定（第 122 条）に基づき、金 3 万円の支払いを命じられた。

これに対して、被告人 M が、安衛法第 30 条第 1 項が定める「同一の場所」について、複数の関係請負人のみによって本件工事が行われていた建造中の船舶の右舷のウイングタンクに限られるべきで、本件災害に同条の適用はなく、本件災害の刑事責任を負うべきは、足場作業主任者であった被告人会社の別の従業員や関係請負人の従業員であるなどと主張して争った。

<判旨～M による控訴棄却～>

1) 安衛法第 30 条第 1 項の適用の是非に

ついて

Mは、安衛法第30条第1項にいう「同一の場所」とは、当該作業により何らかの安全上の影響を受ける可能性のある範囲内の場所を言い、本件ではO工業により足場変更工事が行われていた右舷ウイングタンク内に限られるべきなのに、船殻作業場全域を「同一の場所」とした原判決は、法令の解釈適用を誤っているとす。

よって検討するに、安衛法第30条及びこれを受けて制定された安衛則（特に第636条）の趣旨は、同一場所で特定元方事業者や関係請負人の労働者が混在作業をしている場合には、これら労働者間の連絡調整の不十分さ等から数多の労災が発生しているため、特定元方事業者に安全管理の交通整理ともいべき役割を積極的に行わせることにより、そうした労災から下請労働者をできる限り広範囲にかつ適切に保護しようとしたものと解すべきであって、同法条にいう「同一の場所」の範囲も、仕事の関連性、労働者の作業の混在性及び統括安全衛生責任者の選任を定めた同法第15条の趣旨をも併せ考慮して目的論的見地から決定されるべきものであり、本件においては、その範囲は、前記船殻作業場全域を指すものと解するのが相当であって、これを所論のように本件災害発生現場である右舷ウイングタンク内に限定すべきとは考えられない。

2) 刑事責任を負うべきはMではなく、被告人会社や下請事業者の足場作業主任者らであるか否かについて

足場作業主任者でもあった被告人会社従業員Nは、混在作業間の連絡調整義務及び足場作業にかかる危険防止のための連絡

調整等の義務を負い、下請のO工業の従業員Hも、足場作業主任者として、足場作業にかかる同様の義務を負う一方、被告人会社は、その従業員、下請の責任者、足場作業主任者等に、足場作業の際の危険防止措置について十分指導教育しているので、MからN、NからHに本件作業を指示した際、暗黙に労災防止措置の実施が伝達されていたにもかかわらず、Mが必要な措置を講じずに本件作業をさせたこと認定した原審は事実誤認を犯したとする。

しかし、原審の認定事実には認められない。

確かに、Nの立場と負う義務、Hの立場と負う義務、被告人会社が行った教育内容は、Mの主張の通りだが、Mは被告人会社船殻工作部の係長として、同課の安全管理者である課長を補佐する立場にあつて、作業の実態を認識したうえ、作業間の連絡調整を行うにつき必要な措置を講じる義務を負っていた。しかし、MがNに本件足場作業を指示した際、関係請負人に同作業の実施につき連絡しておらず、Nにも本件足場作業場周辺の立入禁止等の安全確保措置を具体的に指示していなかった。

たとえ、N、Hに上述のような措置を講じる義務があり、被告人会社から足場作業にかかる危険防止措置につき指導教育を受けていたとしても、足場作業における墜落事故が発生し易い状況にかんがみ、M自身も、災害防止の徹底のため、関係請負人に本件作業の実施を連絡し、Nに周辺への立入禁止措置を講ずるよう明確に指示するなどの措置を講じなければならなかった。

<判決から汲み取り得る示唆>

・法第 30 条は、混在作業に伴う関係請負人の労働者間の連携ミス等による労災の発生を防止するため、元方事業者による統括管理（交通整理）を図っており、同条にいう「同一の場所」も、その目的に沿うように、広めに解釈され得る。その結果、元方事業者（の法履行担当者）が現場から離れた場所においても、それに該当する場合が生じ得る。

・法第 30 条第 1 項違反により、現場監督者本人は第 120 条に基づいて処罰され、その雇用主は、第 122 条（両罰規定）に基づいて処罰され得る。

(2) 特定元方事業者である建設業の元請が、孫請に派遣されて就労していた未成年労働者の足場からの転落災害につき、安全帯装着の指導、安全帯・親綱の支給、下請・孫請等での作業工程協議、作業手順の決定、頻回の巡視など法第 29 条、30 条が定める措置を一定程度履行しており、刑事事件としては不起訴処分となったが、安全配慮義務違反に基づく民事損害賠償請求事件では、所属する巡視者が安全帯を装着しつつも親綱に固定していなかった被災者を認めながら、その固定を確認せずその場を立ち去ったこと等が安全配慮義務違反に当たるとした例（エム・テックほか事件高松地裁平成 20 年 9 月 22 日労働判例 993 号 41 頁（控訴審：高松高判平成 21 年 9 月 15 日でも 1 審判決が支持され、1 審原告と 1 審被告のうちエム・テックが上告したが、上告棄却、上告不受理となった））

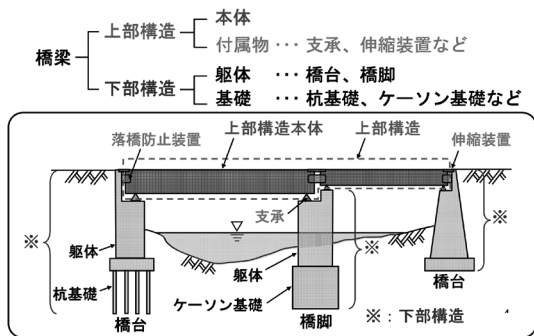
<事実の概要>

X（1 審原告、控訴人兼被控訴人、上告人兼被上告人）は、昭和 59 年に生まれ、平成 14 年 10 月に 17 歳で Y5（1 審被告、被控訴人、被上告人。第 1 派遣元。戌村）に雇用された。

Y1（1 審被告、控訴人兼被控訴人、上告人兼被上告人。元請。エム・テック）は、発注者である日本道路公団から四国横断自動車道中間高架線工事（「本件工事」）を受注し、Y2（1 審被告、被控訴人、被上告人。下請。丙川工業）は、Y1 から本件工事（1 億 3000 万円強の規模）を受注し、Y3（1 審被告、被控訴人、被上告人。孫請。花押）は、Y2 から本件工事を受注した。ただし、Y2 は、当該地域の建設業者に工事の受注実績を与えること等を目的としたトンネル会社だったため、本件工事の実質的な受注者は Y3 であって、Y2 は道路付け替え工事のみを行い、現場作業員への指揮命令は行わなかった。また、Y2 は、当初は訴外 G 工業に工事を発注したが、G 工業の代表が失踪したため、Y3 がその立場を受け継いだ経緯がある。Y4（1 審被告、被控訴人、被上告人。第 2 派遣元。丁原）は、訴外 J 工匠の口利きで（仕事の斡旋により J の Y4 への債務を履行する趣旨で）Y3 との間で労働者派遣契約を結び、Y3 から数十人の人工集めを指示された。Y5 は、Y4 の要請を受けて、Y4 と人工契約（派遣契約）を結び、X が 17 歳であることを認識しつつ、X と雇用契約を結び、Y3 の指揮命令下で就労させた。X は、本件現場作業への立入のために作成された雇入れ時面接簿には、18 歳との虚偽記載をした。面接簿には、雇入れ会社名として Y3 が記載

され、面接官として、Y1 の印も押印されていた。

本件災害は、橋脚（2 径間以上の橋梁の中間部で上部構造を支えるもの）の間で、高さ 8.24m に設置されていたステージ上で起きた。



（株式会社建設物価サービスの WEB サイト (<https://www.k-mil.net/contents/detail/526>、最終閲覧日 2022 年 4 月 12 日)）

Y1 は、本件現場近くに現場監督事務所を設置し、その所長として L を配置した上で、安全推進室を置き、室長 M、安全推進員の N と O が 1 回／時間程度、現場を巡視していた。本件災害当日は、N の代理の代理の E が現場を巡視していた。

本件災害当時、Y4 らは、型枠支保工の解体作業を行っていた。その組立・解体には、作業主任者資格を有する Y4 から派遣された B が常駐し、職長を務めていた。本件災害当日、B を職長とする 8 名の班が 4 名ずつ 2 つの作業を担当した。彼らは、Y4 が支給したヘルメットを着用し、Y3 代表の指揮命令を受けて就業していた。Y1 の現場担当社員である C は、現場監督事務所長 L に、支保工支柱式の解体作業についての作業手順書を手交した。これには、作業手順等として、足場板を撤去する前に、

①引出し部（図参照）のサポートの緩和、②合板、角材の撤去、③張出し部（図参照）のサポート解体、④P コンの穴埋め、⑤底版部ジャッキの緩和、⑥底版型枠、角材の撤去、⑦大引き材の撤去、⑧建枠の解体、という行程を辿ることとされていた。また、Y1 の現場担当社員である C による手書きで、作業主任者の選任、手すりの撤去は最後に、安全帯の安全使用等の記載がなされ、Y3 代表によるサインが付されていた。

本件災害の前日、Y3 代表と Y4 から派遣された職長の B は、Y1 に対して本件作業の進捗状況を報告すると共に、上記作業手順書に基づいて翌日の荷下ろし作業について打ち合わせ、手すりの解体は荷下ろし作業完了後に行う旨が報告された。

本件災害当日、Y1 は、朝礼後、ソールボックスミーティングと呼ばれる作業の打ち合わせと危険予知活動を行い、いずれにも Y1 の E や C が参加した。朝礼の際、Y1 担当者から X に、危険箇所で作業する際の安全帯の装着について指示された。

本件災害現場では、作業手順書に従い、X が解体された材料を集め、班員 2 名が玉掛けをし、残る 1 名が下で受け取る作業を行っていたが、X は、安全帯は装着していたものの、親綱に固定していなかった。

X らは、当初は、手すりを残したままで、資材（足場上で解体された枠組支保工等）の荷下ろしを行っていたが、奥までクレーンを差し入れて、奥に置かれた資材を効率的に手前に移動させるため、Y3 代表に B が許可をとり、当該手すりを撤去した。この際、同代表は、撤去の部位と順番、安全帯を設置する親綱を張る場所等に関する指

示はしなかった。

その後、C（Y1の現場担当社員）が、巡視で本件現場の下を通りかかったところ、安全帯を繋ぐ親綱を張るべき手すりが外され、安全帯を使用せずに高所作業をしている作業員を発見したため、親綱を設置して安全帯を使用するよう口頭で注意した。Cは、作業手順を見直させるため、Y3代表に電話したが、出なかったため、橋面に出て、同人を探していたところ、本件災害が発生した。Xは、この際、足場の上の資材を荷下ろしするために、手すりが撤去された付近に移動させる作業をしていた。足場は、鉄骨を組んだ上に板が敷かれ、その上にビニールシートを被せた構造だったが、鉄骨の間の板のない部分にもビニールシートの一部が広がっていたため、その部分のシートを踏み抜き、そのまま8.24m下の地上に転落した。

その結果、64日間の入院、26日の実通院、併合すると12級相当、労働能力の14%を喪失する後遺障害（左手関節痛、仙骨骨折による腰痛）をもたらす傷害を負った。Xは、本件訴訟の当時には、塗装業に従事し、時給1300円で8-10時間/日、6日間/週稼働するまでに快復したが、苦痛は残っている。

なお、Xとその両親は、本件災害の50日ほど後に、Y3、Y4との間で、同人らが見舞金100万円を支払うことを以て、その余は労働保険に委ねる趣旨の覚書を作成し、現に支払われていた（最終的にはY1が負担した）。

以上の経過を踏まえ、Xは、Yらを相手方として、安全配慮義務違反（債務不履行・不法行為）に基づき損害賠償を請求し

た。なお、Y3、Y3代表、Y5は、本件災害につき、労基法違反として罰金刑に処せられた。Y1の代表は、労基署及び検察庁で事情聴取を受けたが、不起訴処分となった。

<判旨～X請求認容、一部棄却～>

1) Y1の責任

Y1のような特定元方事業者は、混在作業による労災の防止のため、作業場所の巡視、仕事の工程に関する計画の作成など必要な措置を講じなければならない（安衛法第29条、第30条）。

Y1は、本件現場に監督事務所を設置して所長Lを常駐させた上、作業工程ごとにY2、Y3、Y4らと打ち合わせし、協議の上、本件現場の作業手順を決めており、安全推進室を設置して、Nら安全推進員らにより、1回/時間の巡視をするなどの安全管理をしてきた。

しかし、C（Y1の現場担当社員）は、本件災害当日の巡視の際、作業手順とは異なって本件現場の手すりが外されていること、安全帯を使用しないまま高所作業をしている作業員がいることに気づいたのに、口頭で注意するにとどめ、彼らが親綱を張り安全帯を使用できるようにするのを確認せずにその場を離れている。口頭での注意も、その現場の責任者や職長に対して個別に明確な指示をするなど、対象と事柄を明確にして指示すべきだった。その後のCの行動からは、Y3代表への連絡を優先しようとしていたと推認されるが、同人に連絡がとれるまでは、転落の危険のある付近での作業を全面的に中断させるべきであり、その場の作業員全員に個別に指示が行き渡るよ

うにすべきだった。

Y1 は、X らと直接の契約関係にないから、直接、指示する権限はないなどと主張するが、特定元方事業者にかかる上記の定めから、その主張は失当である。

よって、Y1 には、安全配慮義務違反がある。

2) Y2 の責任

Y2 は、Y1 の下請事業者だが、本件工事には殆ど関与せず、X ら作業員を直接指揮命令するなどの関係もなかったから、本件作業につき、X に安全配慮義務を負う立場にはなかった。

Y2 の従業員が安全推進員として本件現場に常駐して Y1 の安全推進員らと共に巡視していたので、これに関連する安全配慮義務を観念できるが、同人が、本件災害当日、本件現場の手すりが外されていて、本件災害を予見できたとは認められない。

3) Y3 の責任

Y4 が本件作業のために Y3 に派遣した職長の B をはじめとする作業員らは、Y3 代表から作業内容等の具体的指示を受けていた。よって、Y3 と X の間に直接的な雇用関係はないが、本件作業について X を指揮命令する関係にあったから、本件現場において、X への安全配慮義務を負う。

Y3 代表は、手すりを外して作業を進めることを許可した以上、その際に、撤去の範囲や順序、手すり下部の作業板の処置、安全帯にかかる親綱を張る位置等の安全上の措置について、本件現場で具体的な指示をすべきだった。それを怠った以上、現場監督者としての安全配慮義務を尽くしたとはいえない。

4) Y4 の責任

Y4 は、X との間に直接的な雇用関係はなく、Y5 から X の派遣を受けて Y3 に X を派遣したから、本件現場で X を指揮命令する立場にない。

通常、派遣元は、労働者に直接指揮命令しないので、当然に安全配慮義務を負うわけではない。しかし、派遣先の事業場の危険性を知りながら派遣した場合など個別事情によっては同義務違反の責任を負うことがある。建設業務における労働者派遣は危険性が高いことから、派遣事業は禁止されている（労働者派遣法第 4 条第 1 項第 2 号）ことからすると、当該労働者の安全に問題がないことを実地で確認した等の特段の事情のない限り、同義務を尽くしたと評価できない。

Y4 は、自ら本件現場に赴いて、安全性の確認をする等はしていないし、Y4 が派遣した職長の B は、Y3 代表の許諾を得て手すりの除去をしながら、X ら作業員に対して親綱を張って安全帯を使用するための具体的な指示をしなかった。

以上から、Y4 には安全配慮義務違反がある。

5) Y5 の責任

Y5 は、X を直接雇用していたから、雇用契約の附随義務として、X への安全配慮義務を負っていた。

Y5 は、本件現場で X を指揮命令する立場になかったから、同義務を負う立場になかったと主張する。これは、具体的な義務違反がない趣旨の主張と解する。

派遣元である Y5 は、X に指揮命令はしないが、派遣元だから、Y4 について示したのと同様に、X の作業現場の安全性を実

地で確認した等の特段の事情がない限り、本件現場での安全配慮義務を尽くしたとは言えない。

Y5は、Xを17歳と知りつつ雇用し、18歳未満の者について禁止されている高所作業等（労基法第62条、年少者労働基準規則第8条第24号、第25号）に就労させ、なおかつ本件現場で安全性の確認をしなかった以上、安全配慮義務違反がある。Y5は、以前にも18才未満の労働者を高所作業に従事させて死亡させた前歴があることから、その違法性は顕著である。

6) 過失相殺

本件災害当日の朝に、ミーティング及び危険予知活動が行われてXも参加し、Y1の担当者から安全帯の使用が指示され、安全帯及び親綱が支給されていたこと、年齢を虚偽申告して稼働したことから、1割の過失相殺をする。

Y1は、X-Y1の間の過失割合を認定する際には、他の被告や作業員ら、中間者の過失を除外（*他者の過失の災害への貢献分を除外）すべきと主張するが、被害者保護の趣旨に照らし採用できない。

7) 本件覚書について

本件覚書は、Yらが、労働基準監督署及び検察庁に、早期の示談成立を情状面で考慮してもらおうと目論んで、Xやその両親に働きかけて作成したものと推認され、Xの全損害について確定的な示談をする趣旨だったとは解されないから、和解契約に当たるとは言えない。

<判決から汲み取り得る示唆>

・本判決は、要するに、

Y1（の現場担当者）は、巡視の際に、X

らが安全帯を適正に使用していなかったのを発見したのだから、

現場の責任者や職長に対して個別に明確な指示をすべきだったのに怠ったこと、

現場監督者に連絡がとれるまで、作業を中止させるなど、安全優先の措置を講ずべきだったのに怠ったこと、

Y3は、Y4から派遣されたBを通じてXらを指揮命令し、その代表が手すりを外すことを許可した以上、

外す手順、親綱の設置箇所を明示する等の墜落防止措置を講ずべきだったのに怠ったこと、

Y4とY5は、Xの派遣元ないし雇用主として、Xの就業先に危険性が窺われる以上、自ら現地に赴いて安全性を確認すべきだったのに怠ったこと、

特にY4の場合、自ら派遣した職長のBが手すりを外すことをY3代表に求めた経過からも、安全帯を繋ぐ親綱の固定を確保すべきだったのに怠ったこと

を以て安全配慮義務違反と評価している。

・民事損害賠償訴訟では、安衛法上の元方事業者向けの規制が、元方事業者の安全配慮義務違反を認める上で有効に働く（本件では、安衛法第29条、第30条違反＝元方事業者の安全配慮義務違反と判示されている）が、刑事事件では、関与の強さ、悪質性や結果の重大性などがなければ起訴には至らない（本件では、元方事業者については、第29条第2項（関係請負人及びその労働者の法令違反に際しての是正指示）、第30条第1項第6号（混在作業下での特定元方事業者の統括管理義務の一環としての一般的な労災防止措置）、個々の事業者については、第21条第2項（墜落危険場

所での危害防止措置等）、第 25 条（急迫危険時の作業中止・労働者退避措置等）等の適用が検討されただろうが、本件で Y3 と Y5 が刑事処分を受けたのは労基法違反だから、年少労働者に高所作業を行わせたことによると思われ、安衛法違反によるわけではない）。直接の指揮命令関係や契約関係にない元方事業者であって、なおかつ、本件におけるように、その元方事業者が、ミーティングや危険予知活動の実施など、法第 29 条、第 30 条の定めを一定程度遵守している例では尚更といえる。

・派遣元は、派遣労働者に指揮命令しないので、当然に安全配慮義務を負うわけではないが、派遣先での就労の危険性を認識すべき場合には、自らその就労の安全性を確かめる、自身が現場に設置した担当者が不安全な状況を創出した場合には、適切な安全対策を講じる等の義務を負う。

(3) 船舶の機関室内での冷蔵庫の冷媒（アンモニア）による関係請負人の従業員の中毒等による死亡等をもたらした仕事の発注者（船舶保有者）に安衛法第 30 条第 2 項が定める第 1 項の特定元方事業者による統括管理の履行担当者の選任義務違反は認められるが、それと本件災害の間に相当因果関係は認められず、その過失責任はないとした例（山形県水産公社事件最 1 小判平成 5 年 1 月 21 日判例時報 1456 号 92 頁（1 審：新潟地判昭和 61 年 10 月 31 日労働判例 488 号 54 頁、原審：不明（判例集未搭載と思われる））（破棄差戻後帰趨不明））

〈事実の概要〉

Y1（山形県水産公社：1 審被告、控訴人、上告人）は、保有する漁業用船舶栄久丸（約 360 トン）について、船舶安全法施行規則第 24 条が定める定期検査を受けるための準備作業のうち、機関に関する準備を除く事項、艀装（船に原動機等の部品を取り付ける作業）、錨のチェーンの点検等船舶の安全に関する基本的設備に関する事項を Y2（株式会社山形造船所：1 審被告）、同じく機関に関する事項等を Y3（酒田船用機器整備センター：1 審被告）、同じく冷凍装置の整備点検作業等を Y4（株式会社テイオン：1 審被告）に分割発注した。このため、栄久丸内で、複数の請負人が縦横に混在して作業することとなった。なお、Y3 は、Y6（新協鉄工所：1 審被告）から派遣されてきた H と S、Y7（岩浪工業：1 審被告）から派遣されてきた K と T を指揮し、栄久丸の機関室内で就業させていた。HKTS は、いずれも Y6、Y7 との雇用関係を維持していた。

栄久丸の冷凍装置は、アンモニアを冷媒としており、装置内で液体をガスに変化させる際に周囲の熱を奪う性質を利用して冷凍機能をもたらしていたが、圧縮機（コンプレッサー。ガス化した冷媒を液化できる程度まで圧縮し、圧送する機械）のピストン用の潤滑油がアンモニアガスと混じることがあるため、装置内の複数の部品（オイルセパレーター（オイルの分離器）、レシーバー（液化したアンモニアから不純物を除く機器）等）に、潤滑油を排出するためのドレン抜き弁が付設されていた。

アンモニアは、人体に接触すると炎症を起こし、吸入した場合には呼吸困難や中毒

等の危害を及ぼす特定化学物質であり、安衛法上の第三類物質の1つとされている。また、同法の実施を図る特定化学物質等障害予防規則第22条は、特定化学物質等にばく露する危険のある作業を行う際に必要な措置を10項目にわたり規定している。そこで、Y1のM機関長とY3のA取締役・工場長の間で、Y4が圧縮機のオーバーホール等、アンモニアガスが発生する作業を行う際には、Y3の作業を中断して作業員を船外に出すこととされていた。

Y4は、受注した業務の一環で、従業員のY5（1審被告）に、栄久丸の機関室で、当該冷凍装置のコンデンサーのチューブの清掃等を行う準備作業（当該チューブからの水抜き、防蝕亜鉛板の数、形状の調査等）を命じた。この作業自体、アンモニアガスに関わるものではなかったが、Y5は、M機関長から、圧縮機の潤滑油が冷凍装置内に溜まっている旨の話をきいたことを受け、この機会にコンデンサー（*高温の液体（冷媒という）がガスに戻る過程で周囲の熱を奪う（: 冷気を生む）ことを目的に冷媒を液化させる機器）から油抜きをしようと考えた。その時点で、機関室内にはY3関係の作業員10名が作業していたが、事前にM機関長や機関室の他の作業員には知らせず、油受け用の空缶を置いて、コンデンサー下部のドレン抜き弁を開けて油抜き作業を始めた。Y5は、アンモニアガスの有毒性や、その漏出防止には、その水溶性を利用して、ホースで相当量の水の中に導く方法が有効であることは知っていたが、過去の経験から、油の排出後にガスが流出し始めた瞬間にドレン弁を閉めれば良いと考えていた。

しかし、Y5がドレン抜き弁の開閉を数回繰り返したところで突然アンモニアガスが噴出し、短時間内に機関室内に充満して、同室内で作業をしていた前記の作業員Hは中毒、KとTは呼吸不全、Sは腐敗性肺炎で死亡した。

そこで、彼らの遺族が、Y1からY7を相手方として、不法行為に基づく損害賠償を請求した。1審には、原告及び被告の違いから、3事件別個に提訴されたが、審理は併合されて別個に判決が言い渡された。

1審は、要約、以下のように述べ、Y5を主な過失責任者としたうえ、Y4の使用者責任、Y1の過失責任を認めた。

すなわち、先ず、直接的な加害者であるY5につき、法令が危害防止措置の名宛人としている事業者や、危険作業の安全管理等を託している作業主任者と並び、または独自にアンモニアの漏出防止措置をとるか、他の作業員に漏出の危険性を知らせて作業場所から退避させる等の注意義務があった（*本来、その仕事を請け負った事業者や作業主任者が負う注意義務を、自ら引き受けたということ）が、怠った過失があった。

Y5の油抜き作業は、Y4の請け負った冷凍装置の整備点検業務に関連して行われたので、Y4はY5の不法行為につき使用者責任を負う。

Y3については、そもそもY1から請け負った業務は、アンモニアガスとは直接関係なく、Y6、Y7から派遣され、機関室で働くHKTSを指揮していたA取締役・工場長が、アンモニアガスを発生させるようなY5の油抜き作業を知らず、そのことに帰責事由もなかったため、不法行為は犯しておらず、よって、使用者責任を負う理

由もない。確かに、Y3 が請け負った作業の場所（機関室）にアンモニアを冷媒とする冷凍装置の配管等があったから、アンモニアガスの危険性や漏出防止の指導、漏出した際の避難方法の確保等の措置を講じる義務があったが、A 取締役・工場長は、作業開始前に作業内容や注意事項を確認して冷凍装置への接触をしないよう注意していたこと、Y1 の M 機関長と Y3 の A 取締役・工場長の間で、Y4 が圧縮機のオーバーホール等を行う際には、Y3 の作業を中断して作業員を船外に出すこととされていたこと、船外退避のための通路が確保されていたこと等から、過失は認められない。

Y2 は、栄久丸の整備点検の元請ではなく、Y4 や HKTS との使用従属関係も認められないので、責任はない。

Y1 は、栄久丸の整備点検を Y2、Y3、Y4 に分割発注し、その結果、その従業員が同一場所で作業を行うことになったから、安衛法第 30 条第 2 項前段の特定事業の仕事の発注者に該当する。しかし、同条規に基づき、請負作業間の連絡調整、作業場所の巡視を行う請負人の指名（「本件指名」）を怠り、専ら請負人に作業方法を一任していた。また、それが行われていれば、Y5 の行うべき作業が明確化し、思い付きによる作業も防げたはずなので、過失があり、不法行為責任を負う。

Y6、Y7 については、HKTS に対して労働契約上の安全配慮義務を負うが、彼らの指揮命令は Y3 が行っていたし、（Y3 が同義務を履行すれば Y6、Y7 の同義務も履行されたことになるところ、）Y3 には同義務違反が認められない。また、Y5 の油抜き作業を認識していた証拠もないので、

過失はない、と。

これに対して、おそらく Y1 のみが控訴したところ、1 審と同様に、本件災害の主因は、Y5 が余計な油抜き作業を行いながら、漏出防止措置も他の作業員への作業の告知も行わなかった過失にあるが、Y1 は、安衛法第 30 条第 2 項に基づき、請負作業間の連絡調整、作業場所の巡視を行う請負人を指名する義務があるのに怠り、専ら請負人に作業方法を一任していた。また、それが行われていれば、Y5 の行うべき作業が明確化し、思い付きによる作業も防げたはずなので、過失があり、不法行為責任を負うと判断した。

そこで、Y1 が上告した。

<判旨～原判決破棄差戻～>

本件では、確かに、災害発生当時、栄久丸の機関室で、Y3 と Y4 の作業が並行して行われていたが、もともと Y4 がアンモニアガスを取り扱う作業をするときは Y3 の作業を中止してその作業員を船外に出すこととされており、本件災害の原因となった油抜きは、Y5 の行う予定だった作業内容には含まれていなかった。

してみれば、仮に安衛法第 30 条第 2 項前段に基づき本件指名がなされていても、Y5 の思い付きによる予定外の危険作業まで予測できないし、被指名者が予め請負作業間の連絡調整をすることで、Y3 と Y4 の作業の並行を避けられたとも言えない（下線は報告者が添付した）。このことは、Y5 の行った油抜き作業が Y4 の請け負った作業と関連性があったとしても同様である。また、被指名者により同条所定の作業場所の巡視がされたとしても、右巡視の頻

度は作業日毎に1回以上でよい（安衛則第637条第1項）ので、Y5の行為の現認は殆ど期待できない（下線は報告者が添付した）。

よって、Y1による本件指名の懈怠と本件災害間には相当因果関係がない。

<判決から汲み取り得る示唆>

・民事法と刑事・行政法上の責任論は異なる。安衛法の刑事・行政法的側面は、予防目的なので、理論的には、法違反さえ認められればよく、損害の発生や、損害との相当因果関係は不要である。

逆に言えば、安衛法上、元方事業者に求められた統括管理義務や、危険性の高い特定事業の発注者に課された統括管理義務の履行担当者の選任義務は、それを怠ったからといって、必ずしも損害（労災）に結びつくとは限らないが、安全行動を誘うための秩序づくりのため、予防的に定められたものといえる。

3 第31条～第31条の4

3.1 条文

第三十一条 特定事業の仕事を行く注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数回の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の

措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第三十一条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

（違法な指示の禁止）

第三十一条の四 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

3.2 趣旨と内容

3.2.1 第 31 条

3.2.1.1 趣旨

建設業等の事業では、請負関係、特に重層的請負関係のもとで、発注者をはじめとする上位の注文者が、自身が管理する建設物等を関係請負人の労働者に使用させることが多いが、同人らとその管理権やリスク関連情報を持たないため、労災防止対策を講じにくい面があるため、設けられた規定である。本法としては珍しく、一定の条件を充たす「注文者⁴²⁾」を対象として、「建設物等」にかかる危険に特化して比較的直接的な防止措置を講じることが求めた規制であり、特定元方事業者を名宛人として一般的な危険防止を図るために統括安全衛生管理を義務づけた第 30 条（及び第 15 条）等とは、一の場所での混在作業を前提としていないこと、建設業・造船業のみを前提としていること、自ら直接的な措置を講じることが想定している点等で趣旨を異にする。端的に言えば、法第 30 条は、場の統括管理を目的とし、本条は、場ではなく物の管理を目的としている。したがって、物を取り扱う者を名宛人としている（畠中信

⁴²⁾ 玉泉孝次氏（元労働基準監督署長）によれば、個人住宅の修理を一人親方 A が請け負い、下請 B に請け負わせた場合で、B がその労働者に当該建設物等を使用させる場合、一人親方 A に本条が適用される。森山誠也監督官によれば、法第 30 条第 2 項や第 31 条の 4 における発注者は、いわゆる「お客さん」的存在が主に該当し、法第 31 条での注文者には、建設業者・造船業者が該当する。

夫氏のご教示による)。

第 2 項は、重層的請負関係下では、1 つの建設物等について、複数の注文者が本条の義務を負うことになり、却って混乱を招きかねないため、最先次の注文者（数次の請負契約により、「仕事を自ら行う注文者」が複数ある場合における最先次の者）のみに第 1 項の労災防止措置を義務づけたものである。最先次の注文者でありながら発注者と表現しなかった理由は、建設物等の危険を伴う特定作業を自ら実施する者でなければならぬため、発注者以外が措置義務者となる可能性があることによると解される。

3.2.1.2 内容

建設業等の事業では、注文者は、同人が管理権やリスク情報を持っている建設物等（足場、型枠支保工、交流アーク溶接機等）を関係請負人の労働者に使用させる際、必要な労災防止措置を講じるべきとされている。その具体的内容は、法第 36 条に基づき、安衛則第 644 条から第 662 条に定められている。

なお、本条によって、同一の建設物等にかかる個々の事業者の労災防止措置義務（法第 20 条～第 25 条等）が免除されるわけではなく、両者は重疊的に存在して、対象物等にかかる労災防止に貢献することが期待されている⁴³⁾。

①安衛則第 644 条：注文者は、関係請負人の労働者にくい打ち機やくい抜機を使用させる場合、それを法定基準に適合させる

⁴³⁾ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））227 頁。

べきこと

②安衛則第 645 条：同じく軌道装置を使用させる場合、それを法定基準に適合させるべきこと

③安衛則第 646 条：同じく型枠支保工を使用させる場合、それを法定基準に適合させるべきこと

④安衛則第 647 条：同じくアセチレン溶接装置を使用させる場合、それを法定基準に適合する発生器室内に設けること（第 1 号）、一定の力量を持つ溶接装置の場合、それ用の法定基準に適合させるべきこと（第 2 号）、前号のもの以外の溶接装置については、清浄器、導管等、アセチレンが接触するおそれのある部分に銅を使用しないこと（第 3 号）⁴⁴、発生器（アセトンに水を加えてアセチレンを発生させる機器）と安全器を、厚生労働大臣が定める規格に適合させるべきこと（第 4 号）、安全器の設置につき、法定基準に適合させるべきこと（第 5 号）

⑤安衛則第 648 条：同じく交流アーク溶接機（自動溶接機を除く）（アーク（電弧：電極間の電位差を利用した空気中の放電現象）の高熱を利用して、同じ金属同士を溶接する方法。溶接電流に直流と交流があり、一般に交流の方が値段は安い、安定性は劣る）（図参照）を使用させる場合、

⁴⁴ アセチレンは、銅と容易に反応して爆発性化合物であるアセチライド（アセチレン銅）を生成することによる（労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条解説（第 2 巻）＜安全基準編①＞』（中央労働災害防止協会、1993 年（平成 5 年））287 頁）。

原則として、厚生労働大臣が定める規格に適合する自動電撃防止装置を備えるべきこと

⑦安衛則第 649 条：同じく電動機械器具⁴⁵を、対地電圧が 150 ボルトを超え、移動式か可搬式、又は導電性の高い場所で使用させる場合には、それが接続される電路に、定格に適合し、感度良好で確実に作動する、感電防止用の装置を接続すべきこと（第 1 項）、それが難しい場合、電動機械器具の金属性外枠等の金属部分を接地できるものとすべきこと（第 2 項）

⑧安衛則第 650 条：同じく潜函（地下水の多い地中や水中に設置された作業空間。ケーソン）等を使用させ、当該労働者が内部で明り掘削作業を行う場合、掘下げ深さが 20m を超える時は送気設備を設けるべきこと（第 1 号）、その他法定基準に適合させるべきこと（第 2 号）

⑨安衛則第 651 条：同じくずい道等を使用させる場合で、当該労働者がその建設作業を行うときは、ずい道支保工を設ける等落盤や肌落ち防止措置を講じるべきこと

⁴⁵ 電路を構成する機械器具をいう（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 1 条）。たとえば、回転機（発電機、電動機など）、整流器、燃料電池、太陽電池、変圧器および開閉器、遮断器、誘導電圧調整器、計器用変成器などの器具が該当する（株式会社クイックが運営する E&M JOBS のウェブサイト（<https://em.ten-navi.com/dictionary/3149/>、最終閲覧日：2020 年 12 月 13 日）より）。

主に感電リスクを伴う機器である。

（第 1 項）、ずい道支保工を法定基準に適合させるべきこと（第 2 項）

⑩安衛則第 652 条：同じくずい道型枠支保工を使用させる場合、当該支保工を法定基準に適合させるべきこと

⑪安衛則第 653 条：同じく作業床（一定の高さ以上で墜落防止のために確保される床。足場のほか、屋根等も該当する）、物品揚卸（あげおろし）口、ピット（穴、堅坑）、坑、船舶のハッチ（船から人や物品を出し入れするための口）を使用させる場合、高さ 2m 以上で墜落の危険のある箇所に、原則として、囲い、手すり等を設けるべきこと（第 1 項）、作業床で高さ／深さが 1.5m を超える箇所には、昇降設備等を設けるべきこと（第 2 項）

⑫安衛則第 654 条：同じく架設通路（図参照）を使用させる場合、その通路を法定基準に適合させるべきこと

⑬安衛則第 655 条：同じく足場を使用させる場合、その足場について、作業床の最大積載荷重を決めて表示すべきこと（第 1 号）、悪天候や地震、足場の組立・解体等の後には、作業開始前に、所定の事項を点検し、必要に応じて修理すべきこと（第 2 号）、その他、厚生労働大臣が定める規格及び法規が定める基準に適合させるべきこと（第 3 号）（第 1 項）、第 1 項第 2 号の点検を行った場合、その結果と、講じた修理等の内容を記録して足場作業の終了まで保存すべきこと（第 2 項）

⑭安衛則第 655 条の 2：同じく作業構台（図参照）を使用させる場合、その作業構台について、作業床の最大積載荷重を決めて表示すべきこと（第 1 号）、悪天候や地震、足場の組立・解体等の後には、作業開

始前に、所定の事項を点検し、必要に応じて修理すべきこと（第 2 号）、その他、厚生労働大臣が定める規格及び法規が定める基準に適合させるべきこと（第 3 号）（第 1 項）、第 1 項第 2 号の点検を行った場合、その結果と、講じた修理等の内容を記録して作業構台を使用する作業の終了まで保存すべきこと（第 2 項）

⑮安衛則第 656 条：同じくクレーン等を使用させる場合、それを厚生労働大臣が定める基準や規格に適合させるべきこと

⑯安衛則第 657 条：同じくゴンドラ（図参照）を使用させる場合、それを厚生労働大臣が定める基準に適合させるべきこと

⑰安衛則第 658 条：同じく局所排気装置（機械や設備など、粉塵の発生源にフードを取り付け、そこから空気を吸引することで、粉塵を外部に排出する装置⁴⁶）（図参照）を使用させる場合であって、一定の特別規則で設置が義務づけられている場合、その性能を、特別規則のうち一定の規定が定める基準に適合させるべきこと

⑱安衛則第 658 条の 2：同じくプッシュプル型換気装置を使用させる場合であって、一定の特別規則で設置が義務づけられている場合、その性能について、一定の特別規則が定める基準に適合させるべきこと

⑲安衛則第 659 条：同じく全体換気装置（作業場外から清浄な空気を取り込み、作業場内で発散している有害物質と混合・希釈しながら作業場外に排出し、作業場内の有害物質の濃度が有害な程度にならないよ

⁴⁶ 株式会社アピステのウェブサイト（<http://www.apiste.co.jp/gde/technical/detail/id=4074>，最終閲覧日：2020 年 11 月 9 日）。

うに引き下げて、作業者のばく露を少なくする換気方法であり、密閉や局所排気の措置が困難な場合であって、粉じんの有害性があまり高くない場合に採用される⁴⁷⁾

（図参照）を使用させる場合であって、一定の特別規則で設置が義務づけられている場合、その性能を、特別規則のうち一定の規定が定める基準に適合させるべきこと

②安衛則第 660 条：同じく潜函工法（図参照）等の圧気工法に用いる設備であって、作業室内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させる場合、その設備を高圧則の該当規定が定める基準に適合させるべきこと

③安衛則第 661 条：同じく施行令が定めるエックス線装置を使用させる場合、その装置を厚生労働大臣が定める規格に適合させるべきこと

④安衛則第 662 条：同じく安衛法施行令が定めるガンマ線⁴⁸⁾照射装置を使用させる

⁴⁷⁾ 愛媛産業保健総合支援センターのウェブサイトに掲載された白井繁幸氏の解説（<https://ehimes.johas.go.jp/wp/topics/357/>，最終閲覧日：2020 年 11 月 9 日）。

⁴⁸⁾ 放射線とは、高いエネルギーをもち高速で飛ぶ粒子（粒子線）と、高いエネルギーをもつ短い波長の電磁波の総称である。この中でアルファ線（ α 線）、ベータ線（ β 線）、ガンマ線（ γ 線）、X線、中性子線が主な放射線である。 α 線、 β 線、中性子線は粒子、 γ 線とX線は電磁波である。このうち γ 線は不安定な状態にある原子核が、より安定な状態に移る時に発生する電磁波であり、X線は γ 線と発生源が異なり、原子から発生する電磁波である。どちらも鉛でさえぎることができる（電気事業連合会

場合、その装置を厚生労働大臣が定める規格に適合させるべきこと

本条第 1 項には法第 119 条（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の適用がある。

3.2.2 第 31 条の 2

3.2.2.1 趣旨

業務の外注化の進展に応じて、危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備等の改造、修理、清掃等の作業が外注されることも増え、外注先がその設備等にある化学物質の危険有害性や対応策等の情報を知悉しなかったことで生じる労災が生じていたため、平成 17 年の安衛法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）により、注文者と関係請負人間のリスクコミュニケーションを図るため、設けられた規定である。

発注者を含め、注文者に罰則付きの義務を課した珍しい条規であり、畠中元教授は、「理念的にも、また実際の上でも極めて重要な規定」と評している⁴⁹⁾。

3.2.2.2 内容

本条は、特定の爆発性、引火性の物質、大量漏洩により急性障害を招く物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事であって、設備の分解、内部への立ち入り等、物質にばく露する作業を伴う

のウェブサイト（<https://www.fepc.or.jp/nuclear/houshasen/houshanou/shurui/index.html>，最終閲覧日：2020 年 11 月 10 日）より）。

⁴⁹⁾ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））230 頁。

もの（安衛則第 662 条の 3）の注文者に、それらの物質に起因する労災の防止措置を講じること、具体的には、そうした化学物質の危険有害性、作業上の留意点等を文書で関係請負人に提供することを求めている。

本条の名宛人は注文者であり、先ずは当該仕事の発注者が履行の義務を負うが、本条が定める条件を充たす者（対象設備にかかる特定の作業を伴う仕事の注文者）は、全て該当する。これは、当該作業に関わるか否かを問わず、それに関するリスク関連情報を知る立場にある者に、一定の危害防止責任を負わせようとする趣旨に発しており、例えば、重層的請負構造下で、3 次下請によって当該仕事が行われる場合、1 次、2 次下請も連鎖的に義務主体となる⁵⁰。

対象となる設備は、以下の 2 つである（安衛法施行令第 9 条の 3）⁵¹。

①化学設備及びその附属設備

安衛法施行令別表第一に定められた爆発性の物質のうち火薬類取締法第 2 条第 1 項が定める火薬類を除くものの製造や取扱いを行う設備、引火点が 65 度以上の物の引火点以上での製造、取扱いを行う設備（加熱炉（金属などを加熱して加工などを行う炉）（図参照）、反応器（化学物質の製造過程で化学反応を生じさせる機器）（図参照）、蒸留器（液体を熱して蒸気としたものを冷却することで純度の高い液体をつくる機器）（図参照）など）で、移動式でな

いものとその附属設備を意味する。

②特定化学設備及びその附属設備

特定化学物質障害予防規則第 2 条第 3 号が定める特定第二類物質（がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当しない（=第 1 類物質ほど有害性が強くない）が、特に漏洩に留意すべき物質）や安衛法施行令別表第三第二号が定める第三類物質（第 1 類、第 2 類物質ほど有害性は強くないが、大量漏洩があれば、急性中毒を生じるおそれのある物質）の製造、取扱いを行う設備で、移動式ではないものとその附属設備（図参照）を意味する。

①②の附属設備とは、化学設備に附設された化学設備以外の設備をいい、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置など（図参照）が該当する。

注文者が講じるべき具体的措置は、法第 36 条に基づき、安衛則第 662 条の 4 第 1 項に定められている。注文者の種類により以下のように分かれる⁵²。

①発注者（他者から請け負っていない原注文者）の場合

ア 化学物質等安全データシート（MSDS）や書籍、学術論文等から抜粋した物質の危険有害性情報、

イ 各作業ごとに安全衛生面に配慮した作業方法、作業場所の周囲の設備の稼働状況などの安全衛生に関する連絡事項、

ウ 動力源の遮断、バルブ・コックの閉止、設備内部の化学物質等の排出等、発注者により実施済みの安全衛生措置に関する

⁵⁰ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））230 頁。

⁵¹ 施行令第 9 条の 3 にかかる労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））505-506 頁の整理に倣った。

⁵² 安衛則第 662 条の 4 第 1 項にかかる労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））506-507 頁の整理に倣った。

情報、

エ 当該物質の流出等の事故が発生した場合に講じるべき応急措置。

②発注者以外の注文者の場合

①により交付された文書の写しを、請負人の作業開始前に、その請負人に交付すること。

本条には、法第 119 条（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の適用がある。

3.2.3 第 31 条の 3

3.2.3.1 趣旨

建設現場での建設機械による共同作業で、異なる事業者の労働者間の連携・連絡不足等から生じる建設機械への接触等による労災が生じていたことから、当該共同作業全体の統括者を指名し、それに従事する全労働者の災害防止措置を求めたものである。

この、建設機械作業にかかる仕事全体（ここで仕事とは、建設工事全体ではなく、例えば、そのうちパワー・ショベルを使う基礎工事部分等を指す）の安全確保の必要性から、自らも仕事の一部を行うため、仕事にかかる事情を認識し、管理できる発注者等（特定発注者等（安衛則第 662 条の 6 等））に統括を託す趣旨で、平成 4 年の法改正（平成 4 年号外法律第 55 号）で新設され、平成 17 年の法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）でナンバリング改正（旧第 31 条の 2 から第 31 条の 3 へ改定）された。

イメージとしては、2 以上の協力会社が、建設機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う場合に、その作業全体を管理している一次請負人が、作業内容、立入禁止区域の情報共有、統一的な作業マニュアルの策定のような調整を行うことを想定している。

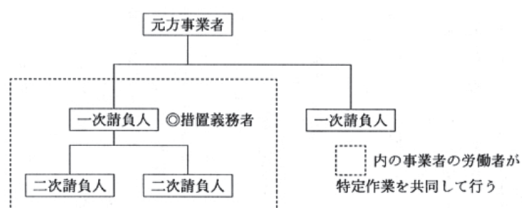
3.2.3.2 内容

本条は、表現が難解なうえ、特に法第 29 条や第 30 条との区別がつきにくい、そもそも異なる事業者の労働者間の連携・連絡不足等による建設機械への接触等による労災を防止するため、自らも仕事の一部を行うため、リスク関連情報（と場合によっては管理権限）を持つ発注者、一次下請等に統括安全管理を託す趣旨で、平成 4 年法改正で新設されたものである。

名宛人は、重量の重いパワー・ショベルなどの建設機械等を用いる特定の危険作業⁵³を「共同して」行う複数の事業者のうち、仕事の一部を行う（作業の案内や示唆をするだけの者は該当しない⁵⁴）発注者や一次請負人である。一見すると、建設業・造船業の元方事業者の統括安全管理義務を定めた法第 30 条等と類似する定めに見えるが、本条第 1 項は、以下の図のように、パワーショベル等特定の建設機械等を用いた共同作業を行う点線内の事業者のうち、仕事の一部を行う発注者のほか、一次請負人を主な措置義務者としたものである。

⁵³ 重量の重いパワー・ショベルのほか、ドラグ・ショベル、くい打機、くい抜機、アースドリル、一定以上のつり上げ能力を持つ移動式クレーン等に関わる作業（安衛則第 662 条の 5）。

⁵⁴ 例えば、移動式クレーンを用いる作業において、荷卸しの箇所の案内など、作業の案内、示唆をするだけの者は該当しない（平成 4 年 8 月 24 日基発第 480 号）。



(厚生労働省の WEB サイト (https://www.mhlw.go.jp/web/t_img?img=4513582, 最終閲覧日 2022 年 6 月 24 日))



(厚生労働省の WEB サイト (https://www.mhlw.go.jp/web/t_img?img=4513583, 最終閲覧日 2022 年 6 月 24 日))

名宛人が講ずべき労災防止措置は、特定作業を行う関係請負人に対する、作業内容、作業にかかる指示系統及び立入禁止区域にかかる連絡と調整であり、名宛人が、関係請負人の労働者を含めて、これらを体系的に作業計画化し、関係請負人に周知すれば、本条の義務を果たしたことになる（平成 4 年 8 月 24 日基発第 480 号）。

他方、第 2 項は、第 1 項の名宛人該当者がいない場合（たとえば、発注者が自らその仕事の一部を行っていない、「特定建設機械作業を伴う仕事」の全部を請け負った者がいない等の場合）には、当該仕事を自身は行わない元方事業者⁵⁵らが、本条の措置義務者を指名する等の配慮を行うよう義務づけている。被指名者は、本条履行の法的義務は負わないが、本条の趣旨に即して請負人に適切な措置を講じるよう指導すべきとされている（平成 4 年 8 月 24 日基発第 480 号）。

⁵⁵ 法第 15 条によれば、仕事を自らは行わない者は「元方事業者」には当たらないが、本項にいう事業者は、特定作業を伴う仕事に限って、その全部を請け負わせている者であり、その他の仕事を自ら行っている限り、元方事業者の定義からは外れない。

3.2.4 第 31 条の 4

3.2.4.1 趣旨

建設工事等では、注文者と請負人が同じ場所で仕事をする事等から、注文者が請負人に仕事にかかる指示をすることが多いこと、その内容に従うと安衛法令違反となるような不適切な指示が行われる例がみられたため、平成 4 年の法改正（平成 4 年法律第 55 号）で設けられた規定である⁵⁶。

3.2.4.2 内容

本条は、注文者を名宛人として、請負人に仕事の指示をする場合に、例えば、クレーンのつり上げ能力を超える荷のつり上げを指示すること、建設機械の目的外の作業を同機械で行うよう指示すること等、請負人の安衛法令（他の法令への言及はない）違反に直接つながるような指示を行うことを禁じている。

第 29 条は、元方事業者に関係請負人やその労働者が主体となった法令違反の是正を図らせる規定だが、本条は、注文者に同人が主体となって関係請負人らに法令違反

⁵⁶ 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））511-512 頁。

をさせないよう図った規定である。

本条にいう請負人は、第 31 条の定義の同条による援用により、重層的請負関係において、名宛人より後次の請負人は全て含まれるが、第 31 条第 2 項の援用規定はないので、本条の名宛人が最先次の注文者である必要はない（：最後次を除き、各次請負人が名宛人となり得る）と解される。

本条の適用は、指示者が安衛法令違反の発生の認識を前提にしているので、指示内容が一般的で、請負人が安衛法令に違反せずに指示を遵守できる場合には適用されない（平成 4 年 8 月 24 日基発 480 号）。

3.3 関連規定

3.3.1 法条

法第 31 条の 2 の趣旨を石綿障害予防に展開した規定として、石綿障害予防規則第 8 条が挙げられる。同条は、「解体等の作業を行う仕事の発注者（・・・）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る解体等対象建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない」と定めている⁵⁷。

3.4 沿革

3.4.1 制度史

3.4.2 背景になった災害等

第 31 条については、建設業等の事業では、特に重層的請負関係下で、発注者をはじめとする上位の注文者が、自身が管理す

⁵⁷ 畠中元教授は、本規定は法第 31 条の 2 と同様に義務規定とされるべきとしている（畠中前掲書（2019 年（令和元年））231 頁）。私見も同じである。

る建設物等（建設物、設備、原材料）を関係請負人の労働者に使用させることが多いが、同人らとその管理権やリスク関連情報を持たないため、労災防止対策を講じにくいことに起因する労災が生じていたこと、

第 31 条の 2 については、業務の外注化の進展に応じて、危険有害な化学物質の製造等を行う設備等の改造、修理、清掃等、請負人の作業者にばく露危険をもたらす作業の外注も増え、外注先がその設備等にある化学物質の危険有害性や対応策等の情報を知しなかったことで生じる、一酸化炭素中毒、爆発、火災等の労災⁵⁸が生じていたこと、

第 31 条の 3 については、建設現場での建設機械による仕事で、異なる事業者の労働者での連携・連絡不足等から生じる接触等の労災が生じていたこと、

第 31 条の 4 については、建設工事等では、注文者と請負人が同じ場所で仕事をする事等から、注文者が請負人に仕事にかかる指示をすることが多いことを前提に、例えば、クレーンのつり上げ能力を超える荷のつり上げを指示すること、建設機械の目的外の作業を同機械で行うよう指示すること等、その内容に従うと安衛法令違反となるような不適切な指示が行われる例がみられたこと、

等の事情がこれらの条規の制定を促した。

3.5 運用

3.5.1 適用の実際

法第 31 条は、比較的多く違反が指摘さ

⁵⁸ 畠中前掲書（2019 年（令和元年））229 頁。

れる条規であり、違反による送検件数を記した令和 2 年公表「労働基準関係法令違反に関する公表事案」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>, 最終閲覧日 2020 年 7 月 9 日)によれば、令和元年 6 月 1 日から 1 年間で、送検の件数が多い順に、第 21 条 (107 件)、第 20 条 (102 件)、第 100 条 (49 件)、第 31 条 (22 件)、第 61 条 (19 件)、第 14 条 (9 件)、第 22 条 (9 件) などとなっていた。是正勧告を典型とする違反の指摘件数を記した令和 2 年労働基準監督年報（厚生労働省労働基準局、令和 2 年）の定期監督等実施状況・法違反状況（令和 2 年）では、合計 4130 件に達していた。

他の主要条文違反に関するものも含めた平成 11 年以後の経年データについては、後掲する【労働基準監督年報（送検件数）の経年データ①】と【労働基準監督年報（定期監督等における違反指摘件数）の経年データ②】を参照されたい。

建設現場での足場や開口部からの墜落防止対策が不十分な場合に、事業者が法第 21 条違反を指摘するのに合わせ、注文者に法第 31 条違反を指摘することが多い（令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴文典担当））。玉泉孝次氏（元労働基準監督署長）も、下請違反で元請も同時に送検できる便利な条規であり、送検の実績づくりにもなるため、そうした運用がよくなされるとする。

ある監督官によれば、例えば、下請が使用する足場に安衛則第 563 条（高さ 2m 以上の足場に所定の作業床を設置すべきこと等）や第 570 条（敷板・敷角、筋交い等の

足場の補強関係）違反があれば、原則として注文者にも安衛則第 655 条（注文者による足場の安全のための材質・構造の確保、点検や修理等）違反で是正勧告又は命令を行うといったパターンが半ば手順化されており、それは建設現場等の監督指導を企業単位ではなく常に「場」という単位で実施しているからだという。こうした対応関係は多々あるという。

また、労働基準監督年報に掲載される監督件数は、1 つの建設現場であっても、複数の業者（元請、下請、孫請等）に是正勧告等を行えば複数件の監督とカウントされるため、こうした法運用が結果として監督機関としての数字上の実績になる面もあり、注文者に対する指導を抑制させるような要因はないとの意見もあった。

違反指摘の具体例には以下のようなものがある。

木造半地下 2 階建ての住宅工事現場で、ツーバイフォー工法（一定の規格の木材を使用して工場で作成した部材を現地で組み立て、基本的に柱を設けず完成させる工法）による建築工事を請け負っていた 2 次下請 A の現場責任者 X（A の専務であり、現場責任者として同社作業員の監督指導業務に従事）が、現場で建築中の建物の 1F 床上から地上に降りようと、鋼製足場板（長さ 4m、幅 32 cm）を途中までわたり、山積みされていた木片（「ころび止め」。足場板との間に約 80 cm の段差があった）を階段代わりにして地上に降りようとして足を乗せたところ、崩れてバランスを失い、開口部から 3m ほど下の地下まで墜落し、脳挫傷で死亡した。

原因として、開口部に手すりや覆い、囲

い等の墜落防止措置が講じられていなかったこと、本人が仮置きの木片を階段代わりにしたこと、保護帽を着用していなかったこと、元請が下請に安全指示を出していなかったこと等が考えられたことから、元請は、安衛法第 31 条第 1 項（安衛則第 653 条第 1 項）違反、A とその社長は法第 21 条第 2 項（安衛則第 519 条第 1 項）違反で送検された（労働調査会編『送検事例と労働災害平成 12 年版』（労働調査会、平成 12 年）34-35 頁）。

その他、匿名ながら、第 31 条の 4 関係で、マンションの管理組合から受注した建物の外壁改修工事中に石綿含有塗材が見つかったにもかかわらず、当該組合が施工業者に対し、それが含有されていないものとして工事をしよう求めたケースがあったとの情報もあった（某監督官）。



(同上 35 頁)

3.5.2 関係判例

【民事事件】

自身も仕事の一部を行う注文者（一次請負人）が管理する造船所内で作業をしてい

た下請労働者が、造船中の船舶上（甲板）の開口部から墜落死した事案につき、当該注文者は、当該下請（労働者）に当該開口部を使用させたと認められないので、現行法第 31 条の前身である旧労災防止団体系第 58 条（及びその紐づき省令）の適用はないが、当該規定の趣旨に照らし、条理上、墜落防止措置を講じる民事上の注意義務があったとした例（常石造船事件神戸地判昭和 48 年 4 月 10 日判例時報 739 号 103 頁（確定））

<事実の概要>

元請 H 社から約 2 千トンの船体建設工事を請け負った造船業者である Y1 から油圧パイプのフラッシング工事（配管システムの接続完了後の配管の清掃処理）を請け負った Y2 の従業員であった亡 T は、同僚 B と共に Y2 の M の指揮監督下に入り、建設中の船体の船上（甲板）で当該工事にかかる作業中、開口部から深さ約 6m の船底に墜落し、頭蓋底骨折により死亡した。すなわち、甲板中央付近に置いた複数のドラム缶（フラッシングオイル）とそこから約 20m 離れたところに仮置きした貯蔵用タンクの間を送油するためのビニールパイプを敷いた後、ポンプを始動したが、送油が不調なため、亡 T が先導して B と共に、貯蔵タンクからドラム缶へ向けて、パイプの異常の有無を点検しながら移動中、開口部から船底に墜落し、頭蓋底骨折により死亡した。

開口部には手すり、囲い、覆い、防網はなく、看視人も設置されていなかった。

元請 H と発注者 G は、船舶建設工事中に随時監督検査等を行い、Y1 は元請 H の

指示に従う旨の建造契約を締結しており、現に元請 H から監督員 3 名が常駐派遣されていた。

そこで、亡 T の遺族（X ら）が、Y らを相手方として、不法行為に基づく損害賠償請求をした。

<判旨～X ら請求認容～>

Y1 は、元請 H から船体建造等を請け負い、自己の造船所内で当該工事を自ら行うと共に注文者として Y2 に一部を請け負わせ、その労働者に自身の建設物等を使用させているので、Y1 は、災防法第 57 条第 1 項（*現行法第 30 条第 1 項に相当）の元方事業主（前述の通り、旧災防法では、これは統括安全衛生管理義務者を意味した。以下、現行法第 30 条第 1 項、旧災防法第 57 条第 1 項所定の統括管理義務の履行責任者を「統括安全衛生管理義務者」という）に当たるが、元請 H は、（*純粋な丸投げ業者なので、）これに該当しない。

また、Y1 は、災防法第 58 条第 1 項（*現行第 31 条第 1 項に相当）の注文者にも当たる。同条第 1 項所定の「注文者」が元請 H に限らないことは、同条第 2 項の「注文者」が元請に限らないことから明らかである。

よって、Y1 には同法第 57 条第 1 項（現行法第 30 条第 1 項に相当）に基づく統括管理義務があるが、同義務から本件甲板上の開口部に墜落防止措置を講ずべき義務が生じるとは解しがたい。同法第 58 条第 1 項（これを具体化した同法施行規則第 30 条第 1 項第 1 号が、同法条所定の注文者が関係請負人の労働者に使用させる建築物等が作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチであって、高さが 2m 以上で墜

落危険がある場所には、囲い、手すり、覆い等をおおい等）はあるが、Y1 が Y2 に本件甲板開口部を使用させた証拠はないから⁵⁹、本件でその義務があったとは言えない。

しかし、災防法の元方事業主、建設物等を使用させる自ら仕事を行う注文者の義務は、条理上認められる義務を労災発生防止の見地から積極的に、その違反には災害が発生しなくても刑事制裁することとして明文化したものに過ぎず、災防法の右規定の趣旨からしても、Y1 には、条理上、本件甲板開口部に墜落防止措置を講ずべき義務があった。

Y2 は、開口部のある甲板上で労働者を作業させる以上、労基法第 42 条（及びそれに紐づく安衛則第 111 条第 2 項）により、囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置を講じる義務がある。Y2 は、客先の設備については危害防止の権限を与えられていないので当該義務はないというが、右防止義務を負うのは、使用者が所有・管理しているものに限られない。災防法上の墜落防止措置義務が注文者にあつたとしても、個々の使用者が本来有する労基法上の義務は免除

⁵⁹ たしかに、当時の労災防止団体法第 58 条第 1 項（現行安衛法第 31 条第 1 項に相当）では、既に、建設物等を関係請負人の労働者に使用させる場合の労災防止措置を義務づけていた。もっとも、当時から関係請負人「の労働者」に使用させる場合としていたので、この判決の表現はやや不正確であろう。もっとも、関係請負人に使用させなかったこと＝関係請負人の労働者に使用させなかったこと、という理解はできる。

されない。

＜判決から汲み取り得る示唆＞

旧防災法第 57 条第 1 項（現行法第 30 条第 1 項に相当）が設定しているのは一の場合における元方事業者の統括管理義務であるため、元方事業者自らが墜落防止措置を講じる等の義務は導かれ難い。

他方、旧防災法第 58 条第 1 項（現行法第 31 条第 1 項に相当）の定めは、ほぼ仕事を丸投げしていた元請 H よりむしろ、仕事の一部を担う注文者であって危険物を関係請負人の労働者に使用させていた Y1 に適用されることとなる。そして、同条は、同人に旧防災法第 57 条（第 30 条に相当）より直接的な措置を義務づけている。しかし、関係請負人の「労働者に使用させる建設物等」の安全確保であり、紐づく規則もその前提をとっているため、そもそも関係請負人に使用させたといえない場合、同条は適用され得ない。ただし、その条規の趣旨、すなわち自ら仕事の一部を行うため、仕事をめぐる種々の事情を承知し、したがってリスクに関する情報や権限を持つ上位の注文者に、所要の防災防止措置を講じさせようとした趣旨は、条理として、民事上の注意義務に反映される。

4 第 32 条

4.1 条文

（請負人の講ずべき措置等）

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 3 第三十条の三第一項又は第四項の場合において、第二十五条の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十条の三第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 4 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 5 第三十一条の二の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 6 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
- 7 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十条第一項若しくは第三十一条の二の注文者又は第一項から第三項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第三項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

4.2 趣旨と内容

4.2.1 趣旨

本条は、法第 30 条及び第 31 条と両条の枝番号条規（以下、本項において「法第 30 条等」という）が定める特定元方事業者や注文者（以下、本項において「特定元方事業者等」という）の義務に対応する、その他の請負人及びその労働者（以下、本項において「請負人等」という）の義務を規定している。

特定元方事業者等は、請負人等に対して指揮命令権を持たないため、法 30 条等の実効性確保のため、本条が必要となった経緯がある。

旧労災防止団体法第 59 条にも概ね同趣旨の規定があった。

4.2.2 内容

本条所定の措置は、法第 36 条に基づき、安衛則で（き束的に：例示的ではなく、限定的に）以下のように具体化されている。

1) 第 1 項により請負人が講じるべき措置（法第 30 条第 1 項により、特定元方事業者が講じるべき統括管理に対応する義務）

①協議組織への参加（安衛則第 635 条第 2 項）

②巡視の受入れ（同第 637 条第 2 項）

③クレーン等の運転に関する合図を特定元方事業者が定めた統一基準に合わせる事（同第 639 条第 2 項）

④統一標識による事故現場等の明示と原則立入禁止措置（同第 640 条第 2 項・第 3 項）

⑤有機溶剤等の容器の統一箇所への集積（同第 641 条第 2 項）

⑥X 線装置への電力供給の際の統一基準による警報及び危険区域からの原則退避措置（同第 642 条第 2 項・第 3 項）

⑦避難訓練を行う場合の統一基準への準拠（同第 642 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 642 条の 2 の 2）

2) 第 2 項により請負人が講じるべき措置（法第 30 条の 2 により製造業等の元方事業者が講じるべき部分的な統括管理に対応する義務）

①クレーン等の運転に関する合図を元方事業者が定めた統一基準に合わせる事（同第 643 条の 3 第 2 項）

②統一標識による事故現場等の明示と原則立入禁止措置（同第 643 条の 4 第 2 項・第 3 項）

③有機溶剤等の容器の統一箇所への集積（同第 643 条の 5 第 2 項）

⑥X 線装置への電力供給の際の統一基準による警報及び危険区域からの原則退避措置（同第 643 条の 6 第 2 項・第 3 項）

3) 第 3 項により請負人が講じるべき措置（法第 30 条の 3 により建設業等の元方事業者や被指名事業者が講じるべき爆発・火災等での救護措置に対応する義務）

元方事業者らが行う労働者の救護に必要な訓練への協力

4) 第 4 項により請負人が講じるべき措置（法第 31 条により最先次の注文者が建設物等について講じるべき措置（安衛則第 644 条から第 662 条まで）に対応する義務）

①当該措置の不履行を認識次第注文者に申し出ること（同第 663 条）

②当該措置のために注文者が行う点検補修等の措置の受入れ（同前）

5) 第 5 項により請負人が講じるべき措置（法第 31 条の 2 により化学物質等の製造等を行う設備の改造、清掃等、当該物質へのばく露危険のある作業を伴う仕事の注文者によるリスク関連情報の提供等の労災防止措置に対応する義務）

最先次の注文者を注文者に読み替えるほか、第 4 項に同じ

6) 第 6 項により労働者が講じるべき措置（法第 30 条（特定元方事業者による統括管理）、第 30 条の 2（製造業等元方事業者による部分的統括管理）、第 30 条の 3（建設業等元方事業者による爆発・火災等の際の救護）、第 31 条（最先次の注文者による建設物等にかかる労災防止措置）、第 31 条の 2（化学物質等へのばく露危険作業にかかるリスク関連情報の提供）により元方事業者らが講じるべき措置や、本条第 1 項から第 6 項に基づき、これらに対応して請負人らが講じる措置に対応する義務）

現段階で、具体的規定なし（そもそも第 36 条による省令委任の対象外）

7) 第 7 項により請負人及び労働者が講じるべき措置（法第 30 条以下の諸規定により特定元方事業者、元方事業者、最先次の注文者、請負人が講じる措置の実効性確保のために発する指示に従う義務）

現段階で、具体的規定なし（そもそも第 36 条による省令委任の対象外）

元方事業者ら所定の上位者に課された義務の履行への対応措置を関係請負人に義務づけた本条第 1 項から第 5 項、その労働者を対象として同様の義務を課した第 6 項には、法第 120 条が金 50 万円以下の罰金を定めているが、元方事業者ら所定の上位者

が課された義務の履行のために関係請負人やその労働者に行う指示に従う義務を課した第 7 項に罰則はない。

本条第 7 項に引き継がれた旧労災防止団体法第 59 条第 4 項にも罰則はなかったが、元行政官の解説書では、その理由は、その定め の性質によると説明されていた⁶⁰。

4.3 運用

4.3.1 適用の実際

・法第 32 条は、違反指摘は少ない条規であり、違反による送検件数を記した令和 2 年公表「労働基準関係法令違反に関する公表事案」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>, 最終閲覧日 2020 年 7 月 9 日)によれば、令和元年 6 月 1 日から 1 年間で、違反による送検件数は 0 件だった。是正勧告を典型とする違反の指摘件数を記した令和 2 年労働基準監督年報（厚生労働省労働基準局、令和 2 年）の定期監督等実施状況・法違反状況（令和 2 年）でも、合計 12 件にとどまっていた。

他の主要条文違反に関するものも含めた平成 11 年以後の経年データについては、後掲する【労働基準監督年報（送検件数）の経年データ①】と【労働基準監督年報（定期監督等における違反指摘件数）の経年データ②】を参照されたい。

匿名ながら、労働者を対象とする是正勧告は殆どなされないとの意見もあった。

玉泉孝次氏（元労働基準監督署長）によれば、少ないながら存在する適用例の典型

⁶⁰ 村上茂利『労働災害防止団体法解説』（日刊労働通信社、1964 年（昭和 39 年））151 頁。

は、特定元方事業者が設置運営する協議組織（法第 30 条第 1 項第 1 号、安衛則第 635 条第 1 項第 1 号）に関係請負人が参加しない場合（安衛則第 635 条第 2 項）であり、同氏自身にも送検の経験があるとのことであった。この場合には、当然のように、特定元方事業者自身も安衛則第 63 条第 1 項（すべての請負人が参加する協議組織を設置運営すること）違反で送検することになる。また、協議組織に参加しない下請業者が複数あれば、送検件数が増えるため、監督署として実績になるとのことであった。

4.3.2 関係判例

- ・見当たらなかった。

D. 考察及び E. 結論

現行安衛法では、事業場内外での（事業場外では、特に請負契約を媒体とする混在作業にかかる）安全衛生管理体制の構築が、その特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。監督指導実績からは、特に作業主任者選任が重視されてきたことが窺われるが、ほんらい、その本質は、対策における専門性の確保と共に、組織的、集団的な安全行動の秩序作りへの働きかけという面が強いため、一定程度は、心身両面にわたる積極的な健康の保持増進策にも応用できるし、現にそのような方向性を辿ってきた。従って、今後の個人事業主等も保護対象に含め、心身両面の健康を図ろうとする安衛法の改正に際しても、時

代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

ただし、従前のように、危険有害性が判明した物質、場所、作業方法等にのみ資格者や管理責任者を配置する手法の妥当性は疑わしい。特に化学物質管理では、全ての化学物質はあぶないかもしれないとの前提に立って、専門家に安全性が立証されない限り、専門家の配置ないし支援を含む一定の対策を求める制度の構築が望まれる。

F. 研究発表

1. 論文発表

1-5、10-19 条の 3 の解説に同じ。

2. 学会発表

1-5、10-19 条の 3 の解説に同じ。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

脚注を参照されたい。

(図表)

【労働基準監督年報（送検件数）の経年データ①】

	合計	10	11	12	13	14	16	17	18	20	21	22	23	25	25の	26	30	30の	31	31の
平成11年	784					37		1		269	237	17	7				17		24	
平成14年	666		2			39				168	199	17	4			2	23		28	
平成23年	542					19				163	140	8	1				9	1	22	1
平成24年	614		1			28				151	168	8	8			1	9	1	23	1
平成25年	560	2	1	1	1	24				179	156	11	7			1	6	1	26	1
平成26年	628				2	12			1	199	173	9	1				10		26	
平成27年	550		1	1		24				180	140	9	1	1			9		12	
平成28年	497					17			1	135	135	11	6			1	11		26	
平成29年	474					9				159	125	10	3				8		23	
平成30年	529					15	1			169	148	13	4			1	15		13	
平成31年	469			1		19				149	130	19	4			1	8		20	
令和2年	505					14				164	153	15				1	10		21	

31の	32	33	35	37	38	40	42	43	44	44の	45	55	59	61	65	66	88	91	94	98	100	103	108	120	
		3		1	1	1	2				4		11	75	2	1	74								
		1		3							5		15	58	2		3						97		
2				1		3	1				7		9	42		1		1					111		
		1			1	3		1			4	1	14	40	1	10	3	3				131	1		1
		4		1		1		1			1		6	31	1	3	2				1	89			2
		1		3		3					4		11	40		1	4						127		1
				1							2	4	16	31	1	2							114		1
											6	1	16	35		7	1						86		2
				2							3		10	30	2	3		2				83	1		1
				2		1					2	3	10	34		1	2	3	1				90		1
				1		1					2		4	20	1	1	2						86		
	1	1		2		1					2	1	12	22	1	1	3				1	79			

*上の番号は、安衛法の条文を指す。

*数値は、労働安全衛生法違反の送検人員数ではなく、事件数を指す。1事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

(森山誠也氏作成)

【労働基準監督年報（定期監督等における違反指摘件数）の経年データ②】

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	10	11	12	13	14	15	17~19	20~25	30	31	32	33・34	37	
平成11年	146160	87285	71	855	4540		7238	14	2723	29865	3939	1221	5417	43	37	4
平成14年	131878	82744	71	765	4273		4898	14	2648	23710	3204	951	3786	32	39	2
平成23年	132829	89586	40	819	4914		4230	7	3569	23116	3092	820	4175	57	17	2
平成24年	134295	91796	36	851	5696		5132	3	3395	25878	4647	918	4768	56	14	4
平成25年	140499	95550	64	766	5361		5425	1	3369	25074	5115	1038	4687	23	19	5
平成26年	129881	90151	46	684	5541		6099	7	2923	25645	6571	1025	4775	27	19	1
平成27年	133116	92034	44	731	5743		6966	7	3109	25474	7540	926	4635	29	15	2
平成28年	134617	89972	39	693	5563		6572	9	2991	23664	7034	865	4333	34	17	3
平成29年	135785	92695	38	608	5155		5791	3	2703	23816	6080	796	4476	37	16	3
平成30年	136281	93008	41	575	5232		5139	1	2834	24165	5134	809	4215	48	9	4
平成31年	134981	95764	36	646	5075	888	4480	1	2604	23604	4591	870	4171	27	24	3
令和2年	116317	80335	25	427	3584	590	4025		1795	22432	4148	734	4130	12	11	1

38・40	42・43	44・44の2	45	55・56	57	59・60	61	65	66	66～66の6	66の8・66の8の2・66の8の4	66の8の3	66の10	88
57	227	6	8037	0	10	2095	3010	1818	8206					989
54	159	7	6116	0	9	1840	2327	1452	10028					829
57	52	4	6348	10	6	1880	1850	1561	16459					421
56	59	3	7355	11	4	2159	2127	2051	17475					441
73	44	3	6642	3	10	1963	1959	2404	18839					529
53	42	5	7325	7	31	1981	1817	3544	18747					599
48	35	2	7667	7	15	2106	1820	4014	20190					604
48	29	2	7020	1	63	1982	1490	3881	19716					537
46	27	10	6455	5	165	1868	1434	3305	20586					580
46	34	1	6511	2	186	1760	1376	2855	22359					527
41	22	3	6047	2	216	1678	1224	2176		27618	379	4120	173	605
51	25	2	5433	4	216	1477	1104	1899		20153	618	5607	95	477

*上の番号は、安衛法の条文を指す。本表の条文表記については、枝番号を特記している場合を除き、すべての枝番号を含む。

（森山誠也氏作成）

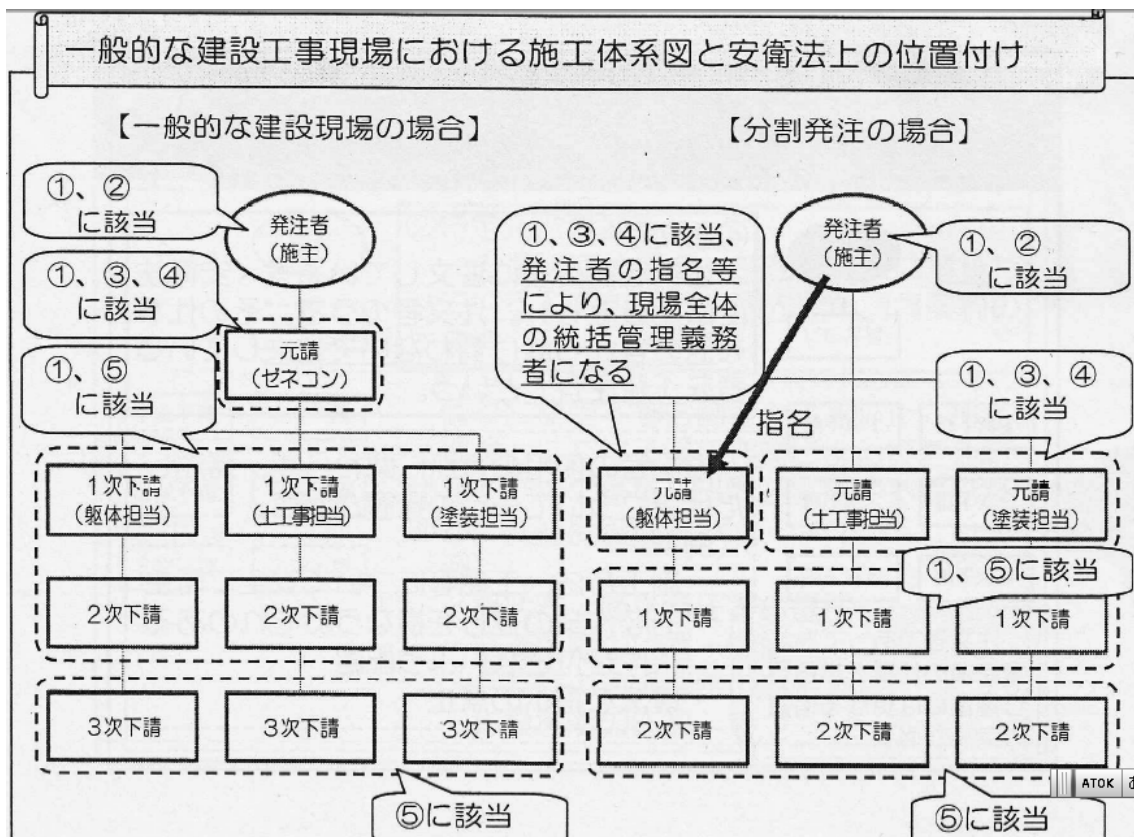
【請負契約に関連する安衛法上の用語】

請負契約に関連する安衛法上の用語

- ① 注文者
仕事を他の者に注文している者（安衛法上は定義なし）
- ② 発注者
注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者（安衛法第 30 条）
- ③ 元方事業者、特定元方事業者
元方事業者とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者のうち最先次の請負契約の注文者（安衛法第 15 条）
なお、元方事業者のうち、建設業、造船業に属する事業を行う者は特定元方事業者（安衛法第 15 条）
- ④ 元請負人
請負人のうち最先次のもの。建設業の場合、元方事業者と同一になる場合が多い。（安衛法上は定義なし）
- ⑤ 関係請負人
元方事業者から仕事を請け負った請負人及び当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人（安衛法第 15 条）

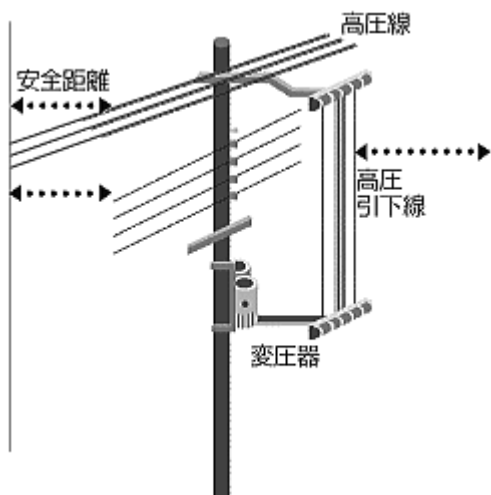
（厚生労働省・船井雄一郎氏作成）

【一般的な建設工事現場における施行体系図と安衛法上の位置づけ】



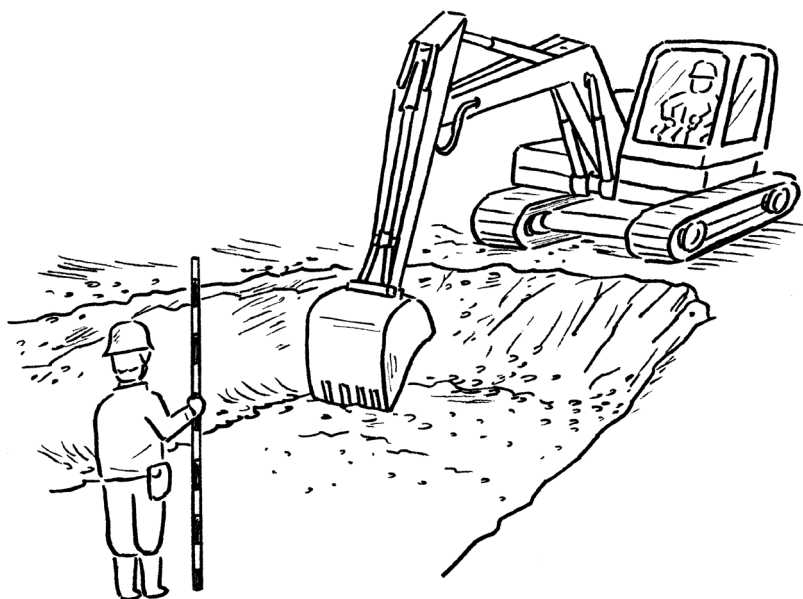
(厚生労働省・船井雄一郎氏作成)

【架空電線の充電回路（とそれに近接した場所での作業）】



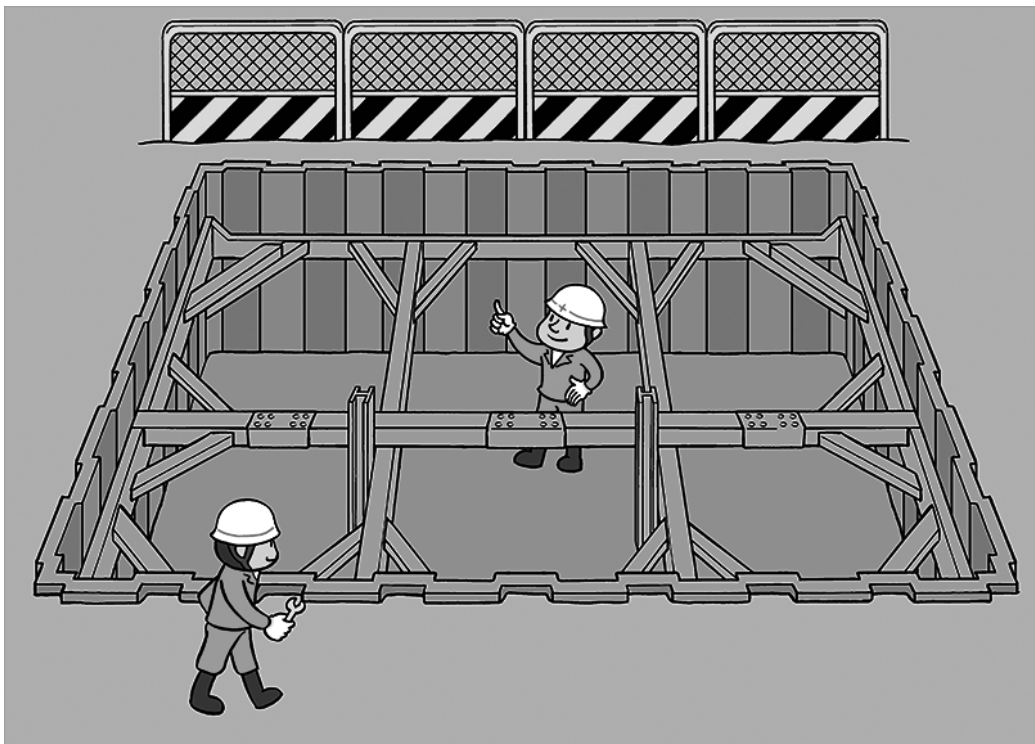
(2つの図共に Seiichi Yamamoto 氏による crane club のウェブサイト (<http://www.crane-club.com/study/mobile/shock.html>, 最終閲覧日：2019年8月20日) より)

【明かり掘削】



（イラスト：辻井タカヒロ氏）

【土止め支保工】



（キャタピラー九州教習センターのウェブサイト（<https://www.cat-kyushu.co.jp/kc/qualification/skill/soil-closing-chief>，最終閲覧日：2019年8月19日）より）

【防護網】



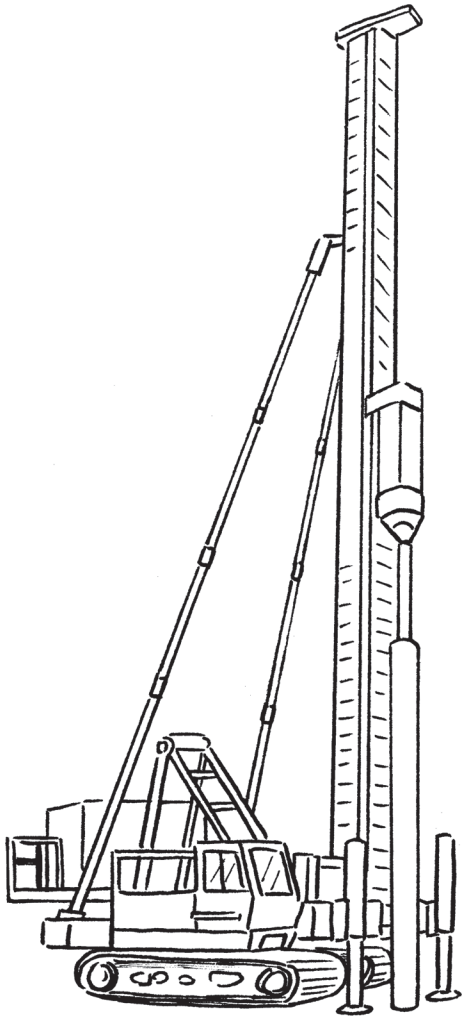
（神鋼建材工業株式会社のウェブサイト（http://www.shinkokenzai.co.jp/product/slope/stone_protect/fukusiki/，最終閲覧日：2019年8月19日）より）

【擁壁】



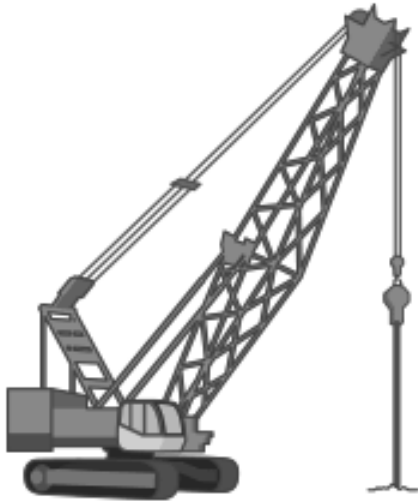
（郡家コンクリート工業株式会社のウェブサイト（<https://www.kooge.jp/topics/134.html>，最終閲覧日：2020年12月5日）より）

【くい打機】



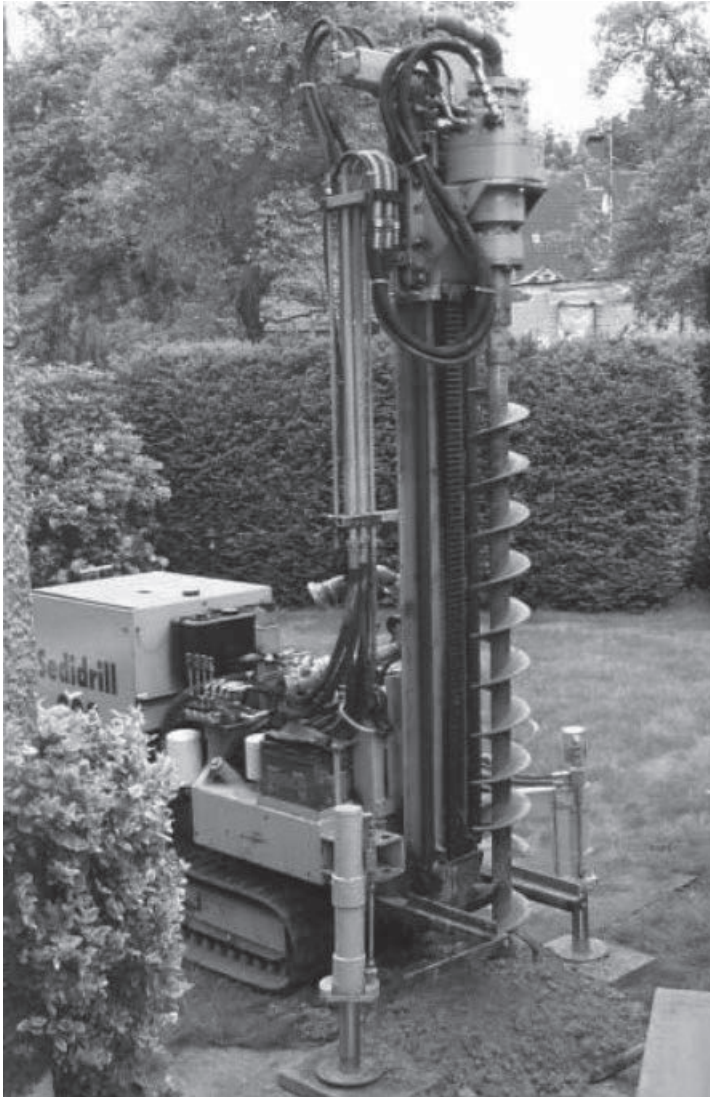
(イラスト：辻井タカヒロ氏)

【くい抜機】



（コベルコ教習所株式会社 WEB サイト (<https://www.kobelco-kyoshu.com/licenses/index/>, 最終閲覧日 2022 年 3 月 7 日))

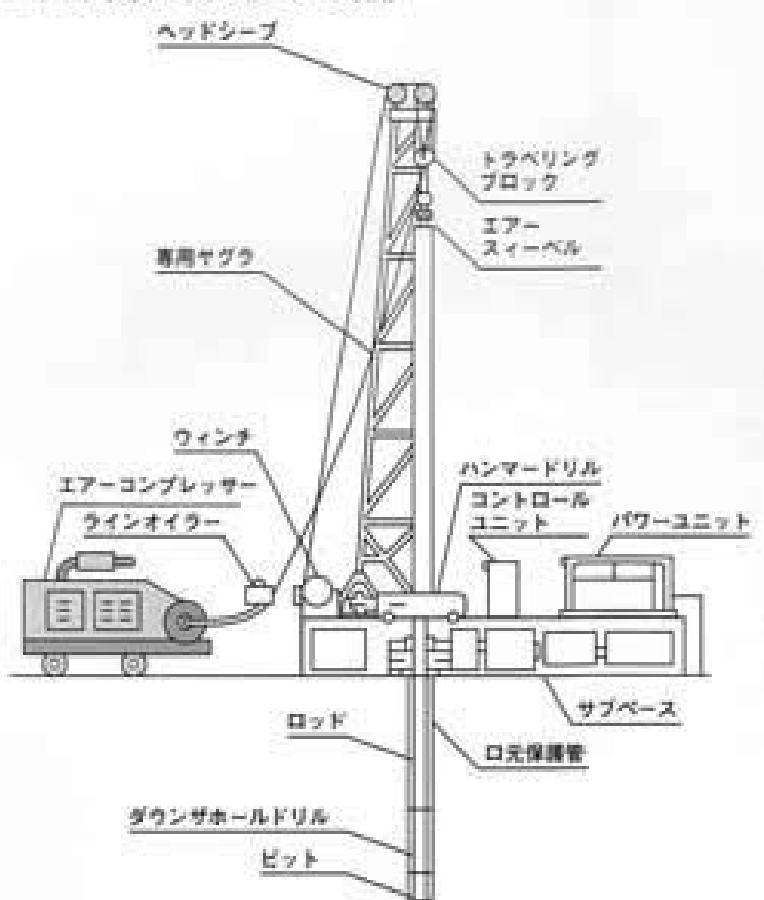
【ボーリングマシン①～ドリル型～】



(MATEJKA BRUNNENBAU の WEB サイト (<https://brunnenbohrung-wassergewinnung.de/wir-ueber-uns/>, 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日))

【ボーリングマシン②～ピット落下型～】

※吊込は専用ヤグラまたはクレーン使用



(株式会社高知丸高のウェブサイト (<http://www.ko-marutaka.co.jp/1/2-12.html>, 最終閲覧日：2019年8月20日) より)

【敷板】



（株式会社エルラインのウェブサイト（<http://www.ashiba-japan.com/shopbrand/wood/>，
最終閲覧日：2019年8月20日）より）

【ガス導管】



（東京ガスのウェブサイト（<https://www.tokyo-gas.co.jp/anzen/precaution.html>，最終閲覧日 2019 年 8 月 20 日）より）

【スラブ型枠】



（株式会社日向興発の twitter（<https://twitter.com/hashtag/%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%83%96%E5%9E%8B%E6%9E%A0>，最終閲覧日：2019 年 8 月 24 日）より）

【コンクリートパイプ（基礎杭）】



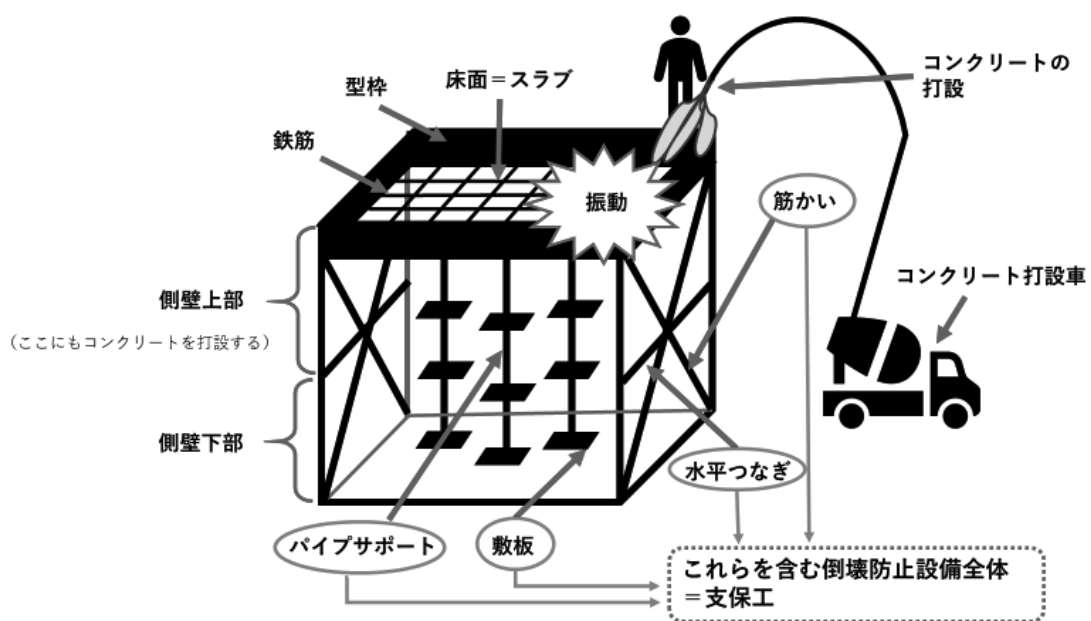
（三谷セキサン株式会社のウェブサイト（<http://www.m-sekisan.co.jp/recruit/recruit/about/index.html>，最終閲覧日：2020年10月31日）より）

【パイプサポート（支保工）】



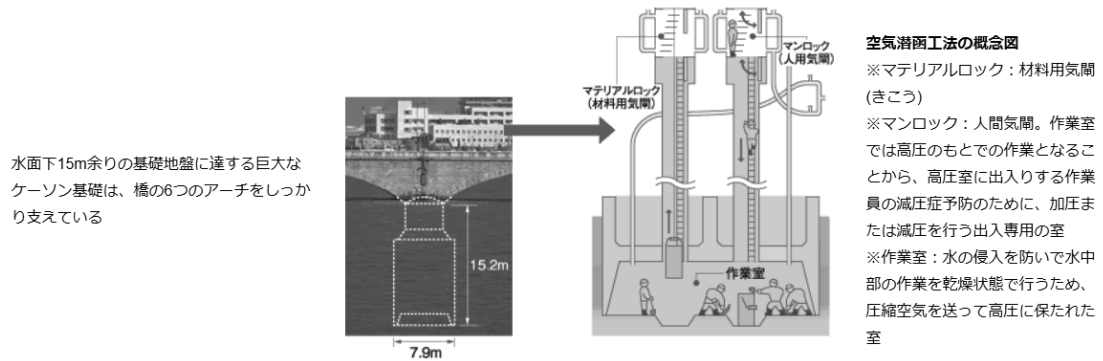
（リーラック機材株式会社のウェブサイト (<http://lealuck.co.jp/products.html>, 最終閲覧日：2019年8月25日) より))

【事件のイメージ図】



(原案：三柴丈典、イラスト：小菅佳江子)

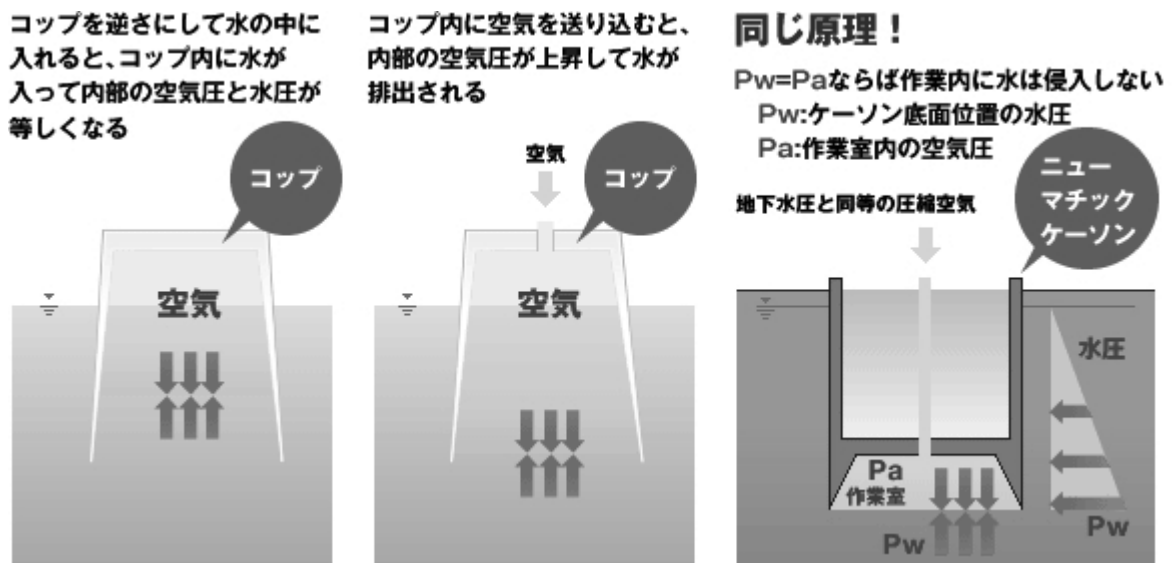
【高気圧下の作業室（ケーソン工法）の例】



(国土交通省北陸地方整備局の WEB サイト (http://www.hrr.mlit.go.jp/nyusho/big_ban_dai.html, 最終閲覧日：2020年12月28日)

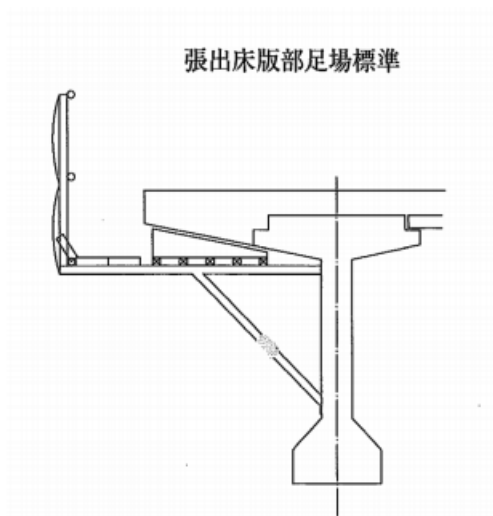
*この図が示す、ニューマチックケーソン法は、「あらかじめ地上で下部に作業室を設けた鉄筋コンクリート製の函（ケーソン）を築造するとともに、作業室に地下水圧に見合う圧縮空気を送り込むことにより地下水を排除し、常にドライな環境で掘削・沈下を行う所定の位置に構築物を設置する工法」である。

この工法は、コップを逆さまにして平らに水中に押し込むと、空気の圧力により水の浸入を防ぐことができるという原理を応用したものである。実際には、ケーソン下部に気密作業室を設け、そこに圧縮空気を送り込んで地下水の浸入を防ぎ、ドライな状態で掘削できるようにしている。コップの中がケーソン作業室、コップの先端がケーソンの刃先に当たる（大豊建設株式会社のウェブサイト (<https://www.daiho.co.jp/tech/nk1/>, 最終閲覧日：2020年11月9日) より）。



(大豊建設株式会社のウェブサイト (<https://www.daiho.co.jp/tech/nk1/>, 最終閲覧日：2020年11月9日) より)

【足場の張出し部】



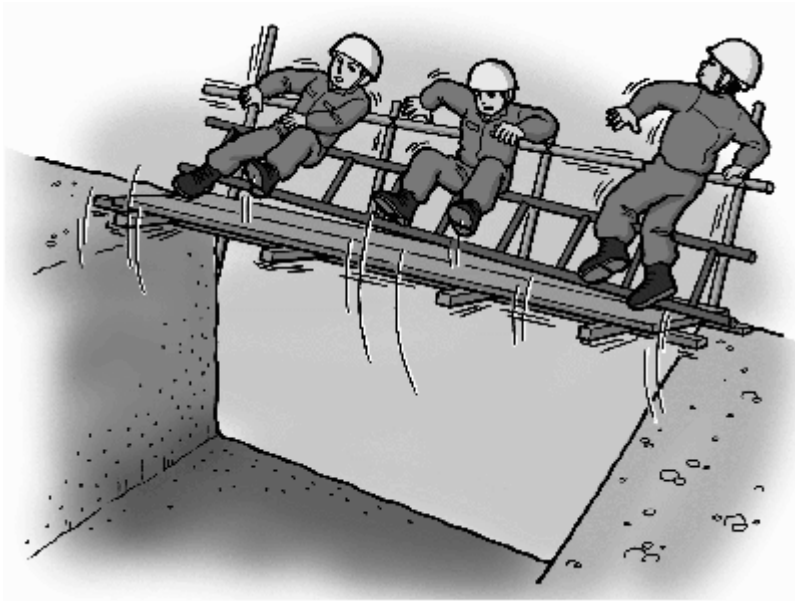
（一般社団法人プレストレストコンクリート建設業協会のウェブサイトに登載された PC
コンポ橋に関する説明文書（<https://www.pcken.or.jp/pdf/pdf/poconbosekisan.pdf>, 最
終閲覧日：2020年12月19日）より）

【アーク溶接機】



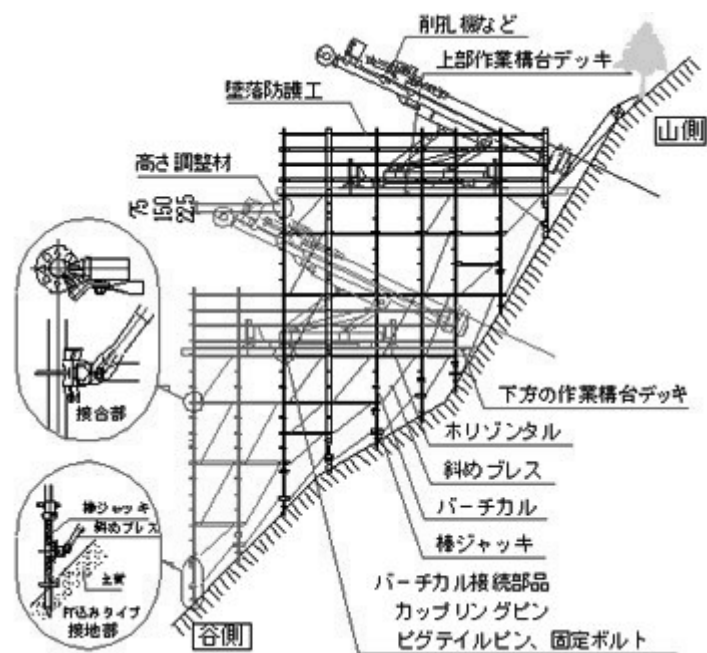
（株式会社 MonotaRO のウェブサイト (<https://www.monotaro.com/p/5061/3675/>), (エスコ EA315GA-2) 最終閲覧日：2020年11月8日)

【架設通路】



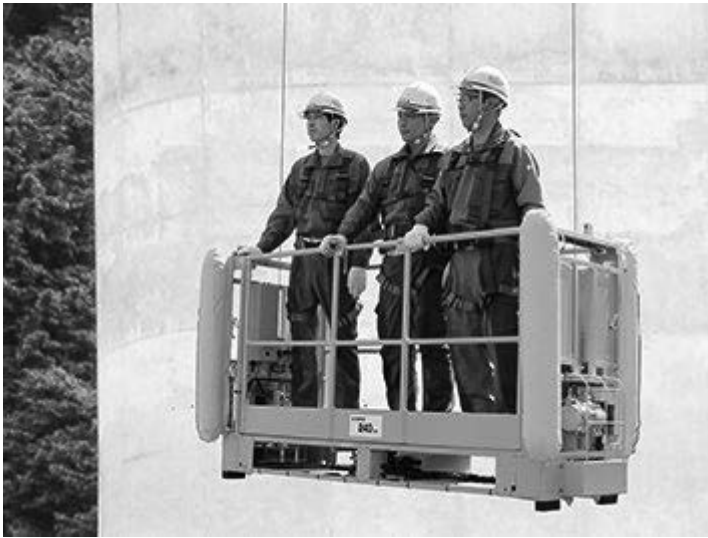
（厚生労働省，職場のあんぜんサイト（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100303，最終閲覧日：2020年12月13日）より）

【作業構台】



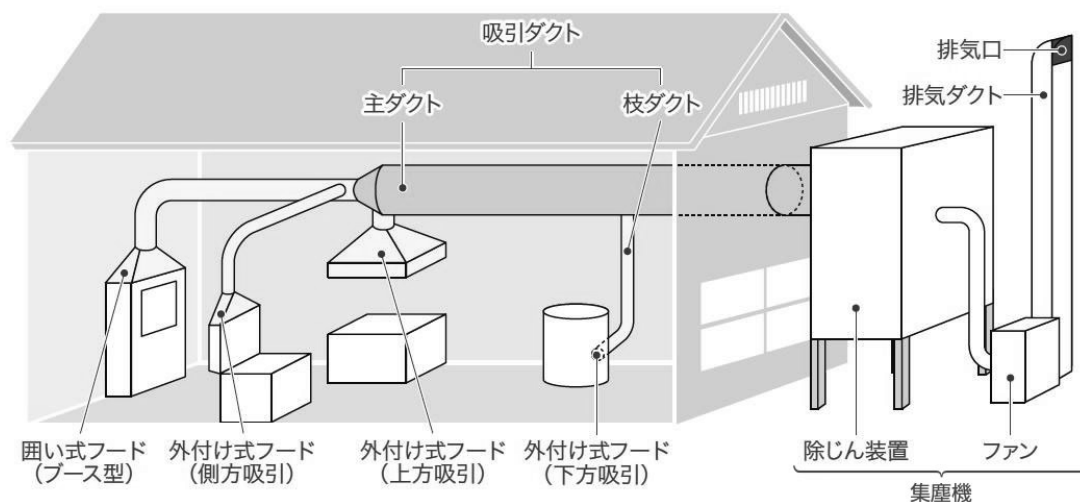
(日綜産業株式会社のウェブサイト (<https://www.nisso-sangyo.co.jp/products/series/bank-8>, 最終閲覧日：2020年11月9日) より)

【ゴンドラ】



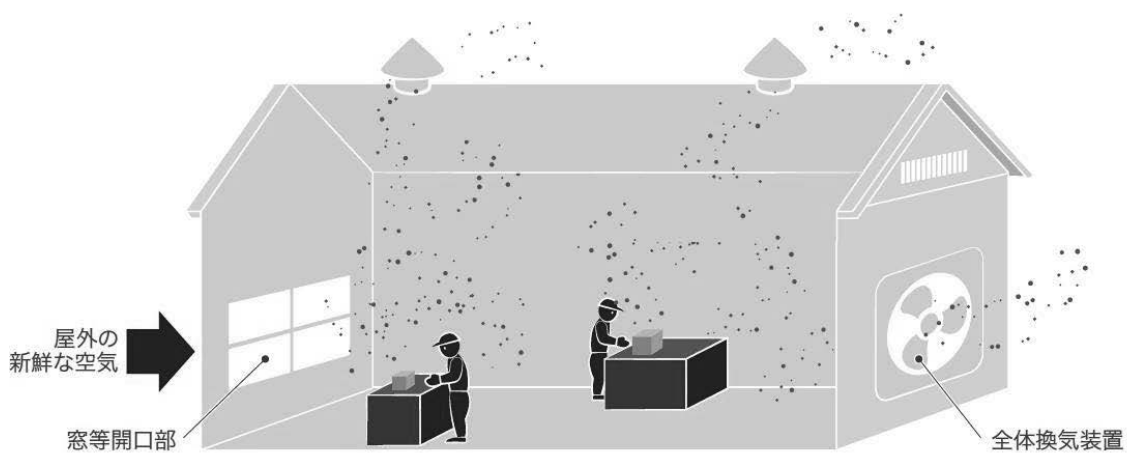
（日本ビソー株式会社のウェブサイト (<https://www.bisoh.co.jp/product/maintenance/g-kinou.html>), 最終閲覧日：2020年11月9日) より)

【局所排気装置】



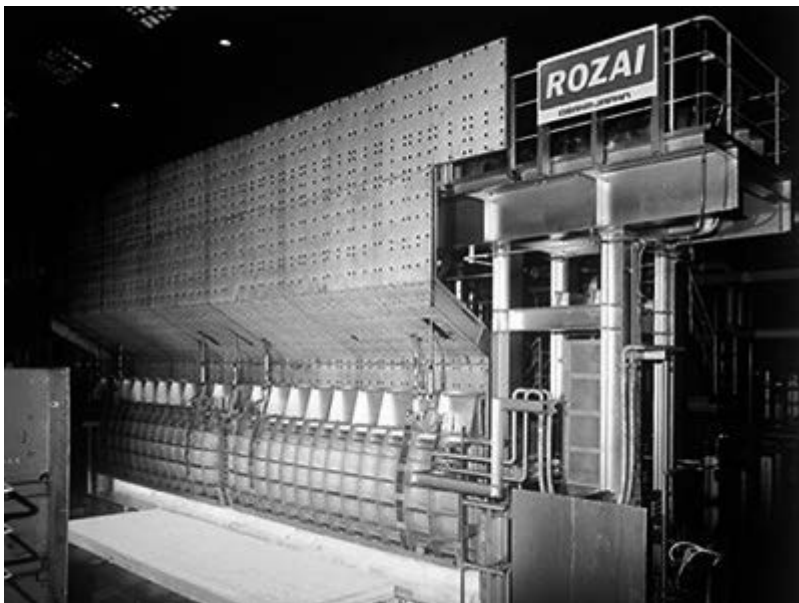
(株式会社アピステのウェブサイト (<https://www.apiste.co.jp/gde/technical/detail/id=4074>, 最終閲覧日：2020年11月9日) より)

【全体換気装置】



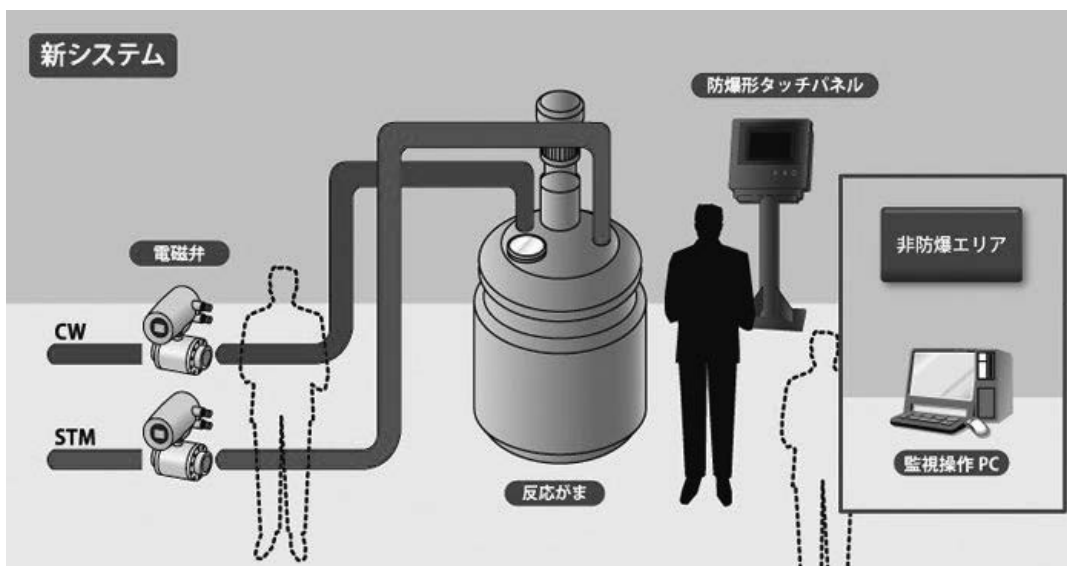
(株式会社アピステのウェブサイト (<https://www.apiste.co.jp/gde/technical/detail/id=4074>, 最終閲覧日：2020年11月9日) より)

【加熱炉】



（ロザイ工業株式会社のウェブサイト（https://www.rozai.co.jp/business/furnace/tekko01.html#images/slide_a01.jpg，最終閲覧日：2020年11月13日）より）

【反応器】



（旭化成エンジニアリング株式会社のウェブサイト（<https://www.asahi-kasei.co.jp/aec/business/eic/product/batch.html>，最終閲覧日：2020年11月13日）より）

【蒸留器（イメージ）】



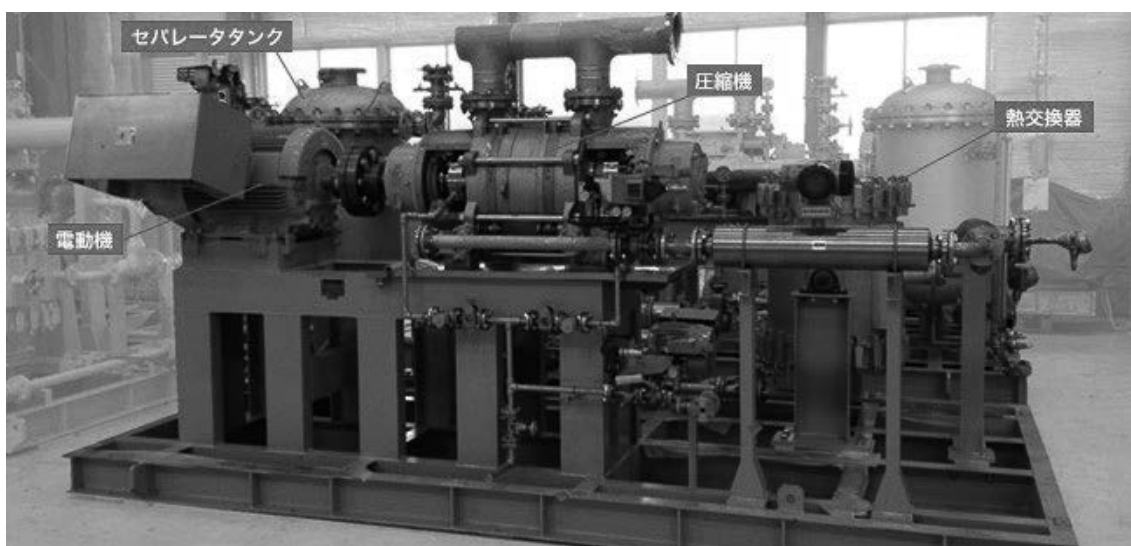
（堅展実業株式会社のウェブサイト (<http://akkeshi-distillery.com/overview.html>),
最終閲覧日：2020年11月13日) より)

【特定化学設備（イメージ）】



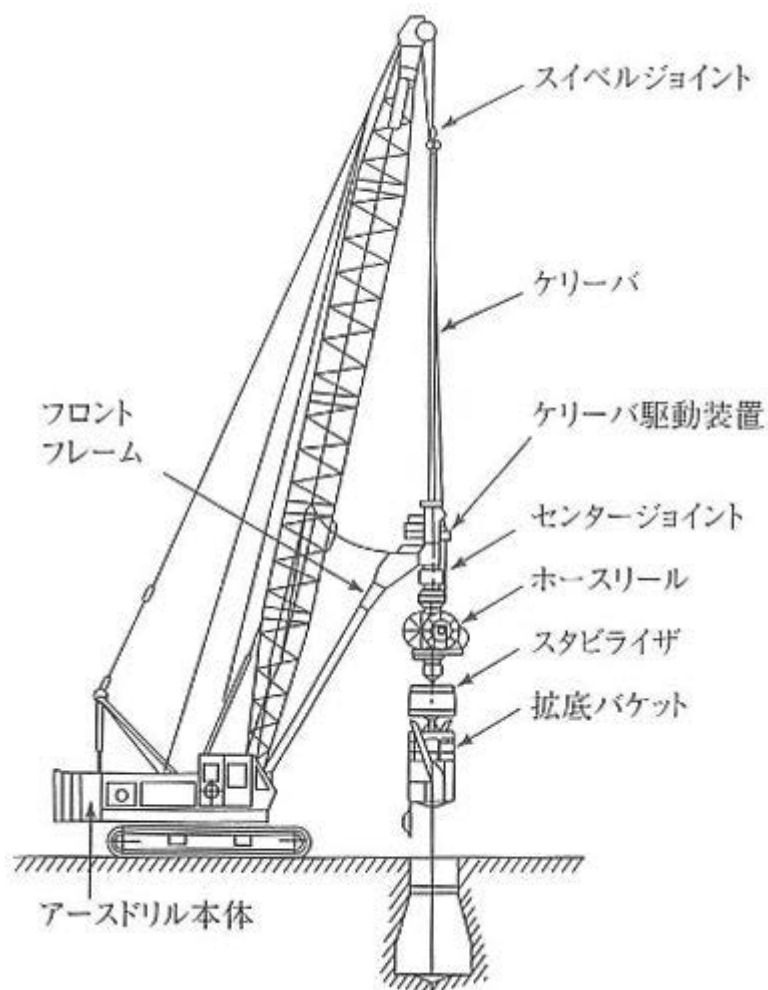
（角田淳氏のブログ（<http://itetama.jp/blog-entry-434.html>，最終閲覧日：2020年11月13日）より）

【化学設備の動力機、圧縮機など】



（株式会社鶴見製作所のウェブサイト（<https://www.tsurumipump.co.jp/projects/case/113.php>，最終閲覧日：2020年11月13日）より）

【アースドリル】



(株式会社ディーラーニングによる「独学サポート」事務局のウェブサイト (http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130628_140615.html, 最終閲覧日：2020年11月17日)より)